工　事　設　計　書

工事設計書のダウンロードにあたって

　知り得た情報は、関東地方整備局以外の者の権利を含む場合があるため、ダウンロードを行った個人又は法人における１次利用に限るものとし、有償無償に関わらず「第三者への提供行為※」を行わないでください。

※「他の第三者への提供行為」・・・PDFデータのまま、あるいは、紙に出力して等の手段に関わらず、ダウンロードを行った個人又は法人以外の他者による２次利用につながる一切の行為を指します。

国土交通省　関東地方整備局
横浜国道事務所

鏡

１．工事名

工事名	Ｒ７横浜国道事務所管内環境整備その３工事
工事地名	神奈川県横浜市戸塚区小雀町 他1箇所

２．工事内容

１）	発注年月	令和 8年 1月	
２）	事務所名	横浜国道事務所　工務課	
３）	工事番号		
４）	契約区分	単年度（繰越を含む）の分任官	
５）	変更回数	0回	
６）	主 工 種	道路改良工事	
７）	工 事 量		
８）	工　　期	332日間　自　令和 8年 4月 1日	
		（当初）　至　令和 9年 2月26日	
		（ 0回変更）　至　年 月 日	
９）	施 工 県	神奈川県	
１０）	地　　区	横浜地区	
１１）	河川・路線	一般国道４６８号	
１２）	設 計 年 月	令和 8年 3月	
１３）	機械損料一括補正	0	労務費一括割増　0%
１４）	単価適用年月	2026年 3月	
１５）	歩掛適用年月	2026年 3月	
１６）	前請負工事費	0	
１７）	前請負代金額	0	
１８）	調 整 区 分	0	
１９）	共通仮設費対象額		
２０）	現場管理費対象額		
２１）	一般管理費等対象額		
２２）	処 分 費 等	23,112,778	
２３）	公 告 日	令和 8年 1月23日	
２４）	入 札 締 切 日	年 月 日	

３．予算科目

1） 予算科目：	2） 目：	3） 目の細分：	4） 事業名：

設計内訳書

工事名	Ｒ７横浜国道事務所管内環境整備その３工事 （当　初）	事業区分	道路新設･改築
		工事区分	道路改良

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
道路改良 （小雀地区）		式	1		147,505,943			
道路土工		式	1		54,563,122			
掘削工 【本線】		式	1		821,725			
掘削 (1)	土砂 ｵｰﾌﾟﾝｶｯﾄ 押土無 障害無 5,000m3以上10,000m3未満	m3	190	293.5	55,765			単-1号
掘削 (2)	軟岩 ｵｰﾌﾟﾝｶｯﾄ 障害無 5,000m3以上	m3	1,150	343.2	394,680			単-2号
積込(ﾙｰｽﾞ)	破砕岩 土量50,000m3未満	m3	1,200	309.4	371,280			単-3号
掘削工 【管理用道路】		式	1		3,005,392			
掘削	軟岩 ｵｰﾌﾟﾝｶｯﾄ 障害無 5,000m3以上	m3	4,610	343.2	1,582,152			単-4号
積込(ﾙｰｽﾞ)	破砕岩 土量50,000m3未満	m3	4,600	309.4	1,423,240			単-5号
路体盛土工 【本線】		式	1		18,081			
路体(築堤)盛土	4.0m以上	m3	70	258.3	18,081			単-6号
路床盛土工 【本線】		式	1		15,864			

設計内訳書

工事名	Ｒ７横浜国道事務所管内環境整備その３工事 （当　初）	事業区分	道路新設･改築
		工事区分	道路改良

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
路床盛土	4.0m以上	m3	40	396.6	15,864			単-7号
法面整形工 【管理用道路】		式	1		681,860			
法面整形(切土部) (1)	現場制約無 ﾚｷ質土、砂及び砂質土、粘性土	m2	240	998	239,520			単-8号
法面整形(切土部) (2)	現場制約無 軟岩Ⅰ	m2	340	1,301	442,340			単-9号
残土処理工 【本線】		式	1		10,305,050			
土砂等運搬 (1)	土砂(岩塊･玉石混り土含む)	m3	50	3,906	195,300			単-10号
土砂等運搬 (2)	軟岩	m3	1,150	4,765	5,479,750			単-11号
残土等処分		m3	1,200	3,850	4,620,000			単-12号
UCR基本料金		式	1		10,000			内-1号
残土処理工 【管理用道路】		式	1		39,715,150			
土砂等運搬	軟岩	m3	4,610	4,765	21,966,650			単-13号
残土等処分		m3	4,610	3,850	17,748,500			単-14号

設計内訳書

工事名	Ｒ７横浜国道事務所管内環境整備その３工事 （当　初）	事業区分	道路新設･改築
		工事区分	道路改良

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
法面工		式	1		15,291,240			
植生工 【管理用道路】		式	1		714,300			
植生基材吹付	5cm 植生基材吹付工 250m2以上500m2未満	m2	100	7,143	714,300			単-15号
法面吹付工 【管理用道路】		式	1		498,390			
ｺﾝｸﾘｰﾄ吹付	高炉ｾﾒﾝﾄ 厚10cm	m2	37	13,470	498,390			単-16号
法枠工 【管理用道路】		式	1		12,784,000			
吹付枠	□200×200	m2	470	27,200	12,784,000			単-17号
点検施設工 【管理用道路】		式	1		1,294,550			
点検階段 (1)	地山面設置	m	17	76,150	1,294,550			単-18号
擁壁工		式	1		68,801,625			
作業土工 【本線】		式	1		1,472,576			
床掘り(掘削)	軟岩	m3	140	1,594	223,160			単-19号

設計内訳書

工事名	Ｒ７横浜国道事務所管内環境整備その３工事 （当　初）	事業区分	道路新設･改築
		工事区分	道路改良

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
積込(ﾙｰｽﾞ)	破砕岩 土量50,000m3未満	m3	140	309.4	43,316			単-20号
土砂等運搬	軟岩	m3	140	4,765	667,100			単-21号
残土等処分		m3	140	3,850	539,000			単-22号
既製杭工 【本線】		式	1		67,329,049			
鋼管杭 (1)	鋼管径(杭径) 1200mm 鋼管長さ(杭長) 15.5m	本	13	3,690,000	47,970,000			単-23号
鋼管杭 (2)	鋼管径(杭径) 318.5mm 鋼管長さ(杭長) 8m	本	12	1,158,000	13,896,000			単-24号
銅ﾊﾞﾝﾄﾞ	φ1200用	個	1	144,000	144,000			単-25号
現場取卸(鋼管杭)		t	79.9	983.1	78,549			単-26号
圧入機組立･解体	φ1200仕様	回	1	1,736,000	1,736,000			単-27号
反力架台	φ1200用	回	1	500,300	500,300			単-28号
鋼矢板	IV型 平均鋼矢板長さ10.7m 鋼矢板打込長9.7m 平均鋼矢板引抜長 9.7m	枚	18	166,900	3,004,200			単-29号

設計内訳書

工事名	Ｒ７横浜国道事務所管内環境整備その３工事 （当　初）	事業区分	道路新設･改築
		工事区分	道路改良

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
排水構造物工		式	1		2,121,381			
作業土工 【管理用道路】		式	1		294,401			
床掘り(掘削)	軟岩	m3	20	2,941	58,820			単-30号
埋戻し	土砂	m3	10	4,397	43,970			単-31号
基面整正		m2	24	546.8	13,123			単-32号
積込(ﾙｰｽﾞ)	破砕岩 土量50,000m3未満	m3	20	309.4	6,188			単-33号
土砂等運搬	軟岩	m3	20	4,765	95,300			単-34号
残土等処分		m3	20	3,850	77,000			単-35号
側溝工 【管理用道路】		式	1		1,721,080			
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄU型側溝	ﾍﾞﾝﾁﾌﾘｭｰﾑ 300×200×2000	m	68	13,360	908,480			単-36号
小段ｺﾝｸﾘｰﾄ	18-8-25(20)(高炉)W/C 指定なし	m	68	11,950	812,600			単-37号
集水桝･ﾏﾝﾎｰﾙ工		式	1		105,900			

設計内訳書

工事名	Ｒ７横浜国道事務所管内環境整備その３工事 （当　初）	事業区分	道路新設･改築
		工事区分	道路改良

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
現場打ち集水桝	現場打材 各種 法面作業補正有	箇所	1	105,900	105,900			単-38号
構造物撤去工		式	1		812,335			
構造物取壊し工【本線】		式	1		812,335			
鋼材切断	H鋼杭(H300～H400)	箇所	1	8,235	8,235			単-39号
H鋼杭引抜き	H-400×400×13×21 引抜長 10.374m	本	1	804,100	804,100			単-40号
応急処理工		式	1		3,531,240			
応急処理工		式	1		3,531,240			
応急処理		式	1		3,531,240			内-2号
仮設工		式	1		2,385,000			
交通管理工		式	1		2,385,000			
交通誘導警備員		人日	125	19,080	2,385,000			単-41号
直接工事費		式	1		147,505,943			

設計内訳書

工事名	Ｒ７横浜国道事務所管内環境整備その３工事 （当　初）	事業区分	道路新設･改築
		工事区分	道路改良

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
共通仮設費		式	1		17,045,304			
共通仮設費		式	1		4,504,304			
運搬費		式	1		2,894,304			
建設機械運搬費		台	6	89,200	535,200			単-42号
重建設機械分解組立輸送費		回	2	1,089,000	2,178,000			単-43号
仮設材運搬費		t	14.7	12,320	181,104			単-44号
技術管理費		式	1		439,000			
土質等試験費		式	1		149,000			内-3号
孔内傾斜計観測		式	1		290,000			内-4号
現場環境改善費（率計上）		式	1		1,171,000			
共通仮設費（率計上）		式	1		12,541,000			
純工事費		式	1		164,551,247			

設計内訳書

工事名	Ｒ７横浜国道事務所管内環境整備その３工事 （当　初）	事業区分	道路新設･改築
		工事区分	道路改良

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
現場管理費		式	1		43,779,000			
工事原価		式	1		224,393,096			
一般管理費等		式	1		31,746,904			
工事価格		式	1		256,140,000			
消費税相当額		式	1		25,614,000			
工事費計		式	1		281,754,000			

設計内訳書

工事名	Ｒ７横浜国道事務所管内環境整備その３工事　（当　初）	事業区分	道路新設･改築
		工事区分	道路改良

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
道路改良 （城南地区）		式	1		[redacted]			
舗装工		式	1		1,545,016			
ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工		式	1		523,404			
下層路盤(車道・路肩部)	再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-40 仕上り厚 150ｍｍ	m2	140	619.6	86,744			単-1号
上層路盤(車道・路肩部)	粒度調整砕石 M-30 仕上り厚 100ｍｍ	m2	140	1,003	140,420			単-2号
表層(車道・路肩部)	密粒度ｱｽｺﾝ(20) 舗装厚 50ｍｍ 3.0m超	m2	140	2,116	296,240			単-3号
透水性舗装工		式	1		1,021,612			
ﾌｨﾙﾀｰ層	再生砂 仕上り厚 100ｍｍ	m2	237	1,185	280,845			単-4号
下層路盤(歩道部)	再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-40 仕上り厚 100ｍｍ	m2	237	955.6	226,477			単-5号
表層	開粒度ｱｽｺﾝ (13) 2.4m以上 舗装厚 40ｍｍ	m2	237	2,170	514,290			単-6号
排水構造物工		式	1		2,114,161			
作業土工		式	1		79,921			

設計内訳書

工事名	Ｒ７横浜国道事務所管内環境整備その３工事　（当　初）	事業区分	道路新設･改築
		工事区分	道路改良

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
床掘り	土砂	m3	10	2,420	24,200			単-7号
埋戻し	土砂	m3	10	4,397	43,970			単-8号
土砂等運搬 現場～仮置場	土砂(岩塊･玉石混り土含む)	m3	3	3,782	11,346			単-9号
整地	残土受入れ地での処理	m3	3	135	405			単-10号
側溝工		式	1		1,292,360			
L形側溝	幅 87ｃｍ 高さ 32ｃｍ	m	15	8,916	133,740			単-11号
管(函)渠型側溝	幅 30ｃｍ 高さ 30ｃｍ	m	38	30,490	1,158,620			単-12号
管渠工		式	1		337,050			
鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ台付管	I型 300×2400	m	15	22,470	337,050			単-13号
集水桝･ﾏﾝﾎｰﾙ工		式	1		404,830			
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ街渠桝 (1)	組合せ集水桝 400×400×550	箇所	2	158,400	316,800			単-14号
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ街渠桝 (2)	380×815×1030	箇所	1	88,030	88,030			単-15号

設計内訳書

工事名	Ｒ７横浜国道事務所管内環境整備その３工事　（当　初）	事業区分	道路新設･改築
		工事区分	道路改良

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
縁石工		式	1		777,450			
縁石工		式	1		777,450			
歩車道境界ﾌﾞﾛｯｸ	B種(180/205×250×600)	m	73	10,650	777,450			単-16号
構造物撤去工		式	1		[redacted]			
構造物取壊し工		式	1		320,308			
ｺﾝｸﾘｰﾄ構造物取壊し	無筋構造物 機械施工	m3	6	11,800	70,800			単-17号
舗装版破砕 (1)	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版 舗装版厚 4ｃｍ	m2	220	656.6	144,452			単-18号
舗装版破砕 (2)	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版 舗装版厚 10ｃｍ	m2	160	656.6	105,056			単-19号
運搬処理工		式	1		[redacted]			
殻運搬 (1)	ｱｽﾌｧﾙﾄ殻	m3	25	3,836	95,900			単-20号
殻運搬 (2)	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(無筋)	m3	6	5,581	33,486			単-21号
殻処分 (1)	ｱｽﾌｧﾙﾄ殻	m3	25	4,230	105,750			単-22号

設計内訳書

工事名	Ｒ７横浜国道事務所管内環境整備その３工事　（当　初）	事業区分	道路新設･改築
		工事区分	道路改良

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
殻処分 (2)	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(無筋)	m3	6	[redacted]				単-23号
応急処理工		式	1		3,532,000			
応急処理工		式	1		3,532,000			
応急処理工		式	1	3,532,000	3,532,000			単-24号
仮設工		式	1		1,323,450			
交通管理工		式	1		1,323,450			
交通誘導警備員 (1)		人日	17	20,610	350,370			単-25号
交通誘導警備員 (2)		人日	51	19,080	973,080			単-26号
直接工事費		式	1		9,860,049			
共通仮設費		式	1		1,813,800			
共通仮設費		式	1		342,800			
技術管理費		式	1		7,800			

設計内訳書

工事名	Ｒ７横浜国道事務所管内環境整備その３工事　（当　初）	事業区分	道路新設･改築
		工事区分	道路改良

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
六価ｸﾛﾑ溶出試験費		式	1		7,800			内-1号
現場環境改善費（率計上）		式	1		335,000			
共通仮設費（率計上）		式	1		1,471,000			
純工事費		式	1		11,673,849			
現場管理費		式	1		4,389,000			
工事原価		式	1		16,062,849			

［神奈川県横浜市戸塚区小雀町 他1箇所 ］

一式当たり内訳書

UCR基本料金

第 1号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
UCR基本料金		式	1		10,000			
合 計					10,000			

［神奈川県横浜市戸塚区小雀町 他1箇所 ］

一式当たり内訳書

応急処理

第 2号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
特殊作業員		人	60	31,518	1,891,080			
普通作業員		人	60	27,336	1,640,160			
合 計					3,531,240			

［神奈川県横浜市戸塚区小雀町 他1箇所 ］

一式当たり内訳書

土質等試験費

第 3号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
土質等試験費（一式入力）	149千円	式	1		149,000			
合 計					149,000			

［神奈川県横浜市戸塚区小雀町 他1箇所 ］

一式当たり内訳書

孔内傾斜計観測

第 4号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
孔内傾斜計観測	観測なし	式	1		290,000			
合 計					290,000			

［神奈川県藤沢市城南二丁目地先　］

一式当たり内訳書

六価ｸﾛﾑ溶出試験費

第　1号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
環境庁告示第46号溶出試験	六価ｸﾛﾑ	検体	1	7,800	7,800			
合　計					7,800			

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－1号	掘削 (1)	土砂 ｵｰﾌﾟﾝｶｯﾄ 押土無 障害無 5,000m3以上10,000m3未満	単位	m3	数量	1	単価	293.5

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
掘削	土砂 ｵｰﾌﾟﾝｶｯﾄ 無し 無し 5,000m3以上10,000m3未満	ｍ３	1	293.5	293.5	
計					293.5	
単価					293.5	円／m3

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－2号	掘削 (2)	軟岩 ｵｰﾌﾟﾝｶｯﾄ 障害無 5,000m3以上	単位	m3	数量	1	単価	343.2

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
掘削	軟岩 ｵｰﾌﾟﾝｶｯﾄ 無し 5,000m3以上	ｍ３	1	343.2	343.2	
計					343.2	
単価					343.2	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－3号	積込(ﾙｰｽﾞ)	破砕岩 土量50,000m3未満	単位	m3	数量	1	単価	309.4

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
積込（ルーズ）	破砕岩 土量50,000m3未満	ｍ３	1	309.4	309.4	
計					309.4	
単価					309.4	円／m3

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－4号	掘削	軟岩 ｵｰﾌﾟﾝｶｯﾄ 障害無 5,000m3以上	単位	m3	数量	1	単価	343.2

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
掘削	軟岩 ｵｰﾌﾟﾝｶｯﾄ 無し 5,000m3以上	ｍ３	1	343.2	343.2	
計					343.2	
単価					343.2	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－5号	積込(ﾙｰｽﾞ)	破砕岩 土量50,000m3未満	単位	m3	数量	1	単価	309.4

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
積込（ルーズ）	破砕岩 土量50,000m3未満	ｍ３	1	309.4	309.4	
計					309.4	
単価					309.4	円／m3

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－6号	路体(築堤)盛土	4.0m以上	単位	m3	数量	1	単価	258.3

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
路体（築堤）盛土	4.0m以上 20,000m3未満 無し	ｍ３	1	258.3	258.3	
計					258.3	
単価					258.3	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－7号	路床盛土	4.0m以上	単位	m3	数量	1	単価	396.6

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
路床盛土	4.0m以上 20,000m3未満 無し	ｍ３	1	396.6	396.6	
計					396.6	
単価					396.6	円／m3

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－8号	法面整形(切土部) (1)	現場制約無 ﾚｷ質土、砂及び砂質土、粘性土	単位	m2	数量	1	単価	998

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
法面整形	切土部 無し ﾚｷ質土、砂及び砂質土、粘性土 全ての費用	ｍ２	1	998	998	
計					998	
単価					998	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－9号	法面整形(切土部) (2)	現場制約無 軟岩I	単位	m2	数量	1	単価	1,301

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
法面整形	切土部 無し 軟岩I 全ての費用	m２	1	1,301	1,301	
計					1,301	
単価					1,301	円／m2

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－10号	土砂等運搬 (1)	土砂(岩塊・玉石混り土含む)	単位	m3	数量	1	単価	3,906

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土砂等運搬	標準 ﾊﾞｯｸﾎｳ山積0.8m3(平積0.6m3) 土砂(岩塊・玉石混り土含む) 有り 31.5km以下	m３	1	3,906	3,906	
計					3,906	
単価					3,906	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－11号	土砂等運搬 (2)	軟岩	単位	m3	数量	1	単価	4,765

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土砂等運搬	標準 ﾊﾞｯｸﾎｳ山積0.8m3(平積0.6m3) 軟岩 有り 31.5km以下	m３	1	4,765	4,765	
計					4,765	
単価					4,765	円／m3

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－12号	残土等処分		単位	m3	数量	1	単価	3,850

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
残土等処分		m３	1	3,850	3,850	
計					3,850	
単価					3,850	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－13号	土砂等運搬	軟岩	単位	m3	数量	1	単価	4,765

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土砂等運搬	標準 ﾊﾞｯｸﾎｳ山積0.8m3(平積0.6m3) 軟岩 有り 31.5km以下	ｍ３	1	4,765	4,765	
計					4,765	
単価					4,765	円／m3

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－14号	残土等処分		単位	m3	数量	1	単価	3,850

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
残土等処分		ｍ３	1	3,850	3,850	
計					3,850	
単価					3,850	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－15号	植生基材吹付	5cm 植生基材吹付工 250m2以上500m2未満	単位	m2	数量	1	単価	7,143

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
機械播種施工による植生工	植生基材吹付工 5cm 250m2以上500m2未満 無 無 無	m２	1	7,143	7,143	
計					7,143	
単価					7,143	円／m2

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－16号	ｺﾝｸﾘｰﾄ吹付	高炉ｾﾒﾝﾄ 厚10cm	単位	m2	数量	1	単価	13,470

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
コンクリート吹付工	10cm 100m2未満 無 無	m２	1	13,470	13,470	
計					13,470	
単価					13,470	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－17号	吹付枠	□200×200	単位	m2	数量	471.1	単価	27,200

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
ラス張工［市場単価］	250m2以上500m2未満 無	m２	471.1	3,109	1,464,649.9	
吹付枠工［市場単価］	梁断面 200×200 500m以上(標準) 無	m	657.8	14,250	9,373,650	
水切モルタル・コンクリート加算額［市場単価］		m３	1.81	76,460	138,392.6	
機械播種施工による植生工	植生基材吹付工 5cm 250m2以上500m2未満 無 無 有	m２	320.2	5,714	1,829,622.8	
目地板	30m2未満 遮青繊維質目地板t=10	m２	1.6	4,581	7,329.6	
計					12,813,644.9	
単価					27,200	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－18号	点検階段 (1)	地山面設置	単位	m	数量	16.6	単価	76,150

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
点検用昇降階段設置	地山面設置 L=16.6m 片手摺り設置含む	m	16.6	23,610	391,926	
再生ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ製ｽﾃｯﾌﾟ(材料費)	HS-15LS W=750 15度傾斜用	個	27	5,480	147,960	
再生ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ製ｽﾃｯﾌﾟ(材料費)	HS-2LS W=750 20度傾斜用	個	1	5,480	5,480	
再生ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ製ｽﾃｯﾌﾟ(材料費)	HS-3LS W=750 30度傾斜用	個	24	5,480	131,520	
再生ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ製ｽﾃｯﾌﾟ(材料費)	HS-35LS W=750 35度傾斜用	個	1	6,230	6,230	
再生ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ製角材(材料費)	90×90×2000	本	20	5,980	119,600	
ｺｰｽｽﾚｯﾄﾞ(材料費)	65L	本	204	21	4,284	
ｺｰｽｽﾚｯﾄﾞ(材料費)	100L	本	212	39	8,268	
異形鉄筋杭ｾｯﾄD16×L750(材料費)	ﾌﾞﾗｹｯﾄ・SUSﾎﾞﾙﾄ含む	組	60	2,240	134,400	
端末支柱(材料費)	60.5φ×3.2×1385 ﾎﾞﾙﾄ・取付金具含む	本	2	13,400	26,800	
中間支柱(材料費)	60.5φ×3.2×1385 ﾎﾞﾙﾄ・取付金具含む	本	7	15,000	105,000	

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－18号	点検階段 (1)	地山面設置	単位	m	数量	16.6	単価	76,150

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
手摺ﾋﾞｰﾑ(材料費)	42.7φ×2.3×1878	本	8	7,740	61,920	
手摺支持金物(材料費)	PL-150×90×t6.0 ﾎﾞﾙﾄM12×130含む	個	9	6,110	54,990	
手摺補強金物(材料費)	FB-4.5×38+4.5×50 ﾎﾞﾙﾄM10×40・M10×30含む	個	9	7,300	65,700	
計					1,264,078	
単価					76,150	円／m

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－19号	床掘り（掘削）	軟岩	単位	m3	数量	1	単価	1,594

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
掘削	軟岩 ｵｰﾌﾟﾝｶｯﾄ 無し 1,000m3未満 無し 無し	ｍ３	1	1,594	1,594	
計					1,594	
単価					1,594	円／m3

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－20号	積込(ﾙｰｽﾞ)	破砕岩 土量50,000m3未満	単位	m3	数量	1	単価	309.4

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
積込（ルーズ）	破砕岩 土量50,000m3未満	ｍ３	1	309.4	309.4	
計					309.4	
単価					309.4	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－21号	土砂等運搬	軟岩	単位	m3	数量	1	単価	4,765

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土砂等運搬	標準 ﾊﾞｯｸﾎｳ山積0.8m3(平積0.6m3) 軟岩 有り 31.5km以下	m３	1	4,765	4,765	
計					4,765	
単価					4,765	円／m3

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－22号	残土等処分		単位	m3	数量	1	単価	3,850

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
残土等処分		m３	1	3,850	3,850	
計					3,850	
単価					3,850	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－23号	鋼管杭 (1)	鋼管径(杭径) 1200ｍｍ 鋼管長さ(杭長) 15.5m	単位	本	数量	13	単価	3,690,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
鋼管杭圧入(自走回転圧入工法)	φ1200 杭長15.5m 1箇所継 圧入長14.5m	本	13	2,171,000	28,223,000	
加重平均N値=51						
鋼管杭 ﾀｲﾌﾟA (材料費)	φ1200 t12 L=15.5m	本	9	1,380,000	12,420,000	
鋼管杭 ﾀｲﾌﾟB (材料費)	φ1200 t12 L=15.5m	本	4	1,830,000	7,320,000	
計					47,963,000	
単価					3,690,000	円／本

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－24号	鋼管杭 (2)	鋼管径(杭径) 318.5ｍｍ 鋼管長さ(杭長) 8m	単位	本	数量	1	単価	1,158,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
鋼管杭圧入(自走回転圧入工法)	φ318.5 杭長8.0m 圧入長7.0m 加重平均N値=51	本	1	882,200	882,200	
小口径鋼管杭 (材料費)	φ318.5×t10.3×8000 SKT400 先端ﾘﾝｸﾞﾋﾞｯﾄ含む	個	1	275,000	275,000	
計					1,157,200	
単価					1,158,000	円／本

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－25号	銅ﾊﾞﾝﾄﾞ	φ1200用	単位	個	数量	1	単価	144,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
銅ﾊﾞﾝﾄﾞ(材料費)	φ1200	個	1	144,000	144,000	
計					144,000	
単価					144,000	円／個

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－26号	現場取卸(鋼管杭)		単位	t	数量	1	単価	983.1

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
現場取卸 (鋼管杭)	ﾗﾌﾃﾚｰﾝｸﾚｰﾝ 油圧伸縮ｼﾞﾌﾞ型 16t吊 標準	t	1	983.1	983.1	
計					983.1	
単価					983.1	円／t

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－27号	圧入機組立・解体	φ1200仕様	単位	回	数量	1	単価	1,736,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
自走式回転圧入機組立・解体	ｼﾞｬｲﾛﾊﾟｲﾗｰ φ1200仕様	回	1	1,736,000	1,736,000	
計					1,736,000	
単価					1,736,000	円／回

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－28号	反力架台	φ1200用	単位	回	数量	1	単価	500,300

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
反力架台設置撤去	φ1200用	回	1	500,300	500,300	
計					500,300	
単価					500,300	円／回

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－29号	鋼矢板	IV型 平均鋼矢板長さ 10.7m 鋼矢板打込長 9.7m 平均鋼矢板引抜長 9.7m	単位	枚	数量	18	単価	166,900

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
【圧入】						
鋼矢板圧入（５０＜Ｎｍａｘ≦６００）	50<Nmax≦100 IV型 12m以下	枚	18	111,100	1,999,800	
油圧式杭圧入引抜機据付・解体	圧入(50<Nmax≦180) IV型 陸上	回	1	486,500	486,500	
【引抜き】						
鋼矢板引抜き	陸上 IV型 12m以下	枚	18	10,520	189,360	
油圧式杭圧入引抜機据付・解体	引抜き IV型 陸上	回	1	67,640	67,640	
【鋼矢板賃料】						
鋼矢板賃料（普通鋼矢板）	IV型 10.7m/枚 87日 無 有 3650円 有 1回	枚	18	14,460	260,280	
計					3,003,580	
単価					166,900	円／枚

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－30号	床掘り(掘削)	軟岩	単位	m3	数量	1	単価	2,941

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
掘削	軟岩 ｵｰﾌﾟﾝｶｯﾄ 有り 5,000m3未満 無し 無し	ｍ３	1	2,941	2,941	
計					2,941	
単価					2,941	円／m3

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－31号	埋戻し	土砂	単位	m3	数量	1	単価	4,397

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
埋戻し	上記以外(小規模) 土砂 全ての費用	ｍ３	1	4,397	4,397	
計					4,397	
単価					4,397	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－32号	基面整正		単位	m2	数量	1	単価	546.8

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
基面整正		ｍ２	1	546.8	546.8	
計					546.8	
単価					546.8	円／m2

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－33号	積込(ﾙｰｽﾞ)	破砕岩 土量50,000m3未満	単位	m3	数量	1	単価	309.4

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
積込（ルーズ）	破砕岩 土量50,000m3未満	ｍ３	1	309.4	309.4	
計					309.4	
単価					309.4	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－34号	土砂等運搬	軟岩	単位	m3	数量	1	単価	4,765

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土砂等運搬	標準 ﾊﾞｯｸﾎｳ山積0.8m3(平積0.6m3) 軟岩 有り 31.5km以下	m３	1	4,765	4,765	
計					4,765	
単価					4,765	円／m3

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－35号	残土等処分		単位	m3	数量	1	単価	3,850

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
残土等処分		m３	1	3,850	3,850	
計					3,850	
単価					3,850	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－36号	ﾌﾟﾚｷｬｽﾄU型側溝	ﾍﾞﾝﾁﾌﾘｭｰﾑ 300×200×2000	単位	m	数量	1	単価	13,360

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
U型側溝	据付け 無し 無し 側溝(各種) L=2000mm 1000kg/個以下 無し 小段面部 無し	m	1	13,360	13,360	
計					13,360	
単価					13,360	円／m

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－37号	小段ｺﾝｸﾘｰﾄ	18-8-25(20)(高炉)W/C指定なし	単位	m	数量	10	単価	11,950

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
コンクリート打設工	小段排水溝 ｸﾚｰﾝ機能付きﾊﾞｯｸﾎｳ 各種 無し 10m3/100m2 有り	m２	13	7,030	91,390	
ｺﾝｸﾘｰﾄ規格：18-8-25(20)(高炉)W/C指定なし						
養生工	縦排水溝・小段排水溝	m２	13	232.1	3,017.3	
型枠工	小段排水溝	m２	2	12,520	25,040	
計					119,447.3	
単価					11,950	円／m

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－38号	現場打ち集水桝	現場打材 各種 法面作業補正有	単位	箇所	数量	1	単価	105,900

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
【集水桝本体】						
現場打ち集水桝・街渠桝 （本体）	各種 0.24m3を超え0.26m3以下 人力打設 一般養生･特殊養生(練炭)	箇所	1	52,150	52,150	
ｺﾝｸﾘｰﾄ規格：18-8-25(20)(高炉)W/C指定なし						
【桝蓋】						
コンクリート	小型構造物 人力打設 24-12-25(20)(高炉) 一般養生 有り 全ての費用	ｍ３	0.07	45,780	3,204.6	
型枠	一般型枠 小型構造物	ｍ２	0.64	10,100	6,464	
鉄筋工［市場単価］	SD295 D10 一般構造物 10t未満 無 無 無 有 補正無(鉄筋割合10%未満含む) 補正無(一般構造物)	ｔ	0.006	198,000	1,188	
つり金具(材料費)	φ13×760 SS400 錆止め塗装	個	4	10,700	42,800	
計					105,806.6	
単価					105,900	円／箇所

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－39号	鋼材切断	H鋼杭(H300～H400)	単位	箇所	数量	1	単価	8,235

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
ガス切断	H鋼杭(H300～H400)	箇所	1	8,235	8,235	
計					8,235	
単価					8,235	円／箇所

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－40号	H鋼杭引抜き	H-400×400×13×21 引抜長 10.374m	単位	本	数量	1	単価	804,100

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
H形鋼引抜き	H-400×400×13×21 引抜長L=10.374m	本	1	897,400	897,400	
ｵｰｶﾞｹｰｼﾝｸﾞ工法						
スクラップ	ヘビーＨ１	t	-2.58	36,200	-93,396	
計					804,004	
単価					804,100	円／本

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－41号	交通誘導警備員		単位	人日	数量	1	単価	19,080

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員Ｂ		人日	1	19,080	19,080	
計					19,080	
単価					19,080	円／人日

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－42号	建設機械運搬費		単位	台	数量	6	単価	89,200

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
【自走式圧入機】						
貨物自動車による運搬（１車１回）	各種 17.2km 無 有 19900円	台	4	90,900	363,600	
【油圧式杭圧入引抜機（硬質地盤専用）】						
貨物自動車による運搬（１車１回）	油圧式杭圧入引抜機 鋼矢板II･III･IV型用 17.2km 無 有 14800円	台	2	85,800	171,600	
計					535,200	
単価					89,200	円／台

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－43号	重建設機械分解組立輸送費		単位	回	数量	2	単価	1,089,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
重建設機械分解組立輸送	分解組立+輸送(往復) ｸﾛｰﾗｸﾚｰﾝ系 35t吊超80t吊以下(ｸﾗﾑ平積0.6m3超2m3下) 標準(1.0)	回	1	1,352,000	1,352,000	
重建設機械分解組立輸送	分解組立+輸送(往復) ﾌﾞﾙﾄﾞｰｻﾞ 21t級を超え44t級以下 標準(1.0)	回	1	824,500	824,500	
計					2,176,500	
単価					1,089,000	円／回

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－44号	仮設材運搬費		単位	t	数量	14.7	単価	12,320

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)の運搬	関東・中部・近畿 17.2km 12m以内 各種(実数入力) 0無 無	t	29.4	4,660	137,004	
仮設材等の積込み，取卸し費	積込み,取卸し(往復分)	t	14.7	3,000	44,100	
計					181,104	
単価					12,320	円／t

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	機械播種施工による植生工	植生基材吹付工 5cm 250m2以上500m2未満 無 無 無	単位	ｍ２	数量	1	単価	7,143

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
法面工（植生基材吹付）	厚５ｃｍ	ｍ２	1	7,143.22	7,143	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					7,143	
単価					7,143	円／ｍ２

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	コンクリート吹付工	10cm 100m2未満 無 無	単位	ｍ２	数量	1	単価	13,470

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
法面工（コンクリート吹付）	厚１０ｃｍ	ｍ２	1	13,468.35	13,468	
諸雑費（まるめ）		式	1		2	
計					13,470	
単価					13,470	円／ｍ２

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ラス張工［市場単価］	250m2以上500m2未満 無	単位	ｍ２	数量	100	単価	3,109

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
現場吹付法枠工　ラス張工		ｍ２	100	3,108.78	310,878	
諸雑費（まるめ）		式	1		22	
計					310,900	
単価					3,109	円／ｍ２

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	吹付枠工［市場単価］	梁断面 200×200 500m以上(標準) 無	単位	m	数量	100	単価	14,250

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
吹付枠工（モルタル・コンクリート）	梁断面　２００×２００	m	100	14,241	1,424,100	
諸雑費（まるめ）		式	1		900	
計					1,425,000	
単価					14,250	円／m

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	水切モルタル・コンクリート加算額 ［市場単価］		単位	ｍ３	数量	100	単価	76,460

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
現場吹付法枠工　加算額	水切モルタル・コンクリート	ｍ３	100	76,457	7,645,700	
諸雑費（まるめ）		式	1		300	
計					7,646,000	
単価					76,460	円／ｍ３

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	機械播種施工による植生工	植生基材吹付工 5cm 250m2以上500m2未満 無 無 有	単位	ｍ２	数量	1	単価	5,714

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
法面工（植生基材吹付）	厚５ｃｍ	ｍ２	1	5,714.58	5,714	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					5,714	
単価					5,714	円／ｍ２

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	点検用昇降階段設置	地山面設置 L=16.6m 片手摺り設置含む	単位	m	数量	10	単価	23,610

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
法面工		人	7.3	32,334	236,038	
諸雑費（まるめ）		式	1		62	
計					236,100	
単価					23,610	円／m

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	鋼管杭圧入(自走回転圧入工法)	φ1200 杭長15.5m 1箇所継 圧入長14.5m	単位	本	数量	10	単価	2,171,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	12.617	35,496	447,853	
特殊作業員		人	12.617	31,518	397,662	
とび工		人	25.234	33,762	851,950	
溶接工		人	25.234	39,678	1,001,234	
普通作業員		人	12.617	27,336	344,898	
ｼﾞｬｲﾛﾊﾟｲﾗｰ運転	φ800-1200仕様 圧入力800~4000kN 引抜力850~4500kN	日	12.617	915,700	11,553,386	
水潤滑ｼｽﾃﾑ賃料	10~60L/min 60kg/cm2	日	25.234	40,000	1,009,360	
ｸﾛｰﾗｸﾚｰﾝ運転	油圧伸縮ｼﾞﾌﾞ型･排出ｶﾞｽ対策型(2014年規制) 75t吊	日	12.617	217,800	2,747,982	
諸雑費 （率＋まるめ） 58%		式	1		3,355,675	
計					21,710,000	
単価					2,171,000	円／本

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	鋼管杭圧入(自走回転圧入工法)	φ318.5 杭長8.0m 圧入長7.0m 加重平均N値=51	単位	本	数量	10	単価	882,200

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	5.191	35,496	184,259	
特殊作業員		人	5.191	31,518	163,609	
とび工		人	10.381	33,762	350,483	
普通作業員		人	5.191	27,336	141,901	
ｼﾞｬｲﾛﾊﾟｲﾗｰ運転	φ800-1200仕様 圧入力800~4000kN 引抜力850~4500kN	日	5.191	915,700	4,753,398	
ｳｫｰﾀｰﾊﾝﾏ賃料	W100(二重管ﾛｯﾄﾞ・ｽｲﾍﾞﾙ類含む)	日	5.191	180,000	934,380	
杭打ち用ｳｫｰﾀｰｼﾞｪｯﾄ運転	ｴﾝｼﾞﾝ式・排出ｶﾞｽ対策型(第3次基準値) 圧力14.7MPa	日	5.191	87,600	454,731	
吐出量325L/min						
空気圧縮機運転	可搬式・ｴﾝｼﾞﾝ駆動・ｽｸﾘｭ型(超低騒音型)・排対型(3次)	日	5.191	9,835	51,053	
吐出量4.0~5.0m3/min吐出圧力0.7MPa						
小口径ｱﾀｯﾁﾒﾝﾄ賃料		日	5.191	60,000	311,460	

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	鋼管杭圧入(自走回転圧入工法)	φ318.5 杭長8.0m 圧入長7.0m 加重平均N値=51	単位	本	数量	10	単価	882,200

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
ｸﾛｰﾗｸﾚｰﾝ運転	油圧伸縮ｼﾞﾌﾞ型･排出ｶﾞｽ対策型(2014年規制) 75t吊	日	5.191	217,800	1,130,599	
諸雑費 (率＋まるめ) 14%		式	1		346,127	
計					8,822,000	
単価					882,200	円／本

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	自走式回転圧入機組立・解体	ｼﾞｬｲﾛﾊﾟｲﾗｰ φ1200仕様	単位	回	数量	1	単価	1,736,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	3	35,496	106,488	
特殊作業員		人	3	31,518	94,554	
とび工		人	9	33,762	303,858	
ｼﾞｬｲﾛﾊﾟｲﾗｰ運転	φ800-1200仕様 圧入力800~4000kN 引抜力850~4500kN	日	0.63	915,700	576,891	
ｸﾛｰﾗｸﾚｰﾝ運転	油圧伸縮ｼﾞﾌﾞ型・排出ｶﾞｽ対策型(2014年規制) 75t吊	日	3	217,800	653,400	
諸雑費（まるめ）		式	1		809	
計					1,736,000	
単価					1,736,000	円／回

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	反力架台設置撤去	φ1200用	単位	回	数量	1	単価	500,300

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	1.25	35,496	44,370	
とび工		人	2.5	33,762	84,405	
溶接工		人	2.5	39,678	99,195	
ｸﾛｰﾗｸﾚｰﾝ運転	油圧伸縮ｼﾞﾌﾞ型･排出ｶﾞｽ対策型(2014年規制) 75t吊	日	1.25	217,800	272,250	
諸雑費（まるめ）		式	1		80	
計					500,300	
単価					500,300	円／回

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	鋼矢板圧入（５０＜Ｎｍａｘ≦６００）	50<Nmax≦100 IV型 12m以下	単位	枚	数量	10	単価	111,100

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	1.493	35,496	52,995	
特殊作業員		人	1.493	31,518	47,056	
とび工		人	2.985	33,762	100,779	
油圧式杭圧入引抜機運転	圧入(50<Nmax≦180) IV型	日	1.493	348,600	520,459	
ラフテレーンクレーン運転	50～51t吊 排出ｶﾞｽ対策型(2011年規制)	日	1.493	147,900	220,814	
諸雑費（率＋まるめ） 18%		式	1		168,897	
計					1,111,000	
単価					111,100	円／枚

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	油圧式杭圧入引抜機据付・解体	圧入(50<Nmax≦180) IV型 陸上	単位	回	数量	1	単価	486,500

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	1.1	35,496	39,045	
特殊作業員		人	1.1	31,518	34,669	
とび工		人	2.19	33,762	73,938	
油圧式杭圧入引抜機運転	圧入(50<Nmax≦180) IV型	日	0.59	348,600	205,674	
ラフテレーンクレーン運転	50～51t吊 排出ｶﾞｽ対策型(2011年規制)	日	0.9	147,900	133,110	
諸雑費（まるめ）		式	1		64	
計					486,500	
単価					486,500	円／回

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	鋼矢板引抜き	陸上 IV型 12m以下	単位	枚	数量	10	単価	10,520

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	0.256	35,496	9,086	
特殊作業員		人	0.256	31,518	8,068	
とび工		人	0.513	33,762	17,319	
油圧式杭圧入引抜機運転	引抜き IV型	日	0.256	179,100	45,849	
ラフテレーンクレーン運転	25t吊 排出ｶﾞｽ対策型(第3次基準値)	日	0.256	97,110	24,860	
諸雑費（率＋まるめ） 0.1%		式	1		18	
計					105,200	
単価					10,520	円／枚

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	油圧式杭圧入引抜機据付・解体	引抜き IV型 陸上	単位	回	数量	1	単価	67,640

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	0.19	35,496	6,744	
特殊作業員		人	0.19	31,518	5,988	
とび工		人	0.39	33,762	13,167	
油圧式杭圧入引抜機運転	引抜き IV型	日	0.13	179,100	23,283	
ラフテレーンクレーン運転	25t吊 排出ｶﾞｽ対策型(第3次基準値)	日	0.19	97,110	18,450	
諸雑費（まるめ）		式	1		8	
計					67,640	
単価					67,640	円／回

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	鋼矢板賃料（普通鋼矢板）	IV型 10.7m/枚 87日 無 有 3650円 有 1回	単位	枚	数量	1	単価	14,460

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
鋼矢板（本矢板）	４型（７６．１ｋｇ／ｍ）	t	0.814	8,265	6,727	
鋼矢板　修理費及び損耗費		t	0.814	9,490	7,724	
諸雑費（まるめ）		式	1		9	
計					14,460	
単価					14,460	円／枚

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	Ｕ型側溝	据付け 無し 無し 側溝(各種) L=2000mm 1000kg/個以下 無し 小段面部 無し	単位	m	数量	10	単価	13,360

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
Ｕ型側溝	Ｌ２０００　１０００ｋｇ以下　昼　無	m	10	4,960	49,600	
ﾍﾞﾝﾁﾌﾘｭｰﾑ	300×200×2000	個	5	16,800	84,000	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					133,600	
単価					13,360	円／m

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	コンクリート打設工	小段排水溝 ｸﾚｰﾝ機能付きﾊﾞｯｸﾎｳ 各種 無し 10m3/100m2 有り	単位	ｍ２	数量	100	単価	7,030

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	1.8	35,496	63,892	
特殊作業員		人	2.1	31,518	66,187	
普通作業員		人	3.5	27,336	95,676	
生ｺﾝｸﾘｰﾄ	18-8-25(20)(高炉) W/C指定なし	ｍ３	12.1	23,000	278,300	
バックホウ（クローラ）標準・超低騒音・クレーン付	排ガス２０１４年　山積０．８ｍ３　吊能力２．９ｔ	時間	13.3	14,620	194,446	
諸雑費（率＋まるめ） 2%		式	1		4,499	
計					703,000	
単価					7,030	円／ｍ２

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	養生工	縦排水溝・小段排水溝	単位	ｍ２	数量	100	単価	232.1

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	0.21	35,496	7,454	
普通作業員		人	0.56	27,336	15,308	
諸雑費（率＋まるめ） 2%		式	1		448	
計					23,210	
単価					232.1	円／ｍ２

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	型枠工	小段排水溝	単位	ｍ２	数量	10	単価	12,520

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	0.9	35,496	31,946	
型わく工		人	1.6	33,354	53,366	
普通作業員		人	1.2	27,336	32,803	
諸雑費（率＋まるめ） 6%		式	1		7,085	
計					125,200	
単価					12,520	円／ｍ２

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	鉄筋工［市場単価］	SD295 D10 一般構造物 10t未満 無 無 無 有 補正無(鉄筋割合10%未満含む) 補正無(一般構造物)	単位	t	数量	1	単価	198,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
鉄筋コンクリート用棒鋼	ＳＤ２９５　Ｄ１０	t	1.03	107,000	110,210	
鉄筋工	加工・組立共　一般構造物	t	1	87,714.9	87,714	
諸雑費（まるめ）		式	1		76	
計					198,000	
単価					198,000	円／ｔ

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ガス切断	H鋼杭(H300～H400)	単位	箇所	数量	1	単価	8,235

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
溶接工		人	0.13	39,678	5,158	
普通作業員		人	0.07	27,336	1,913	
酸素	ボンベ	m3	0.76	522	396	
アセチレン	ボンベ	kg	0.34	2,220	754	
諸雑費（率＋まるめ） 0.2%		式	1		14	
計					8,235	
単価					8,235	円／箇所

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	H形鋼引抜き	H-400×400×13×21 引抜長L=10.374m	単位	本	数量	1	単価	897,400

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	1.44	35,496	51,114	
とび工		人	2.88	33,762	97,234	
普通作業員		人	2.88	27,336	78,727	
ﾗﾌﾃﾚｰﾝｸﾚｰﾝ装着式ｱｰｽｵｰｶﾞ運転	ｱｰｽｵｰｶﾞ（油圧式）及びﾓﾝｹﾝ架装ﾍﾞｰｽﾏｼﾝ25t吊	日	1.44	160,800	231,552	
ｵｰｶﾞﾄﾙｸ35kN・mﾘｰﾀﾞ長17.5mﾓﾝｹﾝ質量2.0t						
ﾗﾌﾃﾚｰﾝｸﾚｰﾝ運転	油圧伸縮ｼﾞﾌﾞ型・排出ｶﾞｽ対策型（第2次基準値） 25t吊	日	1.44	91,640	131,961	
ﾊﾞｯｸﾎｳ（ｸﾛｰﾗ型）運転	標準型・排出ｶﾞｽ対策型（第2次基準値） 標準ﾊﾞｹｯﾄ容量	日	1.44	58,480	84,211	
（山積0.5/平積0.4m3）						
諸雑費 （率＋まるめ） 33%		式	1		222,601	
計					897,400	
単価					897,400	円／本

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	交通誘導警備員Ｂ		単位	人日	数量	1	単価	19,080

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員Ｂ		人	1	19,074	19,074	
諸雑費（まるめ）		式	1		6	
計					19,080	
単価					19,080	円／人日

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	貨物自動車による運搬（１車１回）	各種 17.2km 無 有 19900円	単位	台	数量	1	単価	90,900

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
貨物自動車基本運賃	20t車以上30t車まで 20kmまで	台	1	71,000	71,000	
貨物自動車運送料金	運搬中の賃料（損料）Ｋ（Ｋ’）	台	1	19,900	19,900	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					90,900	
単価					90,900	円／台

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	貨物自動車による運搬（１車１回）	油圧式杭圧入引抜機 鋼矢板II･III･IV型用 17.2km 無 有 14800円	単位	台	数量	1	単価	85,800

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
貨物自動車基本運賃	20t車以上30t車まで 20kmまで	台	1	71,000	71,000	
貨物自動車運送料金	運搬中の賃料（損料）Ｋ（Ｋ’）	台	1	14,800	14,800	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					85,800	
単価					85,800	円／台

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	重建設機械分解組立輸送	分解組立+輸送(往復) ｸﾛｰﾗｸﾚｰﾝ系 35t吊超80t吊以下(ｸﾗﾑ平積0.6m3超2m3下) 標準(1.0)	単位	回	数量	1	単価	1,352,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
特殊作業員		人	5.5	31,518	173,349	
ラフテレーンクレーン［油圧伸縮ジブ型］	２５ｔ吊	日	1.5	53,200	79,800	
運搬費等率 434%		式	1		1,098,666	
諸雑費（まるめ）		式	1		185	
計					1,352,000	
単価					1,352,000	円／回

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	重建設機械分解組立輸送	分解組立+輸送(往復) ﾌﾞﾙﾄﾞｰｻﾞ 21t級を超え44t級以下 標準(1.0)	単位	回	数量	1	単価	824,500

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
特殊作業員		人	4.6	31,518	144,982	
ラフテレーンクレーン［油圧伸縮ジブ型］	２５ｔ吊	日	3.4	53,200	180,880	
運搬費等率 153%		式	1		498,568	
諸雑費（まるめ）		式	1		70	
計					824,500	
単価					824,500	円／回

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)の運	関東・中部・近畿 17.2km 12m以内 各種(実数入力) 0無 無	単位	t	数量	1	単価	4,660

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
基本運賃区分Ａ	製品長12m以内 20kmまで	t	1	4,660	4,660	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					4,660	
単価					4,660	円／ｔ

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	仮設材等の積込み，取卸し費	積込み,取卸し(往復分)	単位	t	数量	1	単価	3,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
積込み．取卸し費（仮設材等）		t	2	1,500	3,000	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					3,000	
単価					3,000	円／ｔ

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	土質等試験費（一式入力）	149千円	単位	式	数量	1	単価	149,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土質等試験費		式	1		149,000	
計					149,000	
単価					149,000	円／式

参考資料（2）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ｼﾞｬｲﾛﾊﾟｲﾗｰ運転	φ800-1200仕様 圧入力800~4000kN 引抜力850~4500kN	単位	日	数量	1	単価	915,700

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
軽油		L	281	130	36,530	
ｼﾞｬｲﾛﾊﾟｲﾗｰ損料	φ800-1200仕様 圧入力800~4000kN 引抜力850~4500kN	供用日	1.49	590,000	879,100	
諸雑費（まるめ）		式	1		70	
計					915,700	
単価					915,700	円／日

参考資料（2）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	水潤滑ｼｽﾃﾑ賃料	10~60L/min 60kg/cm2	単位	日	数量	1	単価	40,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
水潤滑ｼｽﾃﾑ 賃料	60kg/cm2、60L/min、23kW	台・日	1	40,000	40,000	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					40,000	
単価					40,000	円／日

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ｸﾛｰﾗｸﾚｰﾝ運転	油圧伸縮ｼﾞﾌﾞ型･排出ｶﾞｽ対策型(2014年規制) 75t吊	単位	日	数量	1	単価	217,800

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（特殊）		人	1	32,844	32,844	
軽油		L	116	130	15,080	
ｸﾛｰﾗｸﾚｰﾝ損料	油圧伸縮ｼﾞﾌﾞ型･排出ｶﾞｽ対策型(2014年規制) 75t吊	供用日	1.49	114,000	169,860	
諸雑費（まるめ）		式	1		16	
計					217,800	
単価					217,800	円／日

参考資料（2）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ｼﾞｬｲﾛﾊﾟｲﾗｰ運転	φ800-1200仕様 圧入力800~4000kN 引抜力850~4500kN	単位	日	数量	1	単価	915,700

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
軽油		L	281	130	36,530	
ｼﾞｬｲﾛﾊﾟｲﾗｰ損料	φ800-1200仕様 圧入力800~4000kN 引抜力850~4500kN	供用日	1.49	590,000	879,100	
諸雑費（まるめ）		式	1		70	
計					915,700	
単価					915,700	円／日

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ｳｫｰﾀｰﾊﾝﾏ賃料	W100(二重管ﾛｯﾄﾞ・ｽｲﾍﾞﾙ類含む)	単位	日	数量	1	単価	180,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
ｳｫｰﾀｰﾊﾝﾏ賃料	W100(二重管ﾛｯﾄﾞ・ｽｲﾍﾞﾙ類含む)ｼﾞｬｲﾛﾌﾟﾚｽ工法用	台・日	1	180,000	180,000	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					180,000	
単価					180,000	円／日

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	杭打ち用ｳｫｰﾀｰｼﾞｪｯﾄ運転	ｴﾝｼﾞﾝ式･排出ｶﾞｽ対策型(第3次基準値) 圧力14.7MPa	単位	日	数量	1	単価	87,600

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
軽油		L	134	130	17,420	
【単体損料】杭打ち用ｳｫｰﾀｰｼﾞｪｯﾄ損料	ｴﾝｼﾞﾝ式･排出ｶﾞｽ対策型(第3次基準値) 圧力14.7MPa	供用日	1.49	47,100	70,179	
吐出量325L/min						
諸雑費（まるめ）		式	1		1	
計					87,600	
単価					87,600	円／日

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	空気圧縮機運転	可搬式･ｴﾝｼﾞﾝ駆動･ｽｸﾘｭ型(超低騒音型)･排対型(3次)	単位	日	数量	1	単価	9,835

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
軽油		L	36	130	4,680	
空気圧縮機損料	可搬式･ｴﾝｼﾞﾝ駆動･ｽｸﾘｭ型(超低騒音型)･排対型(3次)	供用日	1.49	3,460	5,155	
吐出量4.0~5.0m3/min吐出圧力0.7MPa						
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					9,835	
単価					9,835	円／日

参考資料（2）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	小口径ｱﾀｯﾁﾒﾝﾄ賃料		単位	日	数量	1	単価	60,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
小口径ｱﾀｯﾁﾒﾝﾄ賃料	ｼﾞｬｲﾛﾌﾟﾚｽ工法用	台・日	1	60,000	60,000	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					60,000	
単価					60,000	円／日

参考資料（2）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ｸﾛｰﾗｸﾚｰﾝ運転	油圧伸縮ｼﾞﾌﾞ型･排出ｶﾞｽ対策型(2014年規制) 75t吊	単位	日	数量	1	単価	217,800

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（特殊）		人	1	32,844	32,844	
軽油		L	116	130	15,080	
ｸﾛｰﾗｸﾚｰﾝ損料	油圧伸縮ｼﾞﾌﾞ型･排出ｶﾞｽ対策型(2014年規制) 75t吊	供用日	1.49	114,000	169,860	
諸雑費（まるめ）		式	1		16	
計					217,800	
単価					217,800	円／日

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ｼﾞｬｲﾛﾊﾟｲﾗｰ運転	φ800-1200仕様 圧入力800~4000kN 引抜力850~4500kN	単位	日	数量	1	単価	915,700

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
軽油		L	281	130	36,530	
ｼﾞｬｲﾛﾊﾟｲﾗｰ損料	φ800-1200仕様 圧入力800~4000kN 引抜力850~4500kN	供用日	1.49	590,000	879,100	
諸雑費（まるめ）		式	1		70	
計					915,700	
単価					915,700	円／日

参考資料（2）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	クローラクレーン運転	油圧伸縮ジブ型・排出ガス対策型(2014年規制) 75t吊	単位	日	数量	1	単価	217,800

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（特殊）		人	1	32,844	32,844	
軽油		L	116	130	15,080	
クローラクレーン損料	油圧伸縮ジブ型・排出ガス対策型(2014年規制) 75t吊	供用日	1.49	114,000	169,860	
諸雑費（まるめ）		式	1		16	
計					217,800	
単価					217,800	円／日

参考資料（2）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	クローラクレーン運転	油圧伸縮ジブ型・排出ガス対策型(2014年規制) 75t吊	単位	日	数量	1	単価	217,800

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（特殊）		人	1	32,844	32,844	
軽油		L	116	130	15,080	
クローラクレーン損料	油圧伸縮ジブ型・排出ガス対策型(2014年規制) 75t吊	供用日	1.49	114,000	169,860	
諸雑費（まるめ）		式	1		16	
計					217,800	
単価					217,800	円／日

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	油圧式杭圧入引抜機運転	圧入(50<Nmax≦180) IV型	単位	日	数量	1	単価	348,600

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
軽油		L	171	130	22,230	
油圧式杭圧入引抜機［Ｅ式ユニット（硬質地盤用）］	排ガス型（第３次）　普通鋼矢板用　圧入８００ｋＮ	供用日	1.49	219,000	326,310	
諸雑費（まるめ）		式	1		60	
計					348,600	
単価					348,600	円／日

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ラフテレーンクレーン運転	50～51t吊 排出ｶﾞｽ対策型(2011年規制)	単位	日	数量	1	単価	147,900

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（特殊）		人	1	32,844	32,844	
軽油		L	128	130	16,640	
ラフテレーンクレーン［油圧伸縮ジブ型］	排出ガス対策型（２０１１年規制）５０～５１ｔ吊	供用日	1.49	66,000	98,340	
諸雑費（まるめ）		式	1		76	
計					147,900	
単価					147,900	円／日

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	油圧式杭圧入引抜機運転	引抜き IV型	単位	日	数量	1	単価	179,100

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
軽油		L	128	130	16,640	
油圧式杭圧入引抜機［エンジン式ユニット］	排ガス型（２０１４年規制） 圧入８００ｋＮ	供用日	1.49	109,000	162,410	
諸雑費（まるめ）		式	1		50	
計					179,100	
単価					179,100	円／日

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ラフテレーンクレーン運転	25t吊 排出ｶﾞｽ対策型(第3次基準値)	単位	日	数量	1	単価	97,110

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（特殊）		人	1	32,844	32,844	
軽油		L	92	130	11,960	
ラフテレーンクレーン［油圧伸縮ジブ型］	排出ガス対策型（第３次基準値）２５ｔ吊	供用日	1.49	35,100	52,299	
諸雑費（まるめ）		式	1		7	
計					97,110	
単価					97,110	円／日

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	バックホウ（クローラ）標準・超低騒音・クレーン付	排ガス２０１４年　山積０．８ｍ３　吊能力２．９ｔ	単位	時間	数量	1	単価	14,620

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（特殊）		人	0.17	32,844	5,583	
軽油		L	18	130	2,340	
バックホウ（クローラ）標準・超低騒音・クレーン付	排ガス２０１４年　山積０．８ｍ３　吊能力２．９ｔ	時間	1	6,690	6,690	
諸雑費（まるめ）		式	1		7	
計					14,620	
単価					14,620	円／時間

参考資料（2）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ﾗﾌﾃﾚｰﾝｸﾚｰﾝ装着式ｱｰｽｵｰｶﾞ運転	ｱｰｽｵｰｶﾞ（油圧式）及びﾓﾝｹﾝ架装ﾍﾞｰｽﾏｼﾝ25t吊	単位	日	数量	1	単価	160,800

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（特殊）		人	1	32,844	32,844	
軽油		L	120	130	15,600	
(組合せ損料=単体+ﾍﾞｰｽﾏｼﾝ)ﾗﾌﾃﾚｰﾝｸﾚｰﾝ装着式ｱｰｽｵｰｶﾞ	ｱｰｽｵｰｶﾞ（油圧式）及びﾓﾝｹﾝ架装 ﾍﾞｰｽﾏｼﾝ25t吊	供用日	1.58	71,100	112,338	
ｵｰｶﾞﾄﾙｸ35kN・mﾘｰﾀﾞ長17.5mﾓﾝｹﾝ質量2.0t						
諸雑費（まるめ）		式	1		18	
計					160,800	
単価					160,800	円／日

参考資料（2）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ﾗﾌﾃﾚｰﾝｸﾚｰﾝ運転	油圧伸縮ｼﾞﾌﾞ型･排出ｶﾞｽ対策型(第2次基準値) 25t吊	単位	日	数量	1	単価	91,640

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（特殊）		人	1	32,844	32,844	
軽油		L	84	130	10,920	
ﾗﾌﾃﾚｰﾝｸﾚｰﾝ損料	油圧伸縮ｼﾞﾌﾞ型･排出ｶﾞｽ対策型(第2次基準値) 25t吊	供用日	1.58	30,300	47,874	
諸雑費（まるめ）		式	1		2	
計					91,640	
単価					91,640	円／日

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ﾊﾞｯｸﾎｳ(ｸﾛｰﾗ型)運転	標準型・排出ｶﾞｽ対策型(第2次基準値) 標準ﾊﾞｹｯﾄ容量	単位	日	数量	1	単価	58,480

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手 (特殊)		人	1	32,844	32,844	
軽油		L	55	130	7,150	
ﾊﾞｯｸﾎｳ(ｸﾛｰﾗ型)損料	標準型・排出ｶﾞｽ対策型(第2次基準値) 標準ﾊﾞｹｯﾄ容量	供用日	1.58	11,700	18,486	
(山積0.5/平積0.4m3)						
諸雑費 (まるめ)		式	1		0	
計					58,480	
単価					58,480	円／日

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－1号	下層路盤(車道・路肩部)	再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-40 仕上り厚 150ｍｍ	単位	m2	数量	1	単価	619.6

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
下層路盤（車道・路肩部）	150mm 1層施工 再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-40 全ての費用	ｍ２	1	619.6	619.6	
計					619.6	
単価					619.6	円／m2

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－2号	上層路盤(車道・路肩部)	粒度調整砕石 M-30 仕上り厚 100ｍｍ	単位	m2	数量	1	単価	1,003

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
上層路盤（車道・路肩部）	粒度調整砕石 M-30 100mm 1層施工 全ての費用	ｍ２	1	1,003	1,003	
計					1,003	
単価					1,003	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－3号	表層(車道・路肩部)	密粒度ｱｽｺﾝ(20) 舗装厚 50ｍｍ 3.0ｍ超	単位	m2	数量	1	単価	2,116

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
表層（車道・路肩部）	3.0m超 50mm 密粒度アスコン（２０） ﾌﾟﾗｲﾑｺｰﾄ PK-3 全ての費用	ｍ２	1	2,116	2,116	
計					2,116	
単価					2,116	円／m2

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－4号	ﾌｨﾙﾀｰ層	再生砂 仕上り厚 100ｍｍ	単位	m2	数量	1	単価	1,185

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
フィルター層	100mm以上120mm未満	ｍ２	1	1,185	1,185	
計					1,185	
単価					1,185	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－5号	下層路盤(歩道部)	再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-40 仕上り厚 100ｍｍ	単位	m2	数量	1	単価	955.6

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
下層路盤（歩道部）	100mm 1層施工 再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-40 全ての費用	ｍ２	1	955.6	955.6	
計					955.6	
単価					955.6	円／m2

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－6号	表層	開粒度ｱｽｺﾝ (13) 2.4m以上 舗装厚 40ｍｍ	単位	m2	数量	1	単価	2,170

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
透水性アスファルト舗装	2.4m以上 40mm 開粒度ｱｽｺﾝ(13)	ｍ２	1	2,170	2,170	
計					2,170	
単価					2,170	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－7号	床掘り	土砂	単位	m3	数量	1	単価	2,420

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
床掘り	土砂　上記以外(小規模)　全ての費用	ｍ３	1	2,420	2,420	
計					2,420	
単価					2,420	円／m3

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－8号	埋戻し	土砂	単位	m3	数量	1	単価	4,397

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
埋戻し	上記以外(小規模)　土砂　全ての費用	ｍ３	1	4,397	4,397	
計					4,397	
単価					4,397	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－9号	土砂等運搬 現場～仮置場	土砂(岩塊･玉石混り土含む)	単位	m3	数量	1	単価	3,782

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土砂等運搬	小規模 ﾊﾞｯｸﾎｳ山積0.28m3(平積0.2m3) 土砂(岩塊･玉石混り土含む) 有り	ｍ３	1	3,782	3,782	
計					3,782	
単価					3,782	円／m3

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－10号	整地	残土受入れ地での処理	単位	m3	数量	1	単価	135

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
整地	残土受入れ地での処理	ｍ３	1	135	135	
計					135	
単価					135	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－11号	L形側溝	幅 87ｃｍ 高さ 32ｃｍ	単位	m	数量	10	単価	8,916

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
基礎砕石	7.5cmを超え12.5cm以下 再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ 40～0 全ての費用	m２	8.7	1,385	12,049.5	
コンクリート	小型構造物 人力打設 各種 一般養生 無し 全ての費用	m３	1.1	40,710	44,781	
ｺﾝｸﾘｰﾄ規格：18-8-25(20)(高炉)W/C指定なし						
型枠	一般型枠 小型構造物	m２	3.2	10,100	32,320	
計					89,150.5	
単価					8,916	円／m

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－12号	管(函)渠型側溝	幅 30ｃｍ 高さ 30ｃｍ	単位	m	数量	10	単価	30,490

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
管（函）渠型側溝	据付 200mm以上300mm以下 有り 全ての費用	m	10	30,270	302,700	
蓋版	据付け 無し 蓋版(各種) 40kg/枚以下 無し 無し	枚	5	439.7	2,198.5	
計					304,898.5	
単価					30,490	円／m

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－13号	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ台付管	I型 300×2400	単位	m	数量	10	単価	22,470

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
鉄筋コンクリート台付管	据付 300mm 2.4m/個 全ての費用	m	10	21,560	215,600	
モルタル練	普通 全ての費用	m３	0.08	113,200	9,056	
計					224,656	
単価					22,470	円／m

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－14号	ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ街渠桝 (1)	組合せ集水桝 400×400×550	単位	箇所	数量	10	単価	158,400

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ集水桝	組立式 400×400×550	基	10	37,800	378,000	
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ集水桝（材料費）	400×400×550	個	10	42,700	427,000	
縁塊（材料費）	700×150×700　ｸﾞﾚｰﾁﾝｸﾞ蓋含む	個	10	76,300	763,000	
コンクリート	小型構造物 人力打設 各種 一般養生 無し 全ての費用	ｍ３	0.2	40,710	8,142	
ｺﾝｸﾘｰﾄ規格：18-8-25(20)(高炉)W/C指定なし						
基礎砕石	12.5cmを超え17.5cm以下 再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ 40～0 全ての費用	ｍ２	4.9	1,467	7,188.3	
計					1,583,330.3	
単価					158,400	円／箇所

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－15号	ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ街渠桝 (2)	380×815×1030	単位	箇所	数量	10	単価	88,030

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
プレキャスト集水桝	据付 600kgを超え800kg以下 有り 全ての費用	基	10	10,300	103,000	
プレキャスト集水桝（材料費）		基	10	76,500	765,000	
コンクリート	小型構造物 人力打設 各種 一般養生 無し 全ての費用	m３	0.3	40,710	12,213	
ｺﾝｸﾘｰﾄ規格：18-8-25(20)(高炉)W/C指定なし						
計					880,213	
単価					88,030	円／箇所

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－16号	歩車道境界ﾌﾞﾛｯｸ	B種(180/205×250×600)	単位	m	数量	1	単価	10,650

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
歩車道境界ブロック	設置 B種(180/205×250×600) 再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-40 生ｺﾝｸﾘｰﾄ(各種) 無し	m	1	10,650	10,650	
ｺﾝｸﾘｰﾄ規格：18-8-25(20)(高炉)W/C指定なし						
計					10,650	
単価					10,650	円／m

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－17号	ｺﾝｸﾘｰﾄ構造物取壊し	無筋構造物 機械施工	単位	m3	数量	1	単価	11,800

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
構造物とりこわし	無筋構造物 機械施工 無し 無し 必要	ｍ３	1	11,800	11,800	
計					11,800	
単価					11,800	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－18号	舗装版破砕 (1)	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版 舗装版厚 4ｃｍ	単位	m2	数量	1	単価	656.6

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
舗装版破砕	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版 無し 必要 15cm以下 有り 全ての費用	ｍ２	1	656.6	656.6	
計					656.6	
単価					656.6	円／m2

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－19号	舗装版破砕 (2)	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版 舗装版厚 10ｃｍ	単位	m2	数量	1	単価	656.6

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
舗装版破砕	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版 無し 必要 15cm以下 有り 全ての費用	ｍ２	1	656.6	656.6	
計					656.6	
単価					656.6	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－20号	殻運搬 (1)	ｱｽﾌｧﾙﾄ殻	単位	m3	数量	1	単価	3,836

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
殻運搬	舗装版破砕 機械積込(騒音対策不要、厚15cm超)又(騒音対策必要) 有り 17.5km以下 全ての費用	ｍ３	1	3,836	3,836	
計					3,836	
単価					3,836	円／m3

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－21号	殻運搬 (2)	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(無筋)	単位	m3	数量	1	単価	5,581

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
殻運搬	ｺﾝｸﾘｰﾄ(無筋)構造物とりこわし 機械積込 有り 41.3km以下 全ての費用	ｍ３	1	5,581	5,581	
計					5,581	
単価					5,581	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－22号	殻処分 (1)	ｱｽﾌｧﾙﾄ殻	単位	m3	数量	1	単価	4,230

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
処分費（ｍ３）		ｍ３	1	4,230	4,230	
計					4,230	
単価					4,230	円／m3

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－23号	殻処分 (2)	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(無筋)	単位	m3	数量	1	[redacted]

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
処分費（ｍ３）		ｍ３	1	[redacted]		
計					[redacted]	
単価						円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－24号	応急処理工		単位	式	数量	1	単価	3,532,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
特殊作業員		人	60	31,518	1,891,080	
普通作業員		人	60	27,336	1,640,160	
計					3,531,240	
単価					3,532,000	円／式

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－25号	交通誘導警備員 (1)		単位	人日	数量	1	単価	20,610

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員Ａ		人日	1	20,610	20,610	
計					20,610	
単価					20,610	円／人日

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－26号	交通誘導警備員 (2)		単位	人日	数量	1	単価	19,080

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員Ｂ		人日	1	19,080	19,080	
計					19,080	
単価					19,080	円／人日

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	蓋版	据付け 無し 蓋版(各種) 40kg/枚以下 無し 無し	単位	枚	数量	100	単価	439.7

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
蓋版コンクリート・鋼製	４０ｋｇ以下　昼　無	枚	100	439.62	43,962	
円形水路用ｸﾞﾚｰﾁﾝｸﾞ【円形水路に含むため0円計上】	縦断用	枚	100	0	0	
諸雑費（まるめ）		式	1		8	
計					43,970	
単価					439.7	円／枚

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ集水桝	組立式 400×400×550	単位	基	数量	3	単価	37,800

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	1	35,496	35,496	
特殊作業員		人	1	31,518	31,518	
普通作業員		人	1.5	27,336	41,004	
諸雑費（率＋まるめ） 5%		式	1		5,382	
計					113,400	
単価					37,800	円／基

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	構造物とりこわし	無筋構造物 機械施工 無し 無し 必要	単位	ｍ３	数量	1	単価	11,800

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
無筋構造物	昼間　機械施工　制約無	ｍ３	1	11,799.93	11,799	
諸雑費（まるめ）		式	1		1	
計					11,800	
単価					11,800	円／ｍ３

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	処分費（ｍ３）		単位	ｍ３	数量	100	単価	4,230

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
ｱｽﾌｧﾙﾄ殻	【神奈川-6】㈱ガイアート 平塚合材工場	ｍ３	100	4,230	423,000	
計					423,000	
単価					4,230	円／ｍ３

参考資料（１）

単価使用年月	2026．3
歩掛使用年月	2026．3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	処分費（ｍ３）		単位	ｍ３	数量	100	[redacted]

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(無筋)	【神奈川-10】久野砕石工業㈱	ｍ３	100	[redacted]	[redacted]	
計						
単価						円／ｍ３

単価使用年月	2026．3
歩掛使用年月	2026．3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	交通誘導警備員Ａ		単位	人日	数量	1	単価 20,610

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員Ａ		人	1	20,604	20,604	
諸雑費（まるめ）		式	1		6	
計					20,610	
単価					20,610	円／人日

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	交通誘導警備員Ｂ		単位	人日	数量	1	単価	19,080

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員Ｂ		人	1	19,074	19,074	
諸雑費（まるめ）		式	1		6	
計					19,080	
単価					19,080	円／人日

（土木工事、鋼橋工場製作工事）

Ｒ７横浜国道事務所管内環境整備その３工事

（　当　　初　）　請負工事費計算書

(1)直接工事費	157,365,992		
(2)共通仮設費	18,859,104		
(3)純工事費 (1)+(2)	176,225,096		
(4)現場管理費	48,168,000		
(5)工期延長等に伴う現場維持等の費用	0	(16)工場製作純工事費	0
		(17)工場管理費	0
(6)工事原価 (3)+(4)+(5)+(18)	224,393,096	(18)工場製作原価 (16)+(17)	0
(7')一般管理費等(計上額)	31,746,904	((7)一般管理費等(計算額)	31,750,633)
(8')その他費目計	0		
(9)業務委託料等	0		
(10)工事価格 (6)+(7')+(8')+(9)（万円未満切り捨て）	256,140,000		

(11)消費税相当額	25,614,000
(12)請負工事価格 (10)+(11)	281,754,000
(13)入札書比較価格 (請負工事費の100/110)	256,140,000
(14)調査基準価格	258,005,000
(15)調査基準価格の100/110 (万円未満切り捨て)	234,550,000

共通仮設費

主たる工種

単独（追加工事）： 道路改良工事　　合算工事： 0

対象工事費	157,365,992	直接工事費	157,365,992	準備費	0	事業損失	0
対象工事費に含まれる全処分費額		単独（追加工事）	23,112,778	現工事	0	合算工事	0

非対象額計（－）	18,295,597	
管理費区分１	0	（橋梁、ＰＣ桁、門扉、ポンプ等購入費）
管理費区分２，７	0	（工場原価）
管理費区分５	0	（一般管理費等のみ対象額）
管理費区分９	-93,400	（間接費非対象額）
管理費区分Ｔ	18,388,997	（全処分費等のうち３％または３０００万円を超える額）
対象額　支　給　品（＋）	0	
無償貸付機械評価額（＋）	0	

共通仮設費対象額

単独（追加工事）	139,070,395	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く共通仮設費対象額	134,346,614		0		0

共通仮設費（率分）

率（補正前）	9.46 %		0 %		
施工地域等補正	0 %	ICT施工補正	1		
率（補正後）	9.65 %	（9.46% × 週休1.02）			
計上額	13,420,000		0		0

比較結果	当該追加工事	A		
	0	0	調整工事計上額	0

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	134,346,614	直接工事費	157,365,992		
非対象額計（－）	23,019,378				
管理費区分１	0	（橋梁、ＰＣ桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分２，７	0	（工場原価）			
管理費区分５	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分９	-93,400	（間接費非対象額）			
管理費区分Ｔ	23,112,778	（直接工事費に含まれる処分費等）			
対象額　支　給　品（＋）	0				
無償貸付機械評価額（＋）	0				
現場環境改善費対象額（Ｐｉ）					
単独（追加工事）	134,346,614	現工事	0	合算工事	0
現場環境改善費					
率（補正前）	0.93 %		0 %		0 %
施工地域等補正	市街地以外				
率（補正後）	0.93 %				
計上額	1,249,000		0		0
比較結果	当該追加工事	A		調整工事計上額	0
	0	0			

共通仮設費

共通仮設費（積上分）	3,341,104				
運搬費	2,894,304	準備費	0	事業損失防止施設費	0
安全費	0	役務費	0	技術管理費	446,800
営繕費	0	現場環境改善費	0		

共通仮設費計	18,010,104

共通仮設費

主たる工種

単独（追加工事）： 道路改良工事　　合算工事： 0

対象工事費	147,505,943	直接工事費	147,505,943	準備費	0	事業損失	0
対象工事費に含まれる全処分費額		単独（追加工事）	22,994,500	現工事	0	合算工事	0

非対象額計（－）	18,473,120	
管理費区分１	0	（橋梁、ＰＣ桁、門扉、ポンプ等購入費）
管理費区分２，７	0	（工場原価）
管理費区分５	0	（一般管理費等のみ対象額）
管理費区分９	-93,400	（間接費非対象額）
管理費区分Ｔ	18,566,520	（全処分費等のうち３％または３０００万円を超える額）
対象額　支　給　品（＋）	0	
無償貸付機械評価額（＋）	0	

共通仮設費対象額

単独（追加工事）	129,032,823	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く共通仮設費対象額	124,604,843		0		0

共通仮設費（率分）

率（補正前）	9.53 %		0 %		
施工地域等補正	0 %	ICT施工補正	1		
率（補正後）	9.72 %	（9.53% × 週休1.02）			
計上額	12,541,000		0		0

比較結果	当該追加工事	A		
	0	0	調整工事計上額	0

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	124,604,843	直接工事費	147,505,943
非対象額計（－）	22,901,100		
管理費区分１	0	（橋梁、ＰＣ桁、門扉、ポンプ等購入費）	
管理費区分２，７	0	（工場原価）	
管理費区分５	0	（一般管理費等のみ対象額）	
管理費区分９	-93,400	（間接費非対象額）	
管理費区分Ｔ	22,994,500	（直接工事費に含まれる処分費等）	
対象額　支　給　品（＋）	0		
無償貸付機械評価額（＋）	0		
現場環境改善費対象額（Ｐｉ）			
単独（追加工事）	124,604,843	現工事	0
		合算工事	0

現場環境改善費					
率（補正前）	0.94 %		0 %		0 %
施工地域等補正	市街地以外				
率（補正後）	0.94 %				
計上額	1,171,000		0		0

比較結果	当該追加工事	A	調整工事計上額	0
	0	0		

共通仮設費

共通仮設費（積上分）	3,333,304				
運搬費	2,894,304	準備費	0	事業損失防止施設費	0
安全費	0	役務費	0	技術管理費	439,000
営繕費	0	現場環境改善費	0		

共通仮設費計	17,045,304

共通仮設費

主たる工種

単独（追加工事）：道路改良工事　　合算工事：0

対象工事費	9,860,049	直接工事費	9,860,049	準備費	0	事業損失	0
対象工事費に含まれる全処分費額	単独（追加工事）	118,278		現工事	0	合算工事	0

非対象額計（－）	0	
管理費区分１	0	（橋梁、ＰＣ桁、門扉、ポンプ等購入費）
管理費区分２，７	0	（工場原価）
管理費区分５	0	（一般管理費等のみ対象額）
管理費区分９	0	（間接費非対象額）
管理費区分Ｔ	0	（全処分費等のうち３％または３０００万円を超える額）
対象額　支　給　品（＋）	0	
無償貸付機械評価額（＋）	0	

共通仮設費対象額

単独（追加工事）	9,860,049	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く共通仮設費対象額	9,741,771		0		0

共通仮設費（率分）

率（補正前）	12.19 %		0 %		
施工地域等補正	1.2	ICT施工補正	1		
率（補正後）	14.92 %	（14.63% × 週休1.02）			
計上額	1,471,000		0		0

比較結果	当該追加工事	A		
	0	0	調整工事計上額	0

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	9,741,771	直接工事費	9,860,049		
非対象額計（－）	118,278				
管理費区分１	0	（橋梁、ＰＣ桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分２，７	0	（工場原価）			
管理費区分５	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分９	0	（間接費非対象額）			
管理費区分Ｔ	118,278	（直接工事費に含まれる処分費等）			
対象額　支　給　品（＋）	0				
無償貸付機械評価額（＋）	0				
現場環境改善費対象額（Ｐｉ）					
単独（追加工事）	9,741,771	現工事	0	合算工事	0
現場環境改善費					
率（補正前）	3.44　％		0　％		0　％
施工地域等補正	市街地				
率（補正後）	3.44　％				
計上額	335,000		0		0

比較結果	当該追加工事	Ａ	調整工事計上額	0
	0	0		

共通仮設費

共通仮設費（積上分）	7,800				
運搬費	0	準備費	0	事業損失防止施設費	0
安全費	0	役務費	0	技術管理費	7,800
営繕費	0	現場環境改善費	0		

共通仮設費計	1,813,800

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	175,376,096	単独（追加工事）直接工事費	157,365,992	単独（追加工事）共通仮設費	18,010,104
非対象額計（－）	18,742,397				
管理費区分２，７	0	（工場原価）			
管理費区分５	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分９	353,400	（間接費非対象額）			
管理費区分Ｔ	18,388,997	（全処分費等のうち３％または３０００万円を超える額）			
対象額　支　給　品（＋）	0				
無償貸付機械等評価額（＋）	0				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	156,633,699	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	151,909,918		0		0
現場管理費対象純工事費	（調整工事入力で使用）				
率（補正前）	29.07 %		0 %		0 %
施工地域等補正	0 %				
施工時期補正	0 %	熱中症補正	0 %	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0 %				
砂防・地すべり補正	0 %		0 %		
率（補正後）	29.94 %	（29.07% × 週休1.03）	0 %		
計上額	46,896,000		0		0
			9,297,882	（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）	
比較結果　当該追加工事	A				
0	0			調整工事計上額	0

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	164,551,247	単独（追加工事）直接工事費	147,505,943	単独（追加工事）共通仮設費	17,045,304
非対象額計（－）	18,912,120				
管理費区分２，７	0	（工場原価）			
管理費区分５	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分９	345,600	（間接費非対象額）			
管理費区分Ｔ	18,566,520	（全処分費等のうち３％または３０００万円を超える額）			
対象額　支　給　品（＋）	0				
無償貸付機械等評価額（＋）	0				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	145,639,127	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	141,211,147		0		0
現場管理費対象純工事費	（調整工事入力で使用）				
率（補正前）	29.18 %		0 %		0 %
施工地域等補正	0 %				
施工時期補正	0 %	熱中症補正	0 %	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0 %				
砂防・地すべり補正	0 %		0 %		
率（補正後）	30.06 %	（29.18% × 週休1.03）	0 %		
計上額	43,779,000		0		0
				（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）	
比較結果　当該追加工事	A				
0	0			調整工事計上額	0

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	11,673,849	単独（追加工事）直接工事費	9,860,049	単独（追加工事）共通仮設費	1,813,800
非対象額計（－）	7,800				
管理費区分２，７	0	（工場原価）			
管理費区分５	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分９	7,800	（間接費非対象額）			
管理費区分Ｔ	0	（全処分費等のうち３％または３０００万円を超える額）			
対象額　支　給　品（＋）	0				
無償貸付機械等評価額（＋）	0				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	11,666,049	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	11,547,771		0		0
現場管理費対象純工事費（調整工事入力で使用）					
率（補正前）	33.21 %		0 %		0 %
施工地域等補正	1.1				
施工時期補正	0 %	熱中症補正	0 %	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0 %				
砂防・地すべり補正	0 %		0 %		
率（補正後）	37.63 %	（36.53% × 週休1.03）	0 %		
計上額	4,389,000		0		0
				（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）	
比較結果　当該追加工事	A				
0	0			調整工事計上額	0

一般管理費等（当初）

事務所名	横浜国道事務所　工務課			工事番号	第　0　回変更
発注年月	令和08年01月	契約区分	単年度（繰越を含む）の分任官	主工種	道路改良工事

工事原価	222,272,096						
純工事費	175,376,096	現場管理費		46,896,000	工期延長等に伴う現場維持費		0
非対象額計（－）	18,742,397						
管理費区分９	353,400	（支給品を除く間接費非対象額）					
管理費区分Ｔ	18,388,997	（全処分費等のうち３％または３０００万円を超える額）					
一般管理費等対象工事原価							
単独（追加工事）	203,529,699		現工事	0		合算工事	0
全処分費等を除く							
一般管理費等対象工事原価	198,805,918		現工事	0		合算工事	0
（調整工事入力で使用）							
前払金支出割合による補正係数	1		現工事				
財団法人等による補正係数	1						
契約保証に係る一般管理費対象工事原価	203,529,699						
契約保証に係る補正値	0.04	%					
一般管理費率							
単独（追加工事）	15.56	%	現工事	0	%	合算工事	0 %
一般管理費	31,746,904						
業務委託料等	0						
調査基準価格	258,005,000						
調査基準価格の100/110	234,550,000	（ 91.57 %）					

工　事　数　量　総　括　表

工 事 名　　Ｒ７横浜国道事務所管内環境整備その３工事

国土交通省 関東地方整備局
横浜国道事務所　工務課

工事数量総括表

工事名	Ｒ７横浜国道事務所管内環境整備その３工事　　（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
道路改良 （小雀地区）		式		1		
道路土工		式		1		
掘削工 【本線】		式		1		
掘削 (1)	土砂 ｵｰﾌﾟﾝｶｯﾄ 押土無 障害無 5,000m3以上10,000m3未満	m3		190		
掘削 (2)	軟岩 ｵｰﾌﾟﾝｶｯﾄ 障害無 5,000m3以上	m3		1,150		
積込(ﾙｰｽﾞ)	破砕岩 土量50,000m3未満	m3		1,200		
掘削工 【管理用道路】		式		1		
掘削	軟岩 ｵｰﾌﾟﾝｶｯﾄ 障害無 5,000m3以上	m3		4,610		
積込(ﾙｰｽﾞ)	破砕岩 土量50,000m3未満	m3		4,600		
路体盛土工 【本線】		式		1		
路体(築堤)盛土	4.0m以上	m3		70		

工事数量総括表

工事名	Ｒ７横浜国道事務所管内環境整備その３工事　　（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
路床盛土工 【本線】		式		1		
路床盛土	4.0m以上	m3		40		
法面整形工 【管理用道路】		式		1		
法面整形(切土部) (1)	現場制約無 ﾚｷ質土、砂及び砂質土、粘性土	m2		240		
法面整形(切土部) (2)	現場制約無 軟岩Ⅰ	m2		340		
残土処理工 【本線】		式		1		
土砂等運搬 (1)	土砂(岩塊･玉石混り土含む)	m3		50		
土砂等運搬 (2)	軟岩	m3		1,150		
残土等処分		m3		1,200		
UCR基本料金		式		1		
残土処理工 【管理用道路】		式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ７横浜国道事務所管内環境整備その３工事　　（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
土砂等運搬	軟岩	m3		4,610		
残土等処分		m3		4,610		
法面工		式		1		
植生工 【管理用道路】		式		1		
植生基材吹付	5cm 植生基材吹付工 250m2以上500m2未満	m2		100		
法面吹付工 【管理用道路】		式		1		
ｺﾝｸﾘｰﾄ吹付	高炉ｾﾒﾝﾄ 厚10cm	m2		37		
法枠工 【管理用道路】		式		1		
吹付枠	□200×200	m2		470		
点検施設工 【管理用道路】		式		1		
点検階段 (1)	地山面設置	m		17		

工事数量総括表

工事名	Ｒ７横浜国道事務所管内環境整備その３工事　　（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
擁壁工		式		1		
作業土工 【本線】		式		1		
床掘り(掘削)	軟岩	式		1		
積込(ﾙｰｽﾞ)	破砕岩　土量50,000m3未満	式		1		
土砂等運搬	軟岩	式		1		
残土等処分		m3		140		
既製杭工 【本線】		式		1		
鋼管杭 (1)	鋼管径(杭径) 1200ｍｍ 鋼管長さ(杭長) 15.5m	本		13		
鋼管杭 (2)	鋼管径(杭径) 318.5ｍｍ 鋼管長さ(杭長) 8m	本		12		
銅ﾊﾞﾝﾄﾞ	φ1200用	個		1		
現場取卸(鋼管杭)		t		79.9		

工事数量総括表

工事名	Ｒ７横浜国道事務所管内環境整備その３工事　　（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
圧入機組立･解体	φ1200仕様	回		1		
反力架台	φ1200用	回		1		
鋼矢板	Ⅳ型 平均鋼矢板長さ 10.7m 鋼矢板打込長 9.7m 平均鋼矢板引抜長 9.7m	式		1		
排水構造物工		式		1		
作業土工 【管理用道路】		式		1		
床掘り(掘削)	軟岩	式		1		
埋戻し	土砂	式		1		
基面整正		式		1		
積込(ﾙｰｽﾞ)	破砕岩 土量50,000m3未満	式		1		
土砂等運搬	軟岩	式		1		
残土等処分		m3		20		

工事数量総括表

工事名	Ｒ７横浜国道事務所管内環境整備その３工事　　（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
側溝工 【管理用道路】		式		1		
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄU型側溝	ﾍﾞﾝﾁﾌﾘｭｰﾑ 300×200×2000	m		68		
小段ｺﾝｸﾘｰﾄ	18-8-25(20)(高炉)W/C指定なし	m		68		
集水桝･ﾏﾝﾎｰﾙ工		式		1		
現場打ち集水桝	現場打材 各種 法面作業補正有	箇所		1		
構造物撤去工		式		1		
構造物取壊し工 【本線】		式		1		
鋼材切断	H鋼杭(H300～H400)	箇所		1		
H鋼杭引抜き	H-400×400×13×21 引抜長 10.374 m	本		1		
応急処理工		式		1		
応急処理工		式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ７横浜国道事務所管内環境整備その３工事　　（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
応急処理		式		1		
仮設工		式		1		
交通管理工		式		1		
交通誘導警備員		式		1		
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費		式		1		
運搬費		式		1		
建設機械運搬費		式		1		
重建設機械分解組立輸送費		式		1		
仮設材運搬費		式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ７横浜国道事務所管内環境整備その３工事　　（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
技術管理費		式		1		
土質等試験費		式		1		
孔内傾斜計観測		式		1		
現場環境改善費（率計上）		式		1		
共通仮設費（率計上）		式		1		
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		
工事原価		式		1		
一般管理費等		式		1		
工事価格		式		1		
消費税相当額		式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ７横浜国道事務所管内環境整備その３工事　　（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
工事費計		式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ７横浜国道事務所管内環境整備その３工事　　（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
道路改良 （城南地区）		式		1		
舗装工		式		1		
ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工		式		1		
下層路盤(車道・路肩部)	再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-40 仕上り厚 150ｍｍ	m2		140		
上層路盤(車道・路肩部)	粒度調整砕石 M-30 仕上り厚 100ｍｍ	m2		140		
表層(車道・路肩部)	密粒度ｱｽｺﾝ(20) 舗装厚 50ｍｍ 3.0m超	m2		140		
透水性舗装工		式		1		
ﾌｨﾙﾀｰ層	再生砂 仕上り厚 100ｍｍ	m2		237		
下層路盤(歩道部)	再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-40 仕上り厚 100ｍｍ	m2		237		
表層	開粒度ｱｽｺﾝ (13) 2.4m以上 舗装厚 40ｍｍ	m2		237		
排水構造物工		式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ７横浜国道事務所管内環境整備その３工事　　（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
作業土工		式		1		
床掘り	土砂	式		1		
埋戻し	土砂	式		1		
土砂等運搬 現場～仮置場	土砂(岩塊･玉石混り土含む)	式		1		
整地	残土受入れ地での処理	式		1		
側溝工		式		1		
L形側溝	幅 87ｃｍ 高さ 32ｃｍ	m		15		
管(函)渠型側溝	幅 30ｃｍ 高さ 30ｃｍ	m		38		
管渠工		式		1		
鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ台付管	I型 300×2400	m		15		
集水桝･ﾏﾝﾎｰﾙ工		式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ７横浜国道事務所管内環境整備その３工事　　（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ街渠桝 (1)	組合せ集水桝 400×400×550	箇所		2		
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ街渠桝 (2)	380×815×1030	箇所		1		
縁石工		式		1		
縁石工		式		1		
歩車道境界ﾌﾞﾛｯｸ	B種(180/205×250×600)	m		73		
構造物撤去工		式		1		
構造物取壊し工		式		1		
ｺﾝｸﾘｰﾄ構造物取壊し	無筋構造物 機械施工	m3		6		
舗装版破砕 (1)	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版 舗装版厚 ４ｃｍ	m2		220		
舗装版破砕 (2)	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版 舗装版厚 10ｃｍ	m2		160		
運搬処理工		式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ７横浜国道事務所管内環境整備その３工事　　（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
殻運搬 (1)	ｱｽﾌｧﾙﾄ殻	m3		25		
殻運搬 (2)	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(無筋)	m3		6		
殻処分 (1)	ｱｽﾌｧﾙﾄ殻	m3		25		
殻処分 (2)	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(無筋)	m3		6		
応急処理工		式		1		
応急処理工		式		1		
応急処理工				1		
仮設工		式		1		
交通管理工		式		1		
交通誘導警備員 (1)		式		1		
交通誘導警備員 (2)		式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ７横浜国道事務所管内環境整備その３工事　　（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費		式		1		
技術管理費		式		1		
六価ｸﾛﾑ溶出試験費		式		1		
現場環境改善費（率計上）		式		1		
共通仮設費（率計上）		式		1		
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		
工事原価		式		1		

Ｒ７横浜国道事務所管内環境整備その３工事
特記仕様書

令和８年　１月

国土交通省関東地方整備局

横　浜　国　道　事　務　所

第1章　　総則

第１条　適用

1. この特記仕様書は、関東地方整備局 土木工事共通仕様書(令和７年度版）(以下「共通仕様書」という。)でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
2. この工事の施工にあたっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。
3. この特記仕様書に添付されていない別紙様式等については以下 URL よりダウンロードするものとする。

   URL　https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000015.html

４．本工事における「条件明示」については、別紙－１「明示項目および明示事項」に記載のとおりとする。

第２条　主任技術者等

本工事の主任技術者又は監理技術者は、受注者が提出した競争参加資格確認申請書に記述した配置予定の技術者でなければならない。

第３条　主任技術者等の専任期間

１．契約締結日の翌日から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。

２．契約締結日の翌日から現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。

３．工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする

第４条　専任特例２号の場合の監理技術者の配置

１．本工事において、建設業法第２６条第３項第二号の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「専任特例２号の場合の監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の（１）～（８）の要件を全て満たさなければならない。

（１）建設業法第２６条第３項第二号による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。

（２）監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第２７条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例２号の場合の監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

（３）監理技術者補佐は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

（４）同一の専任特例２号の場合の監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に２件までとする。なお、専任特例１号の場合の監理技術者又は主任技術者を活用した工事と兼務することは出来ない。

（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。）

（５）専任特例２号の場合の監理技術者が兼務できる工事は神奈川県内の工事でなければならない。

（６）専任特例２号の場合の監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。

（７）専任特例２号の場合の監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

（８）監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

２．現場の安全管理体制について、平成７年４月２１日付基発第２６７号の２「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とすること。」とされていることから、施工体制に留意すること。

３．本工事の監理技術者が専任特例２号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事を予定している場合、以下の書類を提出すること。

１）監理技術者補佐の資格を有する書類（一級施工管理技士等の国家資格者の合格証の写しなど）

２）監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類（監理技術者資格者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料（いずれも写し可））

３）専任特例２号の場合の監理技術者が兼務する工事の箇所、内容を示す書類（ＣＯＲＩＮＳの写し）

４．本工事の監理技術者が専任特例２号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事となった場合、第１項（５）～（８）について施工計画書へ記載し、提出すること。

５．本工事において、専任特例２号の場合の監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は、コリンズ（ＣＯＲＩＮＳ）への登録・修正を適切に行うこと。

第５条　コリンズ（CORINS）への登録

１．工事カルテの作成、登録については、土木工事共通仕様書「1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録」によるものとする。

２．受注者は、工事受注後又は施工中において当該工事に係る悪質で不誠実な行為(一括下請負等)が発覚し、指名停止の措置を受けた場合は、登録済みの工事カルテの取り下げを行うものとする。

３．技術者の従事期間は、工期をもって登録するものとする。（余裕期間を含まないことに留意するものとする。）

第６条　コリンズ（CORINS）への位置情報の入力

土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、工事場所および座標（緯度、経度）を記載するものとする。なお、座標は、世界測地系（JGD2024）に準拠する。

起点 神奈川県横浜市戸塚区小雀町　緯度 35° 21’50” 経度 139° 30 ’ 55”
終点 神奈川県横浜市戸塚区小雀町　緯度 35° 21 ’ 50” 経度 139° 30 ’ 51”

第７条　コリンズ（CORINS）への工事概要の入力

土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を受注時に作成するにあたり、工事概要について必須登録とし、記載例を参考にすること。

記載例）※１

本工事は、横浜市戸塚区小雀町地先において、横浜湘南道路の整備のため鋼管杭擁壁の施工をを行うものである。主な工種は擁壁工を予定している。

第８条　　コリンズ（CORINS）への設計業務名及びテクリス番号の入力

土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、設計業務名およびテクリス番号を登録すること。設計業務名およびテクリス番号については以下のとおりとする。

業務名	テクリス番号
Ｈ３１横浜湘南道路施工計画検討その他業務	4037100199
R7 横浜湘南道路設計業務	4060215114
R5 横浜湘南道路設計業務	4054053426

第９条　　施工体制台帳

工事成績優秀企業に認定され、認定有効期限内に、工事発注の契約を行った工事の監理技術者、主任技術者（工事成績優秀企業に認定された下請負を含む）は、工事成績優秀企業認定マークの使用や金色帯線（黄色もしくは橙色の帯線でも可）を名札上部に印刷することが出来るものとする。



注意１）用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。
注意２）所属会社の写真とする。

第１０条　調査・試験に対する協力（低入札価格調査制度調査対象工事について）

１．契約担当官等が工事の中間において技術検査の必要を認めた場合は、速やかに監督職員の指示に従い、検査を受けなければならない。なお、検査は工事請負契約書及び共通仕様書に適用する条項に準じて行うものとする。

２．予算決算及び会計令第 85 条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、受注者は下記の調査に協力しなければならない。

(1) 受注者は、下請負者の協力を得て間接工事費等諸経費動向調査票(営繕工事 においては共通費実態調査票)の作成を行い、工事完了後、速やかに発注者に提出するものとする。

(2) 受注者は、提出された間接工事費等諸経費動向調査票(営繕工事においては共通費実態調査票)の費用の内訳についてヒアリング調査に応じるものとする。この場合において、受注者は下請負者についてもヒアリングに参加さ

せるものとする。

(3)工事コスト調査（調査結果でも可）に係る資料は、下記のとおりとし、関東地方整備局又は横浜国道事務所のホームページにより公表する。

(4)低入札価格調査と工事コスト調査の結果に大きな乖離がある場合、又は、工事コスト調査資料の提出が無い場合には、工事成績評点を減点する場合がある。

なお、低入札価格調査対象工事については、工事コスト調査終了後に、工事成績評点を通知する。

公表資料は以下のとおり。

資料名	内容
低価格理由とその詳細	当該工事が低価格で施工可能となる理由を示した資料
比較表-1	積算内訳書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表-2	積算内訳書に対する明細書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表-3	元請の手持ち資材の当初と実績の比較表
比較表-4	元請の資材購入先一覧の当初と実績の比較表
比較表-5	手持ち機械の当初と実績の比較表
比較表-6	労務者確保計画の当初と実績の比較表
比較表-7	工種別労務者配置計画の当初と実績の比較表
比較表-8	建設副産物の搬出の当初と実績の比較表
諸経費動向調査(工事費)	元請、下請の工事費内訳

第１１条 低入札契約におけるモニターカメラの設置

本工事は、予算決算及び会計令第８５条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、工事の監督補助としてモニターカメラの設置を行う対象工事とする。

なお、モニターカメラの設置費用については、発注者の負担によるものとする。

第１２条　不可視部分の出来形管理について

予算決算及び会計令第８５条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、以下に示す工種の不可視部分について、ビデオカメラを用いた出来形管理を行うこととし、撮影した映像については監督職員に提出するものとする。

①　舗装工(城南)

第１３条　不具合等発生時の措置

受注者は、工事施工途中に工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、又は公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内

容を監督職員に直ちに通知しなければならない。

第１４条　工事書類の作成

１．工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類作成マニュアル（令和７年３月）」に基づき実施するものとする。

２．工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類スリム化ガイド（令和７年３月）」を参考に書類の電子化、受発注者間での作成書類の役割分担の明確化、書類の削減等に留意すること。

３．「工事関係書類一覧表」（別紙様式－１５）により、工事着手前に「作成書類の役割分担」、「作成書類の位置付け」に関して「協議」するものとする。また、「協議」の内容を変更する場合は、改めて、受発注者で協議を行うものとする。

４．電子により提出、提示した書類については、検査時その他の場合においても紙での提示、提出は行わないものとする。

第１５条　設計図書の照査

発注者は、設計図書の照査の範囲を超える資料の作成については、監督職員の指示とし、その作成費用は、設計変更の対象とする。なお、設計変更の対象については、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和７年３月」によるものとする。

第１６条　情報共有システムの活用

1. 本工事は、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。なお、活用にあたっては「土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン」（令和７年３月版）に基づき実施すること。

2. 受注者は、本工事で使用する情報共有システムを選定し、使用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。

・工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件（Rev5.7）
令和７年３月版　国土交通省（国土技術政策総合研究所）

3. 監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザーＩＤ数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督職員の確認を得た上で決定すること。

４．受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。

①情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨

②サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨

③②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる旨

５．受注者は、監督職員等から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

第１７条　「設計・施工技術連絡会議（三者会議）」の設置

本工事は、公共工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的として、発注者、設計者、施工者（工事受注者）の三者が工事着手前等において一堂に会して、事業目的、設計思想・条件等の情報の共有及び施工上の課題、新たな技術提案に対する意見交換等を行う「設計・施工技術連絡会議（三者会議）」（以下、「三者会議」という。）の設置対象工事であり、工事着手前に１回以上開催するものとする。

「三者会議」の運用にあたっては、「設計・施工技術連絡会議（「三者会議」）運用方針」（http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html）によるものとする。

第１８条　　設計審査会の設置

本工事は、発注者と受注者が一堂に会して、現場着手前（準備期間内）に工事工程クリティカルパスの共有及び工事工程の照合（クロスチェック）を実施し、併せて協議資料作成等の受発注者間の役割分担を明確にする場、また、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化のため、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「設計審査会」（以下、「審査会」という。）の設置対象工事である。

「審査会」の運用にあたっては、「設計審査会設置運用方針　」（http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html）によるものとする。

第１９条　工事環境の改善

本工事の実施にあたっては、工事環境の改善に取り組むウィークリースタンスを考慮するものとする。

ウィークリースタンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html に掲載している工事環境改善実施要領に基づき、監督職員と確認・調整した内容について取り組むものとする。

第２０条 ワンデーレスポンス

(1) この工事はワンデーレスポンス実施対象工事である。

・「ワンデーレスポンス」とは

受注者からの質問、協議等への回答は、基本的に「その日のうち」に指示、通知等行うよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」に通知することである。

(2) 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議をおこなうこと。

(3) 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。

(4) ワンデーレスポンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html に掲載しているワンデーレスポンス実施の手引き（令和５年１２月）に基づき、取り組むものとする。

(5) 効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。

第２１条 契約内容の変更手続きについて

本工事における契約内容の変更は、以下によるものとする。

① 本工事における設計変更や契約変更は書面に基づき行うことを徹底し、指示書・協議書があるもののみを契約変更の対象とする。

② 受注者は、工事期間中及び工事完成後において、監督職員から契約図書の規定に違反する等の不適切な指示を受けたと思料されるときは、当該監督職員を経由せずに、事務所長へ直接又は契約担当課長経由で書面により、その旨を報告することができる。

第２２条 設計図書の変更

設計変更等については、契約書第 18 条から第 25 条及び共通仕様書共通編 1-1-1-16 から 1-1-1-18 に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手

続きについては、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和７年３月」によることとする。

第２３条　契約変更手続きの透明性を確保するための第三者による適正性チェックの試行

１．本工事は、契約変更手続きの透明性を確保するため、契約変更前に必要に応じて第三者による適正性チェックを実施する試行工事である。

２．第三者による適正性チェックの実施は、発注者が対応するものとし、実施にあたっては、既存資料等による実施に努め、過度な資料作成は行わないものとする。

第２４条　スライド条項

工事請負契約書第２６条（スライド条項）については、物価水準の変動により請負代金が不適当となったと認められた時に、相手方に請負代金の変更を請求することができる条項となっている。

単品スライドについては、鋼材類・燃料油の他、コンクリート類、購入土などの主要工事材料も対象となるので、物価水準の変動により請負代金が不適当となった場合には、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

第２５条　直轄土木工事における賃金・労働時間等の実態調査（試行）（受注者希望方式）

１．　本工事は、受注者の協力の下、賃金・労働時間・労務費（以下「賃金・労働時間等」という。）の実態を調査する試行工事である。

２．　受注者は、契約締結後、賃金・労働時間等の実態調査に協力する意向がある場合には、実態調査に協力する工種・種別・細別（以下、「工種等」という。）を発注者へ報告するものとする。

３．　発注者は、実態調査に協力する工種等の報告を受けた工種等より調査対象を選定するとともに、調査対象工種等の施工が完了した後、受注者は、別途監督職員より通知される実態調査要領に基づき資料を提出するものとする。

４．発注者は、提出された資料をもとに賃金、労働時間等の実施率・達成率を算出後、積算上の作業時間を示した資料を提出するとともに、賃金、労働時間等の実施率・達成率を工事完成検査後に受注者、下請業者（注文者）、下請業者（使用者）に通知するものとする。

第２６条　公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領

受注者は、下記の資材の使用に際し、再生資材を利用するものとする。

資材名	規格	備考
再生クラッシャラン	RC-40	下層路盤　(城南)

なお、使用に際し「舗装再生便覧」等を遵守するものとする。

なお、上記に示す再生コンクリート砂の使用箇所は、透水性を有し、浸透した水が土壌又は公共用水域へ拡散するおそれのある箇所であることから、六価クロムについて、土壌の汚染に係る環境基準に適合していなければならない。確認方法は、平成３年８月 23 日付け環境庁告示 46 号に規定される測定方法に基づき実施するものとする。また、測定試料は再生コンクリート砂製品を直接使用し、１購入先当たり１検体の測定試験を実施するものとする。

第２７条　公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領

(1)　本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律((平成 12 年法律第 104　号 最終改正令和４年６月 17 日法律 68 号)。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「８解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし工事発注後に明らかになった事情により予定した条件により難い場合は監督職員と協議するものとする。

（１）分別解体等の方法

行程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	①　仮設	仮設工事 ■有　□無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	②　土工	土工事 ■有　□無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	③　基礎	基礎工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④　本体構造	本体構造の工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤　本体付属品	本体付属品の工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥　その他 （構造物取壊し工）	その他の工事 ■有　□無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用

（２）再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
ｺﾝｸﾘｰﾄ殻（無筋）(城南)	久野砕石工業㈱	神奈川県小田原市久野字家路戸石 4412
ｺﾝｸﾘｰﾄ殻（鉄筋）(城南)	久野砕石工業㈱	神奈川県小田原市久野字家路戸石 4412
ｱｽﾌｧﾙﾄ殻　(城南)	㈱ガイアート　平塚合材工場	神奈川県平塚市片岡字長橋 133 番　外 10 筆の一部

上記（２）については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者の提示する施設と異なる場合でも設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項については、監督職員と協議の上、契約変更の対象とすることができる

(3)受入時間

久野砕石工業㈱：８時００分～１７時００分

㈱ガイアート 平塚合材工場：８時００分～１７時００分

(4)その他

仮置き等必要条件があれば記載する。

(2) 受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第 18 条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。なお、書面は「建設リサイクルガイドライン(平成 14 年 5 月)」に定めた様式 1〔再生資源利用計画書(実施書)〕及び様式 2〔再生資源利用促進計画書(実施書)〕を兼ねるものとする。

・再資源化等が完了した年月日

・再資源化等をした施設の名称及び所在地

・再資源化等に要した費用

工事発注後に明らかになった事情により予定していた条件により難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第２８条　建設リサイクル法第 11 条通知の徹底

受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年 5 月 31 日法律第 104 号）第 11 条に基づく、都道府県知事に対する通知を行った旨の書面を監督職員より受領した後に、工事着手（建設リサイクル法第 10 条第 1 項に規定する工事着手をいう。）するものとする。なお、これによりがたい場合は監督職員と協議の上決定するものとする

第２９条　コンクリート副産物から再生された資源について

１．コンクリート副産物から再生された資材を利用する場合には、「コンクリート副産物の再生利用に関する用途別品質基準」によるものとする。

２．受注者は、コンクリート副産物から再生された資材の利用を希望する場合は、工事着手時にその適用の有無を監督職員と協議するものとする。

３．受注者は、工場が発行する再生骨材コンクリートの配合計画書及び納入書を整備および管理し、監督職員または検査職員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。

４．受注者は、再生骨材コンクリートの品質を確かめるための検査を JIS A 5022（再生骨材Mを用いたコンクリート）、JIS A 5023（再生骨材Ｌを用いたコンクリート）により実施しなければならない。また、再生骨材Mを用いたプレキャストコンクリート製品の検査については、JIS A 5365（プレストキャストコンクリート製品－検査方法通則）により実施しなければならない。なお、生産者等に検査のため試験を代行させる場合は　受注者がその試験に臨場しなければならない。

５．再生骨材コンクリートの配合については、「土木工事共通仕様書第１編３－３－３　配合」に従うものとする。

第３０条　工事完成図

本工事は、道路工事完成図等作成要領（第２版）（国土技術政策総合研究所資料、平成 20 年 12 月）に基づく電子納品の対象工事である。

http://www.nilim-cdrw.jp/dl_std.html

第３１条　工事完成図の作成、納品

完成図等の作成について

受注者は、「道路工事完成図等作成要領（国土技術政策総合研究所資料、平成２０年１２月）」に基づいて作成した電子データを、電子媒体で提出しなければならない。

受注者は、本要領に基づき、国土技術政策総合研究所がホームページ上に無償で公開している本要領に対応したチェックプログラムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施した上で出力資料を含む（別紙等での提出も可能）電子データを提出しなければならない。

提出資料

【電子データ（ＣＤ入り）】

・完成平面図 SXF データ（.P21）

・完成縦断図 SXF データ（.P21）
・完成平面図：属性 XML データ（拡張子 .saf）

【出力資料（道路工事完成図等作成要領 p73 参照)】
・チェック結果記録
・完成平面図
・完成縦断図
・「完成平面図」チェック結果記録
・道路工事完成図等チェックプログラム結果ログ

なお、作成に要する費用については、当初は計上していないため、設計変更の対象とする。

第３２条 施工管理

1. 本工事の施工管理は、関東地方整備局土木工事施工管理基準及び規格値(令和 7 年度版)によるものとする。なお、この管理基準により難い場合及び基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。
2. 本工事の写真管理は、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和 7 年度版）によるものとする。なお、「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。
3. 本工事の施工管理における適用工種毎の基準類は、ＩＣＴ活用工事実施要領(令和７年３月改定)の関連要領等一覧

ＵＲＬ「https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html」）に よるものとする。

第３３条 デジタル工事写真の小黒板情報電子化について

デジタル工事写真の小黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黒板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

工事では、以下の１．から４．の全てを実施することとする。

１．対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和 7 年度版）（以下、写真管理基準）「2-2 撮影方法」

に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC暗号リスト)」（URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」）に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例を以下に示す。

【使用機器の事例】

デジタル工事写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェア，（一社）施工管理ソフトウェア産業協会, <https://www.jcomsia.org/kokuban>.

２．デジタル工事写真における小黒板情報の電子的記入

受注者は、同条１．の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黒板情報の電子的記入を行う 項目は、写真管理基準「2-2 撮影方法」による。ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

３．小黒板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準（以下、デジタル写真管理情報基準）に準ずるが、同条２．に示す小黒板情報の電子的記入については、写真管理基準「2-5 写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準「6.写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

４．小黒板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条２．に示す小黒板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黒板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者は改ざん検知機能（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。また、下記のチェックツールを使用して信憑性確認を行い、結果を出力したものでもよい。

【チェックツールの事例】

信憑性チェックツール（一社）施工管理ソフトウェア産業協会

<https://www.jcomsia.org/kokuban>.

第３４条　ＩＣＴ活用工事（土工）について

１．ＩＣＴ活用工事

本工事は、国土交通省が提唱する i-Construction に基づき、ＩＣＴ施工技術の全面的活用を図るため、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について３次元データを活用するＩＣＴ活用工事である。

２．定義

（１）i-Construction とは、ＩＣＴ施工技術の全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みであり、その実現に向けてＩＣＴ施工技術を活用した工事（ＩＣＴ活用工事）を実施するものとする。

（２）ＩＣＴ活用工事とは、施工プロセスの以下段階において、ＩＣＴを全面的に活用する工事である。また、本工事では、施工プロセスの以下①～⑤の全ての段階でＩＣＴ施工技術を活用することをＩＣＴ活用工事とする。
対象は、土工を含む工事とする。

① ３次元起工測量
② ３次元設計データ作成
③ ＩＣＴ建設機械による施工
④ ３次元出来形管理等の施工管理
⑤ ３次元データの納品

３．受注者は、特記仕様書に指定された土工以外の工種にＩＣＴ施工技術の活用を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合に以下４～８によりＩＣＴ施工技術の活用を行うことができる。

４．原則、本工事においては上記①～⑤の全ての段階でＩＣＴ施工技術を活用することとし、土工について施工範囲の全てで適用するが、具体的な工事内容及び数量・対象範囲を明示し、監督職員と協議するものとする。なお、土工以外の工種に関するＩＣＴ施工技術の活用を提案・協議した場合は、土工と共に実施内容等について施工計画書に記載するものとする。

５．ＩＣＴ施工技術を用い、以下の施工を実施する。

①　３次元起工測量

受注者は、３次元測量データを取得するため、以下１）～７）から選択（複数選択可）して測量を行うものとする。

起工測量にあたっては、標準的に面計測を実施するものとするが、前工事または設計段階での３次元データが活用できる場合においては、監督職

員と協議の上、管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、ＩＣＴ活用工事とする。

１）空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量

２）地上型レーザースキャナーを用いた起工測量

３）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量

４）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量

５）ＴＳ等光波方式を用いた起工測量

６）ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた起工測量

７）ＲＴＫ－ＧＮＳＳを用いた起工測量

ただし、土工数量 1,000 ㎥未満における起工測量にあたっては、作業量・現場状況等を考慮して上記１）～７）以外の従来手法による起工測量を実施してもＩＣＴ活用工事とする。

② ３次元設計データ作成

受注者は、５．①で得られた測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、ＩＣＴ建設機械による施工、及び３次元出来形管理を行うための３次元設計データを作成する。

③ ＩＣＴ建設機械による施工

５．②で作成した３次元設計データを用い、以下に示すＩＣＴ建設機械により、施工を実施する。位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。

なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該　サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則（令和７年３月３１日 国土交通省告示第２４０号）付録１測量機器検定基準２－６の性能における検定基準を満たすこと。

１） ３次元ＭＣまたは３次元ＭＧ建設機械※

※ＭＣとは「マシンコントロール」、ＭＧとは「マシンガイダンス」の略称である。

建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する３次元マシンコントロール技術または、建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する３次元マシンガイダンス技術を用いて、河川・海岸・砂防・道路土工の敷均し、掘削、法面整形を実施する。

但し、現場条件により、③ＩＣＴ建設機械による施工が困難又は非効率となる場合は監督職員と協議の上、従来型建設機械による施工を実施してよ

いものとし、その場合もＩＣＴ活用工事とするが、丁張設置等には積極的に３次元設計データ等を活用するものとする。

④　３次元出来形管理等の施工管理

５．③による工事の施工管理において、以下のとおり、出来形管理及び品質管理を行うものとする。

１）出来形管理

出来形管理にあたっては、標準的に出来形管理の計測範囲において、１ｍ間隔以下（１点/㎡以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、３　次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法（面管理）とし、以下１）～４）から選択（複数選択可）して実施するものとする。

また、土工における出来形管理にあたっては、以下１）～４）を原則とするが、現場条件等により以下５）～８）の出来形管理を選択して面管理を実施してもよい。

１）空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理

２）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理

３）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

４）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

５）ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理

６）ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理

７）ＲＴＫ－ＧＮＳＳを用いた出来形管理

８）施工履歴データを用いた出来形管理

また、出来形管理のタイミングが複数回にわたることにより一度の計測面積が限定される等、面管理が非効率になる場合及び降雪・積雪等により面管理が実施できない場合は、監督職員との協議の上、管理断面及び変化点の計測による出来形管理を選択してもＩＣＴ活用工事とする。

（２）品質管理

品質管理にあたっては、受注者は、河川・海岸・砂防・道路土工の品質管理（締固め度）について、「ＴＳ・ＧＮＳＳを用いた盛土の締固め管理要領」により実施する。砂置換法又はＲＩ計法との併用による二重管理は実施しないものとする。

なお、本施工着手前及び盛土材料の土質が変わるごと、また、路体と路床のように品質管理基準が異なる場合に試験施工を行い、本施工で採用する締固め回数を設定すること。

土質が頻繁に変わりその都度試験施工を行うことが非効率である等、施工規定による管理そのものがなじまない場合は、監督職員と協議

の上、ＴＳ・ＧＮＳＳを用いた締固め回数管理を適用しなくてもよいものとする。

⑤ ３次元データの納品

５．①②④により作成した３次元データを工事完成図書として電子納品する。

６．上記５．①～④の施工を実施するために使用するＩＣＴ機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。
発注者は、３次元設計データの作成に必要となる詳細設計において作成したＣＡＤデータを受注者に貸与する。また、ＩＣＴ施工技術の活用を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。

７．土木工事施工管理基準（案）に基づく出来形管理が行われていない箇所で、出来形測量により形状が計測出来る場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。

８.本特記仕様書に疑義が生じた場合または記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。

第３５条　ＩＣＴ活用工事（法面工）について

１．ＩＣＴ活用工事

本工事は、国土交通省が提唱する i-Construction に基づき、ＩＣＴ施工技術の全面的活用を図るため、受注者の提案・協議により、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について３次元データを活用するＩＣＴ活用工事の対象工事である。

２．定義

（１）i-Construction とは、ＩＣＴ施工技術の全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みである。本工事では、施工者の希望により、その実現に向けてＩＣＴ施工技術を活用した工事（ＩＣＴ活用工事）を実施するものとする。

（２）ＩＣＴ活用工事とは、施工プロセスの以下段階において、ＩＣＴ施工技術を全面的に活用する工事である。また、本工事では、以下①②④⑤の段階でＩＣＴ施工技術を活用することをＩＣＴ活用工事とする。対象は、法面

工等を含む一般土木工事とする。

① ３次元起工測量

② ３次元設計データ作成

③ 該当なし

④ ３次元出来形管理等の施工管理

⑤ ３次元データの納品

３．受注者は、ＩＣＴ施工技術の活用を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合に下記４～８によりＩＣＴ活用施工を行うことができる。

４．原則、本工事においては上記①②④⑤の段階でＩＣＴ施工技術を活用することとし法面工等の施工範囲の全てで適用することとし、具体的な工事内容及び対象範囲・数量を明示し、監督職員と協議するものとする。なお、実施内容等については施工計画書に記載するものとする。

５．ＩＣＴ施工技術を用い、以下の施工を実施する。

① ３次元起工測量

受注者は、３次元測量データを取得するため、以下１）～７）から選択（複数以上可）して測量を行うものとする。

但し、法面工等の関連施工としてＩＣＴ土工等が行われる場合、監督職員との協議の上、その起工測量データを活用することができるものとし、ＩＣＴ活用工事とする。

１）空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量

２）地上型レーザースキャナーを用いた起工測量

３）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量

４）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量

５）ＴＳ等光波方式を用いた起工測量

６）ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた起工測量

７）ＲＴＫ－ＧＮＳＳを用いた起工測量

② ３次元設計データ作成

受注者は、５．①で得られた測量データと、発注者が貸与する発注図を用いて３次元出来形管理を行うための３次元設計データを作成する。

なお、発注者が貸与する３次元データを活用する場合もＩＣＴ活用工事とする。

また、３次元設計データ作成はＩＣＴ土工等と合わせて行うが、ＩＣＴ法面工の施工管理においては、３次元設計データ（TIN）形式での作成は必須と

しない。

現地合わせによる施工を行う法枠工・植生工・吹付工においては、出来形計測時に用いる設計値は従来どおりとし、３次元設計データの作成は必須としない。

③ 該当なし

④ ３次元出来形管理等の施工管理

（１）出来形管理

法面工等の施工管理において、以下１）～７）の技術から選択（複数以上可）して、出来形管理を実施するものとする。

また、以下１）～４）の出来形管理を行う場合は、工事検査前の工事竣工段階の目的物について点群データを取得し、⑤によって納品するものとする。

１）空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理

２）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理

３）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

４）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

５）ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理

６）ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理

７）ＲＴＫ－ＧＮＳＳを用いた出来形管理

なお、計測装置位置と計測対象箇所との離隔・位置関係により上記１）～７）のＩＣＴ施工技術を用いた計測によっては精度確保が困難となる部分や計測が非効率となる場合、監督職員と協議の上、写真・画像データ等と併用するなどして出来形管理を行っても良い。

⑤ ３次元データの納品

５．①②④により作成した３次元データを、工事完成図書として電子納品する。

６．上記５．①②④の施工を実施するために使用するＩＣＴ機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。

発注者は、３次元設計データの作成に必要な詳細設計において作成したＣＡＤデータを受注者に貸与する。また、ＩＣＴ施工技術の活用を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。

７．土木工事施工管理基準（案）に基づく出来形管理が行われていない箇所で、出来形測量により形状が計測出来る場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。

８．本特記仕様書に疑義を生じた場合または記載のない事項については、監督職員と協

議するものとする。

第３６条　ＩＣＴ活用工事（擁壁工）について

１．ＩＣＴ活用工事

本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、ＩＣＴ施工技術の全面的活用を図るため、受注者の提案・協議により、起工測量、設計図書の照査、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について３次元データを活用するＩＣＴ活用工事の対象工事である。

２．定義

（１）i-Constructionとは、ＩＣＴ施工技術の全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みである。本工事では、施工者の希望により、その実現に向けてＩＣＴ施工技術を活用した工事（ＩＣＴ活用工事）を実施するものとする。（２）ＩＣＴ活用工事とは、施工プロセスの以下段階において、ＩＣＴ施工技術を全面的に活用する工事である。また、以下の①②④⑤の段階でＩＣＴ施工技術を活用することをＩＣＴ活用工事という。対象は、擁壁工等を含む一般土木工事とする。

①　３次元起工測量

②　３次元設計データ作成

③　該当なし

②　３次元出来形管理等の施工管理

⑤　３次元データの納品

３．受注者は、ＩＣＴ施工技術の活用を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合に以下４～８によりＩＣＴ施工技術の活用を行うことができる。

４．原則、本工事においては上記①②④⑤の段階でＩＣＴ施工技術を活用することとする。擁壁工等についての施工範囲の全てで適用するが、具体的な工事内容及び対象範囲・数量を明示し、監督職員と協議するものとする。なお、実施内容等については施工計画書に記載するものとする。

５．ＩＣＴ施工技術を用い、以下の施工を実施する。

①　３次元起工測量

受注者は、３次元測量データを取得するため、以下１）～７）から選択（複数以上可）して測量を行うものとする。

但し、擁壁工等の関連施工としてＩＣＴ土工等が行われる場合、監督職員との協議の上、その起工測量データを活用することができるものとし、

ＩＣＴ活用工事とする。

１）空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量

２）地上型レーザースキャナーを用いた起工測量

３）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量

４）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量

５）ＴＳ等光波方式を用いた起工測量

６）ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた起工測量

７）ＲＴＫ－ＧＮＳＳを用いた起工測量

② ３次元設計データ作成

受注者は、５．①で得られた測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、３次元出来形管理を行うための３次元設計データを作成する。

３次元設計データ作成はＩＣＴ土工等と併せて行うが、ＩＣＴ擁壁工の施工管理においては、３次元設計データ（TIN）形式での作成は必要としない。

なお、ＩＣＴ擁壁工の３次元設計データとは、３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）（擁壁工編）で定義する擁壁工設計データのことを言う。

③ 該当なし

④ ３次元出来形管理等の施工管理

（１）出来形管理

擁壁工の施工管理において、以下１）～７）の技術から選択（複数以上可）して、出来形管理を実施するものとする。

また、以下１）～４）の出来形管理を行う場合は、工事検査前の工事竣工段階の目的物について点群データを取得し、⑤によって納品するものとする。

１）空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理

２）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理

３）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

４）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

５）ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理

６）ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理

７）ＲＴＫ－ＧＮＳＳを用いた出来形管理

なお、計測装置位置と計測対象箇所との離隔・位置関係により上記１）～７）のＩＣＴ施工技術を用いた計測によっては精度確保が困難となる部分や計測が非効率となる場合、監督職員と協議の上、写真・画像データ等と併用するなど出来形管理を行っても良いものとする。

（２）出来形管理基準および規格値

出来形管理基準および規格値については、現行の基準および規格値を用いる。厚さ管理は本要領の対象外とする。出来形の算出は、上記（１）で定める計測技術を用い以下１）の出来形管理要領によるものとする。

１）３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）

（３）出来形管理帳票

現行の出来形管理帳票、出来高整理資料を作成する。また、出来形の３次元計測結果が計測（管理）すべき断面上あるいは測線上にあることを示す適用工種の３次元設計デー タあるいは平面図を提出することとする。

⑤ ３次元データの納品

５．①②④により作成した３次元データを工事完成図書として電子納品する。

６．上記５．①②④の施工を実施するために使用するＩＣＴ機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。

発注者は、３次元設計データの作成に必要な詳細設計において作成したＣＡＤデータを受注者に貸与する。また、ＩＣＴ施工技術の活用を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。

７．土木工事施工管理基準（案）に基づく出来形管理が行われていない箇所で、出来形測量により形状が計測出来る場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。

８．本特記仕様書に疑義を生じた場合または記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。

第３７条　ＩＣＴ活用工事における適用（用語の定義）について

１．図面

図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更または追加された設計図、工事完成図、３次元モデルを復元可能なデータ（以下「３次元データ」という。）等をいう。

なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督職員が書面により承諾した図面を含むものとする。

第３８条　ＩＣＴ活用工事の費用について（土工）

１　ＩＣＴ施工技術を活用する項目については、以下の積算要領に基づき費用を計上しているが、「３次元起工測量・３次元設計データの作成費用」及び「３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用」については、当初は計上していない。

・ＩＣＴ活用工事（土工 1,000 ㎥以上）積算要領
・ＩＣＴ活用工事（土工 1,000 ㎥未満）積算要領
・ＩＣＴ活用工事（砂防土工）積算要領
・ＩＣＴ活用工事（河床等掘削）積算要領

実施した場合は、以下の（１）（２）により設計変更の対象とし、費用を計上する。

（１）３次元起工測量・３次元設計データの作成費用

３次元起工測量・３次元設計データの作成（修正含む）を実施した場合は、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとし、発注者は、費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とする。

なお、受注者から見積の提出がない場合は、「３次元起工測量・３次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。

（２）３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用

出来形管理の計測範囲において、１ｍ間隔以下（１点/㎡以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、３次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法（面管理）を実施し、３次元データ納品を行った場合の費用の計上方法については、受注者より提出された見積により費用の妥当性を確認することとし、官積による算出方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正係数を乗じるものとする。

なお、受注者は、発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとする。受注者からの見積により算出される金額が以下の補正係数を乗じて算出される金額を下回る場合は、見積により算出される金額を積算計上額とする。

また、受注者から見積の提出がない場合は、３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。

第３９条　ＩＣＴ活用工事の費用について（法面工）

１　受注者が、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までにＩＣＴ活用の具体的な工事内容・数量及び対象範囲について明示し、監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合、ＩＣＴ施工技術を活用する項目については、以下の積算要領

に基づき以下の（１）（２）により費用を計上することとする。
・ＩＣＴ活用工事（法面工）積算要領
（１）３次元起工測量・３次元設計データの作成費用
３次元起工測量・３次元設計データの作成（修正含む）を実施した場合は、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとし、発注者は、費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とする。
なお、受注者から見積りの提出がない場合は、「３次元起工測量・３次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。
（２）３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用
出来形管理の計測範囲において、面的に座標を取得し、ソフトウェア上で面の法長・高さ等の出来形管理を実施し、工事検査前の工事竣工段階の目的物について点群データを取得し、３次元データ納品を行った場合、標記費用の対象とする。
費用の計上方法については、受注者より提出された見積により費用の妥当性を確認することとし、官積による算出方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正の補正係数を乗じるものとする。
なお、受注者は、発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとする。受注者からの見積により算出される金額が以下の補正係数を乗じて算出される金額を下回る場合は、見積により算出される金額を積算計上額とする。
また、受注者から見積の提出がない場合は、３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。ただし、法面工（ＩＣＴ）と同時に実施する土工（ＩＣＴ）等他工種において補正係数を乗じる場合は適用しない。
・共通仮設費率補正係数：1.2
・現場管理費率補正係数：1.1
上記費用の対象となる出来形管理は、以下の１）～４）とし、それ以外の出来形管理の費用は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため、別途計上は行わない。
１）空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理
２）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
３）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
４）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
なお、以下の５）～７）による出来形管理を実施した場合は、「３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用」については、計上しない。

５）ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理
６）ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理
７）ＲＴＫ－ＧＮＳＳを用いた出来形管理
２ 施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること。

第４０条 ＩＣＴ活用工事の費用について（擁壁工）

１ 受注者が、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までにＩＣＴ活用の具体的な工事内容・数量及び対象範囲について明示し、発注者へ提案・協議を行い、協議が整った場合、ＩＣＴ施工技術を活用する項目については、以下の積算要領に基づき以下の（１）（２）により費用を計上することとする。

・ＩＣＴ活用工事（擁壁工）積算要領

（１）３次元起工測量・３次元設計データの作成費用

３次元起工測量・３次元設計データの作成（修正含む）を実施した場合は、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとし、発注者は、費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とする。

なお、受注者から見積りの提出がない場合は、「３次元起工測量・３次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。

（２）３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用

出来形管理の計測範囲において、面的に座標を取得し、ソフトウェア上で面の法長・高さ等の出来形管理を実施し、工事検査前の工事竣工段階の目的物について点群データを取得し、３次元データ納品を行った場合、標記費用の対象とする。

費用の計上方法については、受注者より提出された見積により費用の妥当性を確認することとし、官積による算出方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正の補正係数を乗じるものとする。

なお、受注者は、発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとする。受注者からの見積により算出される金額が以下の補正係数を乗じて算出される金額を下回る場合は、見積により算出される金額を積算計上額とする。

また、受注者から見積の提出がない場合は、３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。ただし、擁壁工（ＩＣＴ）と同時に実施する土工（ＩＣＴ）等他工種において補正係数を乗じる場合は適用しない。

・共通仮設費率補正係数：1.2

・現場管理費率補正係数：1.1

上記費用の対象となる出来形管理は、以下の１）～４）とし、それ以外の出来形管理の費用は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため、別途計上は行わない。

１）空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理

２）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理

３）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

４）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

なお、以下の５）～７）による出来形管理を実施した場合は、「３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用」については、計上しない。

５）ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理

６）ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理

７）ＲＴＫ－ＧＮＳＳを用いた出来形管理

２ 施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること

第４１条 ＩＣＴ活用工事の活用効果等に関する調査

ＩＣＴ活用工事を行った施工者は、活用目的等の把握のための「ＩＣＴ活用工事の活用効果等に関する調査」の対象であり、別途監督職員より指示される調査票に基づき実施するものとする。

施工者は、工事完了後直ちに調査票を監督職員へ提出・確認後、発注者が指示するメールアドレスまで調査票を電子メールにより提出すること。また調査票の聞き取り調査等を実施する場合はこれに協力するものとする。

調査費用については当初は計上していないため、設計変更の対象とする。

第４２条 現場環境改善（快適トイレの設置）

１．内 容

受注者は、現場に以下の（１）～（11）の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

（12）～（17）については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

（１）洋式（洋風）便器

（２）水洗及び簡易水洗機能

（し尿処理装置付き含む）

（３）臭い逆流防止機能

（４）容易に開かない施錠機能

（５）照明設備

（６）衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を５kg 以上とする）

【付属品として備えるもの】

（７）現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示

（８）周囲からトイレの入口が直接見えない工夫

（９）サニタリーボックス

（女性用トイレに必ず設置）

(10) 鏡と手洗器

(11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

(12) 室内寸法 900mm×900mm 以上（面積ではない）

(13) 擬音装置（機能を含む）

(14) 着替え台

(15) 臭気対策機能の多重化

(16) 室内温度の調整が可能な設備

(17) 小物置き場

（トイレットペーパー予備置き場等）

２．快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記１の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。

【快適トイレに求める機能】（１）～（６）及び【付属品として備えるもの】（７）～（11）の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各１基ずつ２基／工事（施工箇所）※までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、２基／工事（施工箇所）※より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費(率)を想定しており、別途計上は行わない。

３．快適トイレの「質の向上」に要する費用

快適トイレの「質の向上」として、積算上限額を超える費用について現場環境改善費（率）を充当することができる。現場環境改善費（率）の充当を希望する場合は、上記　２．の協議時に見積書を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとする。

なお、現場環境改善費（率）を充当することにより、特記仕様書に明示されたその他の費目の実施が困難な場合には、実施費目数の変更を合わせて協議することとする。

第４３条　BIM/CIM 活用工事について

本工事は、BIM/CIM 適用工事（受注者希望型）である。受注者が希望する場合、３次元モデルの活用を提案することができる。詳細については、受発注者で協議し実施する。

１　BIM/CIM 実施計画書の作成

受発注者において、BIM/CIM の実施内容や、納品方法等を協議し決定した結果を「BIM/CIM 実施計画書」として整理し、提出する。内容に変更が生じた場合は、受発注者間で協議し、BIM/CIM 実施（変更）計画書を作成する。

また、作成した BIM/CIM 実施計画書（変更含む）に基づき、本工事を実施する。

１）工事概要

２）整理すべき課題

３）BIM/CIM の実施内容（３次元モデルの活用内容、期待する効果等）

４）３次元モデルの作成仕様（作成範囲、詳細度、属性情報、別業務等で作成された３次元モデルの仕様等）

５）３次元モデル作成に用いるソフトウェア、オリジナルデータの種類

６）３次元モデル閲覧、データ共有ができるソフトウェアの種類、成果物の納品ファイル形式

７）３次元モデルの作成・活用に要する費用

２　BIM/CIM 実施報告書の作成

BIM/CIM 実施計画書に基づき実施した内容について、BIM/CIM 実施報告書を作成する。以下の内容を BIM/CIM 実施計画書に追記して作成する。

８）後段階への引継事項（データかつ用事の留意点、更なる検討が必要な内容、２次元図面との整合等）

９）省人化の効果（前段階から引き継いだデータの活用により省人化した効果、３次元での検討により省人化した効果等）

３ 成果物の納品

以下の内容を納品する。様式については別添資料を参照すること。

１）BIM/CIM 実施計画書・見積書（変更含む）

２）BIM/CIM 実施報告書（３次元モデル作成引継書シート、３次元モデル照査時チェックシートを含む）

３）作成した３次元モデル（オリジナルデータ、標準的なデータ形式（J-LandXM 形式、IFC 形式）、統合モデル、動画等）

４　その他

最新の情報は BIM/CIM ポータルサイト（https://www.nilim.go.jp/lab/qbg/bimcim/bimcimindex.html）で提供されているので、適宜参照すること。

第４４条　DX データセンターの使用

本工事は DX データセンターを使用することで、VDI による専用ソフトの利用及び受発注者間のデータ共有の円滑化を図る工事である。

３次元モデルを活用するにあたり、受注者が希望する場合、国土技術政策総合研究所が運用する DX データセンターにインストールされている専用ソフトウェアを使用することができる。

ＤＸデータセンター内の有償ソフトウェアを使用する場合は、受注者が有償ソフトウェアの使用契約手続きを行うものとする。

なお、ＤＸデータセンターの詳細については、ＤＸデータセンターの参考資料（ https://dxportal.nilim.go.jp/exonym/reference ） 及びポータルサイト（https://dxportal.nilim.go.jp/exonym）を参照すること。

第４５条　工事中の安全確保

１．工事の施工にあたっては、関東地方整備局長が定める「重点的安全対策」について留意し、工事事故の防止を図らなければならない。

なお、令和７年度における重点的安全対策項目は以下の７項目である。

Ⅰ．架空線等上空施設の損傷事故防止

Ⅱ．建設機械等の稼働に関連した人身事故防止

Ⅲ．資機材等の下敷きによる人身事故防止

Ⅳ．足場・法面等からの墜落事故防止

Ⅴ．地下埋設物の損傷事故防止

Ⅵ．第三者の負傷・第三者車両等に対する損害

Ⅶ．事故防止

２．受注者は、工事に従事する就業制限業務及び作業主任者を選任する業務における資格者のうち、資格取得後一定期間経過した資格者に対し、次に掲げる再教育の受講が推進されるよう努めるものとする。

①労働安全衛生法第 19 条の２に基づく足場組立等作業主任者等に対する能力向上教育

②労働安全衛生法第 60 条の２に基づく車両系建設機械運転従事者、移動式クレーン運転士、玉掛業務従事者等に対する危険有害業務従事者教育

③厚生労働省通達に基づくドラグ・ショベル運転業務従事者等に対する危険再

認識教育

３．　工事の施工にあたっては、工事等の時期、工事等の方法の概要 及び 工事等を行なう場合における道路交通に対する措置について「道路工事保安施設設置基準（令和元年５月）」に基づき監督職員へ確認を行うものとする。

4.　工事中看板、工事情報看板及び工事説明看板の記載内容及び設置箇所については、監督職員の承諾を得るものとする。

5.　工事期間中に配置する交通誘導警備員は、以下のとおり計上するものとする。 ただし、交通管理者等との協議条件など社会的要件、現地精査に基づき配置人員の変更が必要になった場合は、監督職員と協議するものとする。

工種	作業区分	交通誘導警備員	備考
全ての工種(城南)	昼夜間	６８人（うち有資格誘導警備員１７人）	夜間無し
全ての工種(小雀)	昼間	１２５人(うち有資格者０人)	夜間無し

第４６条　熱中症対策に資する現場管理費の補正について

1.本工事は、夏季における真夏日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に掛かる経費に関して「熱中症対策に資する現場管理費の補正」を行う試行工事である。

2.真夏日の考え方は下記のとおりである。

（１）真夏日の定義

日最高気温が 30℃以上の日を指す。

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が 30℃以上の場合とする。

（２）試行にあたっての真夏日の計上の考え方

下記①～③のいずれかに該当する場合、真夏日として計上する。

① 環境省が公表している暑さ指数（WBGT）が日最高 25℃以上の場合。
施工現場から最寄りの環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）が 25℃以上となる日を真夏日とみなす。

② 気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が 30℃以上の場合。
施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温が 30℃以上の日を真夏日とする。

③ 夜間工事については、作業時間帯の最高気温が 30℃以上の場合。
施工現場から最寄りの観測地点における作業時間帯の最高気温が 30℃以上、

又は暑さ指数（WBGT）が 25℃以上の場合を真夏日とする。

なお、休工日においては、上記に該当した場合でも真夏日としない。

上記①～③によりがたい場合は、監督職員と協議すること。

（３）工期

工事着手から工事完成日までの期間を指す。なお、年末年始休暇６日間、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

（４）基準日

受発注者協議により、「基準日」を定めるものとする。「基準日」は工事着手日を基本とする。

当該「基準日」より工期末までの期間のうち、真夏日にあたる日数を算出する。

なお、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、現場休工日は含まないものとする。

（５）真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

・真夏日率 ＝ 基準日から工期末までの真夏日 ÷ 工期

（６）現場管理費の補正

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。

・補正値（%） ＝ 真夏日率 × 補正係数※

※ 真夏日補正係数：１．２

第４７条 交通誘導警備員の資格

交通誘導警備員については、資格者（警備業法第 23 条に規定する都・県公安委員会の行う１級又は２級検定に合格した者）１名以上を充て、他は経験１年以上の者を配置すること。

なお、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第４８条 安全管理推進技術査等認定について

１．概要

関東地方整備局（港湾・空港部・営繕部関係を除く）が発注した工事（以下、「直轄工事」という）において、無事故で完成させた技術者に対して、「安全管理推進技術者」（以下、「認定技術者」という）として認定する

２．認定条件

対象とする技術者は、以下の条件によって認定する。

・直轄工事において、無事故にて完成させた「安全管理担当者」として、施工期間中、全ての工事（準備工を除く）に従事した者。なお、「安全管理担当者」とは、施工体制上、受注者が配置する「統括安全衛生責任者」、「元方安全衛生管理者」、「ずい道等救護技術管理者」、「店社安全衛生管理者」、「工事現場責任者」として安全管理に従事した者で、現場代理人または、主任（監理）技術者が兼務した場合も認定するものとする。

・直轄工事にて、認定技術者として過去５回認定された者については、「優秀安全管理推進技術者」（以下、「優秀認定技術者」という）として認定する。

３．認定技術者の認証

・認定技術者及び優秀認定技術者に認定された者については、「安全管理推進技術者認定ロゴマーク」（以下、「認定ロゴマーク」という）を「企業の名刺」、「ヘルメット貼付」等に使用（印刷、シール）することができる。

・紛失等による認定書の再発行は行わない。

・「認定ロゴマーク」については、当該地方整備局管内で行う直轄工事のみに使用でき、それに要する費用は、当該企業が負担するものとする。

４．認定技術者の認証期間

認定技術者へ授与した認証については、その使用期間に制限を設けないものとする。

５．不適切事項への措置による認証の取り扱い

認定技術者が関係する工事にて、粗雑工事等の発覚より、関東地方整備局から措置（指名停止、文書注意、口頭注意）を受けた場合であっても、過去の認証の取り消しは行わない。ただし、工事完成後、安全管理に関して不適切な事象が発覚した場合、または、不正による認定取得が確認された場合については、認定を取り消す。

第４９条　事業損失防止施設

工事施工に伴い、工事箇所近隣の事前事後調査を下記の要領で行い、監督職員に報告しなければならない。なお、工事施工期間中、工事箇所近隣に被害があった場合には、速やかに状況を調査し、監督職員に報告しなければならない。

詳細については、監督職員の指示によるものとし、調査内容、報告については次のとおりとする。

①　調査内容

柱、壁、屋根、基礎等の構造体及びタイル張面、建具等の傾斜や損傷状況と門、塀、コンクリート叩き、井戸等の工作物についても調査を行い、工事との因果関係が把握できるよう資料を作成するものとする。

②　報告書

調査区域の平面図、家屋調査一覧表（住所、所有者、構造等)家屋平面図等を取りまとめ、状況写真集とともに製本して２部提出するものとする。

第５０条　仮設工の段階点検

受注者は、仮設工の計画、設計及び施工における下記段階及び内容について、監督職員の指示する書式に従い、確認し、提出するものとする。

(1) 仮設工の設計完了段階(指定仮設については、発注者から提示された設計図書の内容検討完了段階)

現地条件と整合した設計条件で設計され適切な仮設計画書が作成されているかを確認する。(なお、指定仮設については発注者から提示された設計図書が現地条件と整合した設計条件で設計され、安全確保された設計図書になっているかを確認する)

(2)仮設工の施工中間段階

仮設計画書どおりに施工が実施されているか確認する。

(3)仮設工の施工完了段階

仮設計画書どおりに施工が実施されているか確認する。

(4)仮設工の撤去中間段階

仮設計画書どおりに施工が実施されているか確認する。

第５１条　路上工事の縮減等

受注者は、路上工事による交通への影響の緩和を図るため、施工方法・規制時間帯・施工日数の短縮等の検討を行い、監督職員に提出するとともに工事完了時に実施結果を提出するものとし、路上工事の縮減等に努めるものとする。

第５２条　交通規制日数の報告

現道上での(改築・維持修繕)工事等により交通規制を実施した場合には、月毎に実交通規制日数を監督職員へ提出するものとする。

第５３条　環境対策（特定調達品目の調達実績の調査について）

受注者は、本工事の資材、建設機械の使用にあたっては、必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定められた国土交通省の特定調達品目(以下、「特定調達品目」という)の使用を積極的に推進するものとする。設計図書に定めがあるものについて、特定調達品目への変更が可能である場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。ただし、東日本大震災の影響により、特定調達品目の使用が困難な場合には、監督職員と協議するものとする。

受注者は、特定調達品目の調達実績の集計を行い、工事完了後(工期が令和９年度以降に及ぶものは、監督職員の指示する日まで)に、電子データにより監督職員に提出するものとする。集計の方法については、監督職員より指示する。

第５４条　環境対策（建設機械の使用）

受注者は、本工事において「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」(昭和 62 年 3 月 30 日建設省経機第 58 号)に基づき、低騒音型建設機械の使用原則を図られた場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。

第５５条　ディーゼル車排出ガス規制に適合した車輌の使用

(1)受注者は、本工事現場で使用し又は使用される関係車輌（以下、本工事関係車輌という。）が、埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県のディーゼル車排出ガス規制条例（以下、関係法令等という。）の　適用を受ける場合は、これに適合した車輌を使用しなければならない。

(2)受注者は、本工事の施工に先立ち、本工事関係車輌の「ディーゼル車排出ガス規制に適合する車輌の使用」について、関係法令等の遵守を施工計画書に記載しなければならない。

(3)受注者は、本工事関係車輌にディーゼル車を使用する場合には、車検証等のコピーを保管し、本工事関係車輌を把握しなければならない。

(4)受注者は、取締りにより本工事関係車輌に違法行為等があった場合には、直ちに監督職員に報告しなければならない。

(5)受注者は、資機材の搬出入等において、資材納入業者に関係法令等を遵守させるものとする。

第５６条　交通安全管理・工事現場管理

受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

(1)積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。

(2)さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。

(3)過積載車輌、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。

(4)取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行った場合、さし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。

(5)建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請事業者及び骨材納入業

者の利益を不当に害することのないようにすること。

⑹以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

第５７条　現場環境改善

１.現場環境改善として実施する内容は、下記のとおりとするが、現場条件等により実施が困難になった場合には、監督職員と協議するものとする。

⑴ 仮設備関係

用水・電力等の供給設備を実施するものとする。

⑵ 営繕関係

現場事務所の快適化を実施するものとする。

⑶ 安全関係

盗難防止対策（警報器等）を実施するものとする。

⑷ 地域連携

デザイン工事看板、パンフレット・工法説明ビデオを実施するものとする。

２.現場環境改善については具体的な内容、実施時期について施工計画書に含め提出するものとする。

３.主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策については、工事契約後、監督職員と協議するものとし、現場環境改善費（率）の 50%を上限として設計変更の対象とする。

第５８条　工期変更

１．工期は、雨天、休日等１４４日を見込み、契約の翌日から令和９年２月２６日までとする。

なお、休日には、日曜日、祝日、年末年始休暇及び夏季休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。

工期には、施工に必要な実日数（実働日数）に加えて以下の日数を見込んでいる。

準備期間	４０日間
後片付け期間	２０日間
雨休率（猛暑日補正あり） （実働工期日数に休日と天候等による作業不能日※を見込むための係数）	０．７９

※雨休率を算出した際の日換算した年間の作業不能日は以下の通りである。（当該工事の作業不能日ではない。）

イ）１日の降雨・降雪量が１０㎜/日以上の日：２９日間

ロ）８時から１７時までの WBGT 値が３１以上の時間を足し合わせた日数：７日間
（少数第１位を四捨五入（整数止め）し、日数換算した日数）

過去５か年（2020 年～2025 年）の気象庁（横浜観測所）及び環境省（横浜地点）のデータより年間の平均発生日数を算出（雨休率を算出した際の日換算した年間の作業不能日）

第５９条　フレックス方式(余裕期間制度)

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間と実工事期間を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、契約を締結するまでの間に、別紙様式-１６により、工事の始期及び終期を通知すること。

余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結日の翌日から令和９年２月２６日まで

第６０条　工程表

受注者は、現場着手前（準備期間内）に設計図書等を踏まえた工事工程表（クリティカルパスを含む）を作成し、監督職員と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者（「発注者」又は「受注者」）を明確にすること。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。

① 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
② 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合
③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
④ 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

第６１条　工事工程表の開示の試行工事

１．本工事は、工期設定の根拠とした工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続きなどの進捗状況を踏まえた工事工程表を開示するとともに、設計審査会等において工事工程クリティカルパスの共有や発注者が作成する工程と受注者が作成する工事工程の照合（クロスチェック）を行うことにより、適切な工期設定の取組を行う「工事工程表の開示の試行工事」である。

２．工事契約後、設計審査会等において、「前条　工事工程クリティカルパスの共有」により作成した工事工程表を確認し、受注者・発注者間でクリティカルパスの共有を行うものとする。

３．設計審査会等において、発注者が開示した工事工程表（別紙-5）との照合（クロスチェック）を実施し、必要に応じて工期延伸の判断について審査を行うなど、適正な工事工程の確保に努めるものとする。

４．本試行に関するアンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。

第６２条　週休二日の対応

１．本工事は、監督職員と受注者双方が工程調整を行うことにより、完全週休２日（土日）を達成するよう工事を実施する「現場閉所による週休２日制適用工事（完全週休２日）（受注者希望方式）」の試行工事である。

受注者は、工事契約後、完全週休２日（土日）の取組を希望するか判断の上、発注者に協議するものとし、希望しない場合は月単位の週休２日に取組むものとする。

２．週休２日の考え方は下記のとおりである。

１）週休２日

①　完全週休２日（土日）

対象期間内の全ての土日において、現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一の週に土日に代わる現場閉所日（以下、「代替休日」という。）を設定することによって、土日に現場閉所を行ったとみなす。なお、週の定義は月曜日から日曜日までとする。

②　月単位の週休２日

対象期間内の全ての月において、現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（８日/28 日）以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。また、天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、１年単位の変形労働時間制を適用し休日を振り替えた場合には、振替後の日を予定どおり閉所した場合に振替前の日を現場閉所を行ったものとみなす。対象期間において、４週８休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

２）対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇６日間、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。また、工事着手後、受注者の責によらず週休２日の実施が困難な期間が生じる場合は、受発注者間で協議して週休２日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。ただし、対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定すること。

３）現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて１日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

３．現場閉所を行うときは、監督職員へ事前に連絡すること。ただし、以下に該当する場合は、連絡は不要である。

①施工計画書に記載した法定休日・所定休日の場合

②週間工程会議等により監督職員が事前に把握している場合

③官公庁の休日の場合

完全週休２日（土日）の実施にあたり、受注者の責に寄らず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一の週に代替休日を設定すること。なお、夜間工事の場合は作業に着手した日を作業日とみなす。

また、天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、１年単位の変形労働時間制を適用し休日を振り替える場合には、振替前後の日にちが把握出来るよう施工計画書に記載しておくこと。

４．監督職員は、受注者の月毎の現場閉所率の状況を適宜確認するものとし、受注者側の週休２日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、週休２日が確保できるよう改善に取り組むものとする。

５．工事完了後、週休２日の取得結果が確認できる「取得報告書」を作成し、監督職員に提出するものとする。

６．アンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。

７．明らかに受注者側に月単位の週休２日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて、工事成績評定から点数を減ずる措置を行うものとする。

８．週休２日に掛かる費用については、当初予定価格から完全週休２日（土日）を達成した場合の補正係数を労務費、市場単価、土木工事標準単価、共通仮設費率、現場管理費率に乗じているが、現場閉所の達成状況を確認後、完全週休２日（土日）が未達成の場合は、月単位の週休２日の補正係数に変更する。月単位の週休２日が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。

完全週休２日（土日）の取組を希望しない場合は、月単位の週休２日の補正係数に変更する。また、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の週休２日が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。

第６３条　悪天候等により工期変更が必要となる場合の協議を簡素化する試行

１．受注者は、著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生し、工期内に工事を完成することが困難な場合はその理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

著しい悪天候とは、当該工事の工期月の雨休率が、直近５カ年における工期月の雨休率の平均値を超える場合をいう。

工期月とは、工事着手日から工事完成予定日までの期間のうちの、工期の延長変更請求時までにかかる月（ただし、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は除く）をいう。

なお、本工事の降雨降雪日は、横浜観測所（気象庁のデータ）における１ 日の降雨・降雪量雨が 10mm 以上/日の日を想定している。

２．アンケート調査を行う場合は、これに協力すること。

第６４条　他工事との調整

1.下記工事の請負業者とは、現場が連続し施工が輻輳することから、施工手順・工程については十分な打ち合わせを行い、工事の円滑な進捗に努めるものとする。

2.本工事との調整工事は以下のとおりとする。

工事名	施工範囲	工期（予定）
R3 横浜湘南道路藤沢地区改良その４工事	自：神奈川県藤沢市城南２丁目 至：神奈川県藤沢市城南３	令和４年１月６日～令和８年９月３０日
R6 横浜湘南道路藤沢地区外改良工事	神奈川県藤沢市城南２丁目	令和７年４月１４日～令和８年１月３０日
横浜湘南道路トンネルその４工事	自：神奈川県横浜市戸塚区小雀町 至：神奈川県藤沢市城南４丁目	令和６年１０月１日～令和１０年９月３０日
R6 横浜湘南道路藤沢地区他環境整備工事	自：神奈川県横浜市戸塚区小雀町 至：神奈川県藤沢市城南２丁目	令和６年１０月１日～令和８年１月３０日
R7 横浜湘南道路藤沢地区改良その１工事	自：神奈川県横浜市戸塚区小雀町 至：神奈川県藤沢市城南２丁目	令和７年１２月２６日～令和８年９月３０日

第６５条　新技術の活用「新技術の定義」

１．本工事は、新技術活用の促進を図ることを目的とした、新技術活用工事である。

２．新技術の定義

新技術活用の原則化における新技術の定義は以下による。

① 技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されている技術

② 公共工事等において実用段階に達している技術

③ 当該技術の適用範囲において従来技術に比べて活用の効果が同程度以上の技術又は同程度以上と見込まれる技術

④ 実用段階に達していない技術又は要素技術など研究開発段階にある技術であって国により導入促進を図る技術

３．対象とする新技術

新技術活用の原則義務化の対象とする新技術は以下のとおりとする。

1) 新技術情報提供システム（NETIS）登録技術

URL　http://www.netis.mlit.go.jp

2) NETIS のテーマ設定型の技術比較表に掲載されている技術

3) 新技術導入促進（Ⅱ）型により活用する技術

4) 新技術のニーズ・シーズマッチングにより現場実証し、従来技術と同等以上と確認できた技術

対象とする技術は、NETIS「マッチング」に掲載された技術のうち、「標準化推進技術」「普及促進技術」のいずれかに該当するものとする。なお、NETIS 掲載期間終了技術は対象外とする。

第６６条　新技術の活用（施工者選定型）

１．本工事は、施工者が原則１技術以上の新技術を選択したうえで活用を図る新技術活用工事である。

２．本工事において、第６５条　新技術の活用「新技術の定義」３．対象とする新技術に示す 1)～4)の技術が選定されていない場合、受注者は施工に先立ち、当該工事内容について十分把握の上、新技術を原則一つ以上選定し、監督職員の承諾を得た上で活用するものとし、活用する新技術の名称及び内容等を施工計画書に記載するものとする。活用する新技術が NETIS 登録技術の場合は新技術活用計画書も提出するものとする。

３．受注者は、選定した新技術が第６５条　新技術の活用「新技術の定義」３．対象とする新技術に示す 1)～4)のいずれの新技術であるか確認できるよう、施工計画書に記載する。

4. 当該技術については、設計図書等で定められた事項に係る部分でない場合は、設計変更の対象としない

５．受注者は、試行現場照会中の技術を活用する場合において当該技術の施工にあたり NETIS 申請者が実施する「試行調査」に協力するものとする。なお、試行調査に係る費用は NETIS 申請者が負担する。

６．試行現場照会中の技術を活用する場合、当該工事の実施箇所において標準的に使用される技術の施工費相当額を超える費用については、試行調査に係る費用とみなし、NETIS 申請者の負担とする。

７．受注者は、活用する新技術が情報種別記号「－ＶＥ」以外の NETIS 登録技術の場合は、当該技術の施工にあたり「活用効果調査」を行うものとする。「活用効果調査」は、「新技術情報提供システム(NETIS)」より作成し、監督職員に提出するものとする。

８．受注者は、本工事によって知り得た当該技術に係わる情報は、監督職員の許可なく公表してはならない。

第６７条　建設現場の遠隔臨場における遠隔臨場の実施（発注者指定型）

１．建設現場における遠隔臨場の実施

「建設現場における遠隔臨場の実施」は、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）と Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を行うものとする。

なお、遠隔臨場の実施にあたっては「建設現場における遠隔臨場に関する実施要領（案）R5.3」を参考に実施するものとする。

URL　https://www.mlit.go.jp/tec/content/001594449.pdf

２．遠隔臨場を適用する工種、確認項目

現場での適用・不適用については、受発注者間にて協議の上、適用する工種・確認項目を選定することとする。

３．実施内容

(1) 段階確認・材料確認、立会での確認

①受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により取得した映像及び音声を Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」を行うものとする。

②確認実施者が現場技術員の場合、現場技術員は使用する PC にて遠隔臨場の映像（実施状況）を画面キャプチャ等で記録し、情報共有システム（ASP）等に登録して保管する。（従来の立会資料の管理と同様とする。）

(2) 動画撮影

動画撮影は、撮影者の安全を確保するため、撮影者が移動の際に横転等が考えられるいわゆる「歩きスマホ」（カメラを手に持って歩きながら撮影）での撮影はしないこと。

動画撮影は、静止して撮影又は撮影者のヘルメットや胸ポケットに付ける等の安全に配慮するものとする。

(3) 機器の準備

遠隔臨場に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員等と協議し決定するものとする。

なお、配信に利用するシステムは、「パッケージ化したシステム」、「情報共有システム（ASP）」、「Web 会議システム（teams、zoom 等）」等、何れのシステムを利用してよい。

(4) 遠隔臨場を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行うものとする。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。

なお、本項目は受発注者間で協議し、別日の現場臨場に変更することを妨げるものではない。

(5) フォローアップ調査

工事完了時に別紙様式-１９を監督職員へ提出するものとする。

また、遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示によるものとする。

(6) 費用

遠隔臨場にかかる費用については、工事実施に必要な施工管理費として、全必要額を技術管理費に積み上げ計上し、設計変更するものとする。

なお、機器の手配は基本的にリースとし、その賃料を計上するものとするが、やむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合は、その購入費に、機器の耐用年数に対する使用期間（日単位）割合を乗じた分を計上するものとする。また、受注者が所持する機器を使用する場合も、基本的には同様の考え方とするものとする。

(7) 不正行為

遠隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準　令和５年３月３日（国不建第578号）」等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第６８条　建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施について

１．建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

「遠隔臨場を活用した工事検査」は、受注者における「工事検査に伴う移動時間の削減や工事関係書類の簡素化」や発注者（監督職員・検査職員）における「現場実地（現場臨場）の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）と Web 会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査項目を遠隔で行うものである。なお、遠隔臨場による工事検査は、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』の内容に従い実施する。

２．遠隔臨場を活用した工事検査の対象

遠隔臨場を活用した工事検査は、完成検査、中間技術検査、既済部分検査、完済部分検査における、工事実施状況、出来形、品質、出来ばえの各検査項

目を対象とし、以下の表に示す。また、全ての検査を対象とするが、現場条件や、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ、従来方法（対面書類検査、現場実地検査）を選択することも可能である。

凡例　○：遠隔臨場による工事検査の対象

	工事実施状況	出来形		品質		出来ばえ	
	書類	書類	実地	書類	実地	書類	実地
完成検査	○	○	○	○	○	○	○
中間技術検査	○	○	○	○	○	○	○
既済部分検査	○	○	○	○	○	○	○
完済部分検査	○	○	○	○	○	○	○

３．遠隔臨場を活用した工事検査を適用する検査項目

現場条件により遠隔臨場による工事検査の適応性が一致しない場合も想定されることから、検査項目での適用・不適用については、監督職員が検査職員と調整・決定し、受注者に遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目を連絡する。遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目については、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ判断する。

４．実施内容

(1) 技術検査、工事検査での実施

受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）により取得した映像及び音声を Web 会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査を実施するものである。

(2) 機器の準備

遠隔臨場による工事検査に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員と協議し決定するものとする。

(3) 遠隔臨場による工事検査を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場による工事検査が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で予備日を取り決めて検査日を連絡する。

(4) 効果の検証

遠隔臨場による工事検査を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

(5) 費用

遠隔臨場による工事検査にかかる費用については、受発注者間の協議を踏

まえ、技術管理費に積上げ計上する。なお、監督業務で遠隔臨場を実施する工事については、遠隔検査を行うために追加で要する費用が生じた場合に監督職員と協議するものとする。

(6) 不正行為

遠隔臨場による工事検査において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、『建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和 3 年 9 月 30 日（国不建第 273 号）』等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第６９条 契約後ＶＥ方式

「ＶＥ提案」とは、契約書第 19 条の２の規定に基づき、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案である。

１．受注者がＶＥ提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のものとする。

２．以下の提案は、ＶＥ提案の範囲に含まないものとする。

⑴施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案。

⑵契約書第 18 条に規定された条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案。

⑶提案の実施に当たり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案。

３．受注者は、前項のＶＥ提案を行う場合は、次に掲げる事項をＶＥ提案書(別紙様式－１～４)に記載し、発注者に提出しなければならない。

⑴設計図書に定める内容とＶＥ提案の内容の対比及び提案理由

⑵ＶＥ提案の実施方法に関する事項(当該提案に係る施工上の条件等を含む)

⑶ＶＥ提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠

⑷発注者が別途発注する関連工事との関係

⑸工業所有権等の排他的権利を含むＶＥ提案である場合、その取扱いに関する事項

⑹その他ＶＥ提案が採用された場合に留意すべき事項

４．発注者は、提出されたＶＥ提案書に関する追加的資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。

５．受注者は、前項のＶＥ提案を契約の締結日より、当該ＶＥ提案に係る部分の施工に着手する３５日前までに、発注者に提出できるものとする。

６．ＶＥ提案の提出費用は、受注者の負担とする。

提出されたＶＥ提案は、施工の確実性、安全性が確保され、かつ設計図書に

定める工事の目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であると判断されるものについては、ＶＥ提案として採用することを原則として審査を行い、当該提案の採否を決定するものとする。

ＶＥ提案の採否について、原則として、ＶＥ提案の受領後 14 日以内に書面(別紙様式－５)により通知するものとする。ただし、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。また、ＶＥ提案を採用しなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

７．ＶＥ提案を採用した場合において、必要があるときは、発注者は設計図書の変更を行わなければならない。

８．前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において、発注者は、必要があるときは請負代金額を変更しなければならない。

９．前項の変更を行う場合においては、ＶＥ提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する金額(以下「ＶＥ管理費」という。)を削減しないものとする。

１０．ＶＥ提案を採用した後、契約書第 18 条の条件変更が生じた場合、発注者がＶＥ提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。

なお、ＶＥ管理費については、原則として変更しないものとする。

評定の結果、当該ＶＥ提案内容の活用が効果的であると認められた場合は、他の工事においても積極的に活用を図るものとする。その場合、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、当該権利の保護に留意するものとする。

発注者がＶＥ提案等を採用し、設計図書の変更を行った場合においても、ＶＥ提案を行った受注者の責任が否定されるものではない。

第７０条　生産性向上チャレンジ工事

１．試行の実施

本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

２．試行の内容

工事契約後、受注者は、当該工事において、省人化等の生産性向上に資する取組みを実施することができる。

本取組みを実施する場合は、施工計画書に「生産性向上チャレンジ工事」の項目を設け、①取組内容、②期待される効果等を明記するものとし、完成検査までに実施内容及び効果を報告するものとする。また、期待される効果等について、人員削減や作業時間削減等の定量的な効果を記載できる場合は記載することとする。

なお、「技術提案で提案済みの内容」及び「特記仕様書第６４条 新技術活用「新技術の定義」」において採用した取組については本試行の対象外とする。

３．工事成績評定

施工計画書で位置づけられた「生産性向上チャレンジ工事」の取組の履行が確認できた場合は加点を行うこととする。

４．本試行に係る費用については、原則、受注者負担によるものとする。

第７１条 出来高部分払い方式

本工事の部分払は、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、「出来高部分払方式実施要領」［国土交通省 HP　https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000052.html　参照］に基づき行うものとする。

第７２条 施工箇所点在型工事

本工事は、施工箇所が点在する工事であり、小雀地区、藤沢地区で施工を行う工事である

第７３条 現場技術員

本工事は、現場技術員の配置対象工事であり、現場技術業務を日本振興株式会社に委託(建設コンサルタント等に委託する予定と)している。

第７４条 施工体制調査員

本工事は、現場における施工体制の点検補助を関東建設マネジメント株式会社に委託（建設コンサルタント等に委託する予定と）している。

また、本工事の施工体制の点検を担当する施工体制調査員の氏名は、別途監督職員より通知する。

なお、施工体制調査員は、工事の情報共有システム（ＡＳＰ）により電子書類を閲覧し、点検を行うため、施工体制調査員を情報共有システム（ＡＳＰ）のユーザーに登録するものとする。(「閲覧のみ可能」で登録)

第７５条 施工体制の点検

１．受注者は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成 12 年法律第 127 号　最終改正令和 6 年 12 月 13 日)第 15 条 3 により発注者から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。

２．施工体制の点検員は当該工事の監督職員、施工体制調査員及び発注担当事務所の職員である。

３．施工体制調査員は、業務証明書を携帯し、胸に委託業務名、委託先、業務職（施工体制調査員）、氏名、顔写真の入った名札を着用している。

４．当該工事の監督職員及び発注担当事務所の職員は、所属、氏名、顔写真の入った名札を着用している。

５．施工体制調査員は、施工体制の点検を行う者で、指示等の権限は有しない。

６.施工体制調査員は、電子書類の点検を工事の情報共有システム（ＡＳＰ）により「閲覧」し、点検する。

７.施工体制調査員は、第１回目の現地点検は現地で点検するが、以降の点検は、映像により点検が可能な項目は、必要に応じ、工事の受注者が導入しているＷＥＢ会議や遠隔臨場システムを活用し、点検することを可能とする。

ただし、立会や打合せ等においてＷＥＢ会議や遠隔臨場システムを導入していない工事や現地での点検を希望する工事は、従来通り、現地で点検する。

第７６条　品質証明

本工事は、品質証明対象工事とする。なお、提出様式は別紙様式－１２によるものとする。

第７７条　施工者と契約した第三者による品質証明

１．試行の実施

本工事は、「施工者と契約した第三者による品質証明」の試行対象工事であり、「施工者と契約した第三者による品質証明の試行について」（令和５年６月１日付け国会公契第 11 号、国官技第 64 号、国北予第７号）別添「施工者と契約した第三者による品質証明実施要領」（以下「要領」という。）及び「施工者と契約した第三者による品質証明業務運用ガイドライン（案）」（以下「ガイドライン」という。）（国土交通省 HP http://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000052.html 参照）に基づき実施するものとする。

２．品質証明業務の実施

受注者は、要領及びガイドラインに基づき、品質証明者に品質証明業務を実施させなければならない。

３．品質証明者の選定

受注者は、ガイドラインに定める資格及び実務経験を有する者で発注者が示した者の中から品質証明者を選定しなければならない。品質証明者は複

数人登録を可能とする。
ただし、以下の要件に該当しないものとする。
①組織においては、以下のいずれかに該当する者
(1) 当該工事の施工者
(2) 当該工事の施工者と資本若しくは人事面において関連のある者又は元下関係（２次以下も含む。）にある者
②個人においては、以下のいずれかに該当する者
(1) 当該工事の施工者
(2) 当該工事の施工者と資本若しくは人事面において関連のある者又は元下関
係（２次以下も含む。）にある者
(3) (1)又は(2)に掲げる者のいずれかに属している者
③当該工事に係る地方整備局又は北海道開発局の長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和 59 年３月 29 日付け建設省厚第 91 号）に基づく指名停止を受けている期間中である者
④警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者
⑤当該工事に係る地方整備局又は北海道開発局の工事において、故意により瑕疵がある品質証明業務を行ったと認められたことのある者
なお、「当該工事の施工者と資本若しくは人事面において関連のある者」とは、以下の①又は②に該当する者である。
①当該工事の施工者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者
②品質証明者の属する組織の代表権を有する役員又は品質証明者個人が当該工事の施工者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該組織又は個人
４．品質証明者との契約
受注者は、要領に基づき品質証明者と以下の内容を含めた契約を締結するものとする。
①要領及びガイドラインに基づく品質証明業務の実施
②品質証明の範囲及び頻度並びに品質証明方法等
③品質証明の期間
④契約金額
５．品質証明者との契約書の写し等の提出
受注者は、工事着手前までに品質証明者と品質証明業務について契約

を締結し、速やかに当該契約書の写し並びに品質証明者の氏名、資格及び実務経験等を記した書面や複数人登録の場合は名簿等の関係書類を監督職員に提出しなければならない。

６．品質証明に必要な資機材等の提供

受注者は、品質証明者が品質証明を行うにあたり必要な労務及び資機材等を提供しなければならない。

７．契約図書の変更に関する通知

受注者は、契約図書に変更があった場合、速やかにその内容を品質証明者に通知しなければならない。

８．品質証明結果の修正

受注者は、品質証明結果に誤謬又は脱漏があった場合において、監督職員がその修正を請求したときには、品質証明者に対して、その修正を行わせなければならない。

９．アンケートへの協力

受注者は、監督職員から実施状況等の把握のためアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。また、受注者は、品質証明者に対して、監督職員から求められたアンケート等への協力を求めるものとする。

１０．実施状況等の確認

受注者は、発注者から品質証明の実施状況等の確認を求められた場合、協力しなければならない。

１１．品質証明の期間

本工事における品質証明期間は、工事着手日から工事完了日までとする。

１２．品質証明にかかる費用

る契約変更ができるものとする。また、早出・残業、休日・夜間等、品質証明のための臨場日数以外の費用についても、実績にあわせて契約変更ができるものとする。ただし、受注者の責めに帰すべき事由により臨場日数が増加した場合は、この限りでない。

１３．業務効率化

（１） 品質証明チェックシート以外に添付すべき資料の有無、チェックシートの内容・項目については、３者（施工者、品質証明者、監督職員）で協議の上、工事着手するものとする。

但し、既存資料の活用や、添付資料を最小限とするなど業務負担軽減に努めること。

（２）受注者は、品質証明者が立会い予定の事前把握が出来るよう、メールや

ＦＡＸ、ＡＳＰ等を活用し、進捗状況の共有に努めること。

１４．確認の頻度

品質証明の確認頻度は、ガイドライン記載の頻度を基本とするが、現場状況、工事規模、工種等からガイドライン記載の頻度で実施することに支障がある場合は、3 者（施工者、品質証明者、監督職員）で確認頻度を協議決定してから工事着手すること。

１５．ヒアリングの実施

受注者は、監督職員から、今年度の取り組みの効果や採算性や参入意欲向上のヒアリング等を求められた場合、協力しなければならない。また、受注者は、品質証明者に対して、監督職員から求められたヒアリング等への協力を求めるものとする。実施にあたっての調査票は、監督職員より通知する。

第７８条　工事完成図の納品

1.本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「工事完成図書の電子納品等要領(令和５年３月)：(以下「要領」という。)」に基づいて作成した電子データを指す。

「要領」で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務　　はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定する。

なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】(令和６年３月)」を参考とするものとする。

2. 本工事は「オンライン電子納品実施要領」に基づき、オンライン電子納品を行うものとする。

オンライン電子納品は、発注者が用意した電子納品保管管理サーバへのオンラインによる納品を原則とする。

なお。オンラインによる納品が実施できない場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。

3. 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。

第７９条 技術検査

1.　本工事は、中間技術検査対象工事とし、実施回数は２回以上を原則とする。なお、工事成績優秀企業の適用工事にあたっては、減免することが出来るもの

とする。但し、低入札価格調査制度対象工事となった工事及び監督強化価格対象工事については、減免の適用の対象外とする。

2. 中間技術検査の実施時期は、完成、既済部分(完済を含む)の検査時期及び当該工事の主要工種を考慮し、施工上の重要な変化点で行うことを原則とする。実施時期は、監督職員が選定するものとし、監督職員は、受注者に対して書面をもって検査日及び検査職員名を通知するものとする。

3. 中間技術検査は、上記を標準として実施することとするが、中間技術検査の主旨を踏まえ、現場条件、工事規模、内容、工期等を考慮して、実施時期、実施回数を変更することが出来る。

第８０条　書類限定検査

１．本工事は、検査に必要な書類を限定し、監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図る「書類限定検査」の対象である。

２．書類限定検査とは、検査時に下記の１０書類に限定して資料検査を行うものとする。

①施工計画書	⑥出来形管理図表
②施工体制台帳（下請引取検査書類を含む）	⑦品質管理図表
③工事打合せ簿（協議）	⑧品質規格照明資料
④工事打合せ簿（提出）	⑨品質証明書
⑤工事打合せ簿（承諾）	⑩工事写真

なお、以下の工事については対象外とする。

・「低入札価格対象工事」又は「監督体制強化工事」は対象外

・施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事は対象外

３．実施状況や改善点等を把握するためのアンケートに協力する。

第８１条　ウイルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、監督職員に工事に関する事項について電子データを提出する際には、ウイルス対策を実施した上で提出しなければならない。
また、ウイルスチェックソフトは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

第８２条　関係機関協議事項

本工事は下記に示す内容等について関係機関と協議完了しているが協議内容にて決定している定期観測の観測方法が未定であるため工事契約後、関係機関との打

合せを行い観測方法を決定する予定である。

1.協議内容

JR 鉄塔及び高圧線の近接施工について

2.協議機関

JR 東日本　給電技術センター

3.協議箇所

測点Ｎｏ2＋12 付近（小雀地区）

4.制約を受ける施工内容

全工種

なお、これにより難い場合は監督職員のと協議の上、必要に応じて設計変更の対象事項とする。

第８３条　施工上の制約

前条項を踏まえた本工事の施工留意事項ついては下記のとおりとする。

１．当現場には 6600V の高圧架空線があり、施工時の感電・安全対策に留意する事とし、架空線に対しての沿革距離として 4.0ｍを確保することを原則とする。(ブーム長は 19.1m より伸ばさないようにすること。なお、ブーム長 19.1m で作業する際にはブーム角度を 75°以上立てないこと)

２．掘削は、法面毎に上から順に実施すること。１段目法面については、施工中の安定性を向上させるため、上半分と下半分に分けて切土を行い、鉄筋挿入工は逆巻施工とする。

３．架空線からの安全離隔距離 4m が確保できるように、クレーンのブーム長・角度を管理するとともに、監視人を置き作業を監視させること。

４．施工中は、観測計画に基づいて変異観測を行う。

鉄塔基礎の不同沈下が許容値を上回る恐れが生じた場合は、変異を抑制するための追加対策(鉄筋挿入工やアンカー工)が必要となる場合が想定されるため、早期に監督官と協議の上、必要な対策を検討する事。

なお、上記内容により難い場合は監督職員と協議の上、必要に応じて設計変更の対象事項とする。

第８４条　孔内傾斜計設置（地すべり調査）について

小雀地区において孔内傾斜計設置を行うものとする。

『設計業務等標準積算基準及び同参考資料』において下記の条件の通り積算を行い、計上している。

<設置条件>

1．観測計種類：挿入式孔内傾斜計

2. 作業区分：設置
3. 基数：１基
4. 観測回数：なし
5. 観測月数：なし
6. 深度：－17.0m

ただし、これにより難い場合は、監督職員と協議を行い設計変更の対象とする。

第２章　個人情報の取り扱いについて

第８５条　基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）第 66 条第２項第１号の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない

第８６条　秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第８７条　取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

第８８条　利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

第８９条　複写等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処

理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

第９０条　再委託の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。なお、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）には、受注者は当該第三者に対して、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）第 66 条第２項第４号に基づく個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じさせなければならない。

第９１条　事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第９２条　資料等の返却等

受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。なお、発注者の指示又は承諾により個人情報が記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書（別紙－２）を発注者に提出しなければならない。

２前項の規定は、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）において準用する。

第９３条　管理の確認等

発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

第９４条　管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

第９５条　従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第３章　土工

第９６条　　建設発生土の受け入れ地

(１)小雀地区の発生土の受け入れ場所は、神奈川県厚木市下荻野とする。

(運搬距離)３４．５㎞

城南地区の発生土の仮置き場所は、神奈川県茅ヶ崎市柳島１３４０とする。

(運搬距離)９．４㎞

(２)発生土の受け入れ条件(小割、仮置き等)は、次の通とおりとする。

１.捨土の種類

土砂

２.受け入れ時間

小雀地区：８時３０分～１７時３０分(予定)

城南地区：８時００分～１７時００分(予定)

(３)搬出調書を作成し、監督職員に提出しなければならない。

(４)工事発注後に明らかになったやむをえない事情により、上記の指定により難い場合は、監督職員と協議するものとする

受注者は、本工事から建設発生土を 100m3 以上搬出する場合は、別紙様式－８により搬出前に搬出先区市町村の建設発生土担当窓口あてに建設発生土に関する下記の情報を郵送・FAX 等で提出しなければならない。

なお、情報提供後速やかにその写しを監督職員に提出しなければならない。

１．工事件名、工事概要、工事場所

２．工事発注機関名、工事発注機関監督職員名、連絡先

３．工事請負業者名、現場代理人名、連絡先

４．建設発生土の運搬業者名

５．建設発生土の受入先名(搬出先事業所名等)、住所

６．建設発生土の発生場所から受入地までの運搬経路

７．建設発生土の搬出時期（搬出期間）

８．建設発生土の土質(砂、ローム等)、　土量(m3)

３．受入れ地に搬入する汚泥については、以下の試験を実施するものとする。

試験名称	検体数
溶出試験　２８項目	１検体

上記については、積算上の条件明示であり、処理方法、処理施設を指定するものではない。なお、受注者の提示する処理方法、処理施設と異なる場合でも設計変更の対象としない。

ただし、現場条件（や土質）に変更が生じた場合等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

第４章　一般施工

第９７条　歩道舗装

1. 本工事の施工にあたっては、低騒音、低振動型の建設機械を使用するものとする。
2. 工事を行う際は舗装切断を行うなど適切な措置を行うものとする。
3. 施工にあたり、横断方向の勾配は 2%を標準とする。縦断方向の勾配は 5%以下とするが、沿道の状況等によりやむを得ない場合には 8%以下とすることができる。また、交通の支障とならないようにするものとする。なお、縦断勾配を設ける箇所には、横断勾配は設けないものとする。段差箇所付近には「段差あり」の標識を設置しなければならない。
4. 工事着手前に工事区域内及びその周辺について状況調査を実施し、現状を十分把握しておくこと。
5. 本工事区画内の境界杭・境界鋲について調査を行い、破損等がある場合には監督職員と協議するものとする。

第９８条　応急処理工

工事範囲内において、地元要望、安全の確保など緊急的に措置が必要になるものについて、応急的に処理を行うものとする。受注者は、日々の作業が終了した時に速やかに関係書類(出来高報告書)を作成し、その確認を行わなければならない。

応急処理工の施工範囲については、神奈川県横浜市戸塚区小雀町から神奈川県藤沢市城南２丁目までとする。

1. 応急処理とは、監督職員より指示のあった短時間で処理可能な全般的な

作業をいう。

2. 作業日、作業場所、作業内容はすべて監督職員の指示に基づいて行うものとする。
3. 作業終了後、関係書類を速やかに提出し、監督職員の確認を得るものとする。
4. 応急処理による数量は下表のとおりとし、設計変更の対象とする

地区	名称	単位	当初数量	適用
小雀	特殊作業員	人	60	
	普通作業員	人	60	
藤沢	特殊作業員	人	60	
	普通作業員	人	60	

第９９条　仮設工

現地に残置している H 鋼杭撤去について、JR 高圧線直下での作業となり上空制限がある。撤去を行うにあたって引上げ及び切断を行い撤去するものとする。

ただし、これにより難い場合は、監督職員と協議を行い設計変更の対象とする。

第５章　舗装工

第１００条 材料

加熱アスファルト混合物の示方アスファルト量及び骨材の最大粒径は、下記のとおりとする。

呼び名	混合物の種　類	最大粒形(mm)	アスファルト量(%)	摘要
A⑨	開粒度アスコン	13mm	4.5%	表層(透水性舗装)【国道１号側側道(1)】
A②	密粒度アスコン	20mm	5.5%	表層【国道１号側側道(1)】

第１０１条 加熱アスファルト混合物

受注者は、本工事に使用する加熱アスファルト混合物(以下「混合物」という。)で、アス

ファルト混合物事前審査の認定を受けた混合所の混合物を使用する場合は、「アスファルト混合物事前審査における土木工事仕様書」及び「アスファルト混合物事前審査における品質管理基準」によるものとする。

第１０２条 歩行者系舗装

１． 配合設計

歩道における透水性舗装の表層に用いる開粒度アスコンは、下表の基準値を満足するものとする。アスファルト量の設定に際しては、施工時に分離がおこらないように慎重に行うものとする。

試験項目	基準値	試験方法
安定度 {kn(kgf)}	3.5 以上 (350)	マーシャル試験
フロー値(1/100 ㎝)	20～40	マーシャル試験
空隙率(%)	12 以上	舗装調査・試験法便覧
透水係数(㎝/sec)	10^{-2}以上	舗装調査・試験法便覧

第６章　レディーミクストコンクリート

第１０３条 レディーミクストコンクリート

１．コンクリートは、レディーミクストコンクリートを原則とし、下記の使用によるものとする。

用途	粗骨材の最大寸法	スランプ	水セメント比	呼び強度	セメントの種類
プレキャスト街渠桝	２５ (２０)	８	-	１８	高炉セメント
小段コンクリート	２５ (２０)	８		１８	高炉セメント
現場打ち集水桝	２５ (２０)	１２		２４	高炉セメント

ただし、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

２．コンクリートの耐久性向上の対策は「コンクリートの耐久性向上」仕様書(土木編)(平成 14 年８月一部改正)により行うものとする。

第１０４条 低炭素型コンクリート試行工事

本工事は、建設関連業界等のカーボンニュートラルに向けた取組を促進するとともに、調達上の課題等を検証するため、セメント置換率の高いコンクリートなどのコンクリート製造時の CO2 排出量（コンクリートの材料の CO2 排出を含む）を削減した「プレキャスト製品による低炭素型コンクリート」の試行工事である。

①低炭素型コンクリート製品の規定・確認

低炭素型コンクリートはポルトランドセメントの置換率が５５％以上のもの又はこれと同等以上の CO2 排出削減効果のあるものとする。受注者は、低炭素型コンクリート製品の購入前に、以下が確認出来る資料を監督職員に提出し、施工数量について監督職員と協議するものとする。

・低炭素型コンクリート製品の出荷を予定している工場の所在
・低炭素型コンクリート製品の出荷を予定している工場と施工現場までの運搬距離
・低炭素型コンクリート製品の見積書
・低炭素型コンクリート製品による CO2 排出削減効果（算出可能な場合に限る）

低炭素型コンクリート製品の配合品質証明書等を監督職員に提出し、監督職員は置換率が５５％以上であること又は同等以上の CO2 排出削減効果があることを確認するものとする。なお、費用対効果等を考慮し、低炭素型コンクリートを使用しない場合がある。

②試行工事の実施に要する費用

当該試行工事の実施に要する低炭素型コンクリート製品の費用は見積によるものとし、設計変更の対象とする。

③ 試行結果の検証への協力

試行にあたり受注者は実施状況や結果検証のための調査に協力するものとする。

第７章　その他

第１０５条 震災対策

1.地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。
2.地震注意情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置等を講ずるものとする。

第１０６条　南海トラフ巨大地震

(1) 本工事の施工場所は、南海トラフ地震防災対策推進地域が含まれる工事である。
(2) 受注者は、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒、巨 大地震注意】の発表時における、後発地震による

揺れの影響が大きい作業又は津波による影響 を受ける作業に対する措置の内容及び津波避難を含む作業員等の安全確保の方法について施 工計画書に記載するものとする。なお、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域における工事 にあっては、津波避難に関して施工計画書に記載するものとする。

(3) 受注者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒】が気象庁から発表された場合には、本工事 の施工条件、施工内容を踏まえ、あらかじめ定めた施工計画書の措置内容に基づき、後発地震に よる揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業について、工事請負契約書第 20 条等の規定に基づく発注者からの一時中止の通知があったものとして、警戒する措置が解除されるまでの間（１週間）は一時中止するものとする。その他の作業について、受注者は、改めて後発 地震又は津波に備え作業の一時中止か継続を判断するものとし、その結果を、監督職員に連絡 し、その後の対応について監督職員の指示を受けるものとする。工事等を継続する場合に受注者 は、本工事等に必要な安全対策の措置を速やかに講じ、＜各種安全施工指針（※）＞に基づき適 切に作業員等の安全確保に努めなければならない。

(4) 受注者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震注意】が気象庁から発表された場合には、本工事 の施工条件、施工内容を踏まえ、改めて後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業の一時中止か継続を判断するものとし、その結果を、監督職員に連絡し、そ の後の対応について監督職員の指示を受けるものとする。工事等を継続する場合に受注者は、本 工事等に必要な安全対策の措置を速やかに講じ、＜各種安全施工指針（※）＞に基づき適切に作 業員等の安全確保に努めなければならない。

(5) 受注者は、南海トラフ地震臨時情報を受けて措置を行った場合においては、実施した内容について監督職員に報告するものとする。

(6) なお、南海トラフ地震臨時情報の発表があった場合は、後発地震及び津波の発生に備えるため必 要に応じて、受注者は施工計画書の記載にかかわらず、工事の一時中止について監督職員と協議できるものとする。

別紙－１

明示項目及び明示事項

明示項目	明示事項	記載条項
工程関係	■ 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期。 □ 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法。 □ 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期。 □ 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲。 ■ 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期。 □ 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間。 □ 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数。	第６４条 第５９条
用地関係	□ 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期。 □ 工事用地等の使用終了後における復旧内容。 □ 工事用仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。 □ 施工者に、消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。	
公害関係	■ 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容。 □ 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間。 □ 濁水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等）。 □ 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等。	第５４条
安全対策関係	□ 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間。 ■ 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容。 □ 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容。 □ 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容。 □ 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容。	第８２条
工事用道路関係	一般道路を搬入路として使用する場合 □ 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等。 □ 搬入路の使用中及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容。 仮道路を設置する場合。 □ 仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容、期間。 □ 仮道路の工事終了後の処置（存置又は撤去）。 □ 仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容。	
仮設備関係	□ 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等。 □仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施工方法 □仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容。	

明示項目	明示事項	記載条項
建設副産物関係	■ 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの距離、時間等の処分及び保管条件。 □ 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容。 □ 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場等の処理条件。 なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件。	第９６条
工事支障物件等	□ 地上、地下等の占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等。 □ 地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間等。	
薬液注入関係	□ 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等。 □ 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容。	
その他	□ 工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等。 □ 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引き渡し場所等。 □ 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等。 ■ 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容。 □ 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件。 □ 工事用電力等を指定する場合は、その内容。 □ 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容。 □ 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期。 □ 給水の必要のある場合は、取水箇所・方法等。	第８２条

別紙－２

証明書

工事（業務）名：

受 注 業 者：

証　明　者：

個人情報が記録された資料等について、廃棄又は消去したことを証明します。

※以下は、紙により提出する場合において、押印を省略する場合のみ記載すること。
連絡先は２以上記載すること。

本件責任者（会社名・部署名・氏名）：
担当者（会社名・部署名・氏名）：
連絡先１：
連絡先２：

（※証明者について
工事については、「現場代理人」又は「主任（監理）技術者」が行うものとする。
業務については、「管理技術者」が行うものとする。　　）

別紙―5

概略工事工程表

工事名 ： R7横浜国道事務所管内環境整備その3工事

工　種	単位	数量	7年	令和8年度											備考
			3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
準備工	式	1	余裕期間※契約締結の翌日から令和8年3月30日まで													・40日間
道路土工（小雀地区）	式	1														1pt
法面工（小雀地区）	式	1														1pt
擁壁工（小雀地区）	式	1														1pt
排水構造物工（小雀・城南地区）	式	1														1pt
縁石工（城南地区）	式	1														1pt
舗装工（城南地区）	式	1														1pt
構造物撤去工（小雀・城南地区）	式	1														1pt
応急処理工（小雀・城南地区）	式	1														1pt
仮設工（小雀・城南地区）	式	1														1pt
後片付け	式	1														・20日間
制約条件 年末年始、お盆	－															・12月下旬～1月上旬 ・8月中旬
制約条件																

別紙様式ー１

様式ー６(1)　　年月日：

Ｖ　Ｅ　提　案　書

（発注者）　殿

（受注者）

工事請負契約書第１９条の２に基づきＶＥ提案書を提出いたします。

工事件名： 契約締結日：	連絡者 氏　名 ＴＥＬ ＦＡＸ
ＶＥ提案の概要	注）記入欄が不足する場合には、様式ー６(1)の２として追記して下さい。なお、概算低減額は、提案を審査する上で参考とするものです。

番　号	項　目　内　容	概算低減額：千円
概　算　低　減　額　合　計		

別紙様式ー２

様式ー６(2)

番　号		項　目　内　容	

（１）設計図書の定める内容と、ＶＥ提案の内容の対比

【現状】 ―――― 略図等	【改善案】 ―――― 略図等

（２）提案理由

（３）ＶＥ提案の実施方法（材料仕様、施工要領等を記入）

（４）品質保証の証明（品質保証書の添付等）

（５）その他

別紙様式－３

様式－６(3)

番　号		項目内容	

ＶＥ提案による現算低減額及び算出根拠

【 現　状 】					単位：千円	【 改善案 】					単位：千円	摘　要
名　称	規　格	単位	数　量	単　価	金　額	名　称	規　格	単位	数　量	単　価	金　額	

別紙様式－４

様式－６（4）

番　号		項目内容	

（１）工業所有権等の排他的権利を含むＶＥ提案である場合、その取扱いに関する事項

（２）ＶＥ提案が採用された場合に留意すべき事項（提案内容の公表に係る所見等）

別紙様式－５

号
平成　　年　　月　　日

ＶＥ提案採否通知書

○　○　○　○　殿

支出負担行為担当官
○○地方整備局長　　印

特記仕様書「○　ＶＥ提案について」に基づき、平成　年　月　日付けで提出されま　したＶＥ提案に対する審査結果を下記のとおり通知します。

工事件名： 契約締結日：	ＶＥ提案項目数： 採用項目数： 不採用項目数：

ＶＥ提案に対する「採否」及びその理由

番　号	項　目　内　容	概算低減額：千円

（注）採否に関する問い合わせ先

別紙様式－８－１

建設発生土搬出のお知らせ

平成　　年　　月　　日

殿

会　社　名：
現場代理人名：

下記のとおり、貴区市町村内への受入れ先に建設発生土を搬出いたしますので、お知らせいたします。

工　事　件　名	
工　事　場　所	
工　事　概　要	
工事発注機関名	
工事監督職員又は担当者名	
連絡先機関・電話番号	ＴＥＬ：

工事受注業者名	
担当者名・電話番号	氏名：　　ＴＥＬ：
建設発生土の運搬業者	
建設発生土の受入先名等	
住所	
建設発生土の運搬経路	（別添図面の通り）
建設発生土の搬出時期	平成　　年　　月　　日 ～ 平成　　年　　月　　日
建設発生土の土質、土量	土質：　　搬出量：　　m3

別紙様式－８－２

＜記入例＞

（別紙）

建設発生土搬出のお知らせ

平成 ○○ 年 ○○ 月 ○○ 日

○○○○部　○○○○課　　殿

会　社　名：○○○○建設㈱
現場代理人名：○○　○○○

下記のとおり、貴区市町村内への受入れ先に建設発生土を搬出いたしますので、お知らせいたします。

工事件名	○○○○○○○○○○○工事
工事場所	○○県○○市○○地先
工事概要	土工○○○m3、舗装工○○○m2、法面工○○○m2、仮設工１式 搬出：発生土○○○m3、 搬入：ＡＳ合材○○○ﾄﾝ、砕石○○○m3、
工事発注機関名	国土交通省　関東地方整備局　○○事務所
工事監督職員又は担当者名	主任監督員○○○○○、監督員○○○○○、
連絡先機関・電話番号	○○事務所○○出張所　ＴＥＬ：○○○○-○○-○○○○
工事受注業者名	○○○○建設㈱
担当者名・電話番号	氏名：○○○○○　　ＴＥＬ：○○○○-○○-○○○○
建設発生土の運搬業者	○○○○興業㈱
建設発生土の受入先名等	○○○○土地改良事業

住　　所	○○県○○市○○番地
建設発生土の運搬経路	（別添図面の通り）
建設発生土の搬出時期	平成　○　年　○○月　○○日　～　平成　○　年　○○月　○○　日
建設発生土の土質、土量	土質：砂質土　　搬出量：　○○○　　m3

別紙様式ー１２

様式ー３３

年月日：

品　質　証　明　書

工事名　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

品　質　証　明　記　事				
品　質　証　明　事　項	実　施　日	箇　　所	品質証明員氏名　印	記　　事

社内検査した結果、工事請負工事請負契約書、図面、仕様書、その他関係図書に示された品質を確保していることを確認したので報告します。

受注者　住　所

氏　名

別紙様式－15

工事関係電子書類一覧表（作成書類の役割分担・位置付け）

※必要に応じ、項目を追加し、作成書類の役割分担を明確化すること

※本様式もASP（情報共有システム）で電子で管理すること　　**▼不要**

工事関係書類						工事関係書類の標準様式（案）（様式No）	作成者別役割分担		発注者作成書類の位置づけ		受注者作成書類の位置付け						工事書類作成媒体の事前協議		備考
									指示	通知	提出			提示	監督職員へ連絡	監督職員へ納品			
作成時期	種別		No.	書類名称	書類作成の根拠		発注者	受注者	受注者	受注者	監督職員	契約担当部	発注担当部	受注者保管			電子☆	紙◎	
工事着手前	作成書類の役割分担	設計審査会で確認	1	【事例】 工事のお知らせ（自治会、住民等への周知）	共通仕様書1－1－1－36－7	―		○						○					令和○年○月○日設計審査会で確認
			2	【事例】 関係機関（○○○）協議結果に基づく届出	共通仕様書1－1－1－36－2	―		○						○					令和○年○月○日設計審査会で確認
			3	【事例】 土壌汚染対策法第4条1項に基づく届出	土壌汚染対策法第4条1項	―	○			○									土地の形質の変更に着手する日の30日前までに届け出
			4	【事例 概算概略発注等のため関係機関協議が実施中、未了の場合】 関係機関（○○○）との設計・施工協議	河川法、道路法、道路交通法等の個別法	―	○			○									令和○年○月○日設計審査会で確認
			5	【事例 概算概略発注のため関係機関協議が実施中、未了の場合】 占用物件（○○○）の移設の調整、監督処分	河川法、道路法	―	○			○									令和○年○月○日設計審査会で確認
			6	【事例】 設計図書、条件明示と現地の不整合による協議資料	共通仕様書1－1－1－3－2	―		○			○								令和○年○月○日設計審査会で確認
			7	【事例】 設計図書、条件明示と現地の不整合による設計図修正（構造計算の伴うものや大幅な修正）	共通仕様書1－1－1－15	―	○		○										令和○年○月○日設計審査会で確認 個別の図面修正等について受発注者間で協議し役割分担を決定。 （受注者が実施する場合は、設計費用を発注者が負担する）
	契約図書	契約書	8	工事請負契約書	―	―	○												
		設計図書	9	共通仕様書	―	―	○												
			10	特記仕様書	―	―	○												
			11	発注図面	―	―	○												
			12	現場説明書	―	―	○												
			13	質問回答書	―	―	○												
			14	工事数量総括表	―	―	○												
	契約関係書類		15	現場代理人等通知書	工事請負契約書第10条1項	様式―1		○				○							
			16	請負代金内訳書	工事請負契約書第3条1項 共通仕様書3－1－1	様式―2		○				○							契約書を作成する全ての工事
			17	工事工程表	工事請負契約書第3条1項	様式―3		○				○							
			18	掛金収納書（電子申請方式）	現脱時指導事項（R3.1.21付国会公契第71号） 共通仕様書1－1－1－6	様式―4		○				○							電子申請を使用しない場合は、「掛金収納書提出用台紙」に掛金収納書を張り付けたうえ、提出する。なお、スキャン、撮影によるデータ化も可とする。
			19	建退共証紙受払簿	現脱時指導事項（R3.1.21付国会公契第71号）	―		○						○					
			20	工事別共済証紙受払簿	現脱時指導事項（R3.1.21付国会公契第71号）	―		○						○					
			21	掛金充当実積総括表	現脱時指導事項（R3.1.21付国会公契第71号）	―		○						○					
			22	被共済者就労状況報告書	現脱時指導事項（R3.1.21付国会公契第71号）	―		○						○					
			23	掛金充当書	現脱時指導事項（R3.1.21付国会公契第71号）	―		○						○					
			24	請求書（前払金）	工事請負契約書第34条1項	様式―5		○				○							
			25	VE提案書（契約後VE時）	特記仕様書	様式―6		○					○						契約締結後にVE提案を行う場合に提出する。
	その他		26	品質証明員通知書	共通仕様書3－1－1－6－6	様式―7		○			○								契約図書で規定された場合に提出する。
			27	再生資源利用計画書 ―建設資材搬入工事用―	共通仕様書1－1－1－9－4	―		○			○								該当する建設資材を搬入する予定がある場合、建設副産物情報交換システムにより作成し、施工計画書へ含めて提出する。
			28	再生資源利用促進計画書 ―建設副産物搬出工事用―	共通仕様書1－1－1－9－5	―		○			○								該当する建設副産物を搬出する予定がある場合、建設副産物情報交換システムにより作成し、施工計画書へ含めて提出する。
			29	建設発生土搬出計画書	特記仕様書	―		○			○								
			30	建設発生土搬出のお知らせ	特記仕様書	―		○			○								
	工事書類	1 施工計画 ① 施工計画	31	施工計画書	共通仕様書1－1－1－4－1	―		○			○								工事着手前又は施工方法が確定した時期に監督職員に提出 重要な変更が生じた場合（工期や数量等の軽微な変更以外）には、その都度当該工事に着手する前に、変更施工計画書を監督職員に提出する。
			32	ISO9001品質計画書	特記仕様書	―		○			○								
			33	設計図書の照査確認資料 （契約書18条に該当する事案があった場合）	共通仕様書1－1－1－3－2	―		○			○								
			34	工事測量成果表（仮BM及び多角点の設置）	共通仕様書1－1－1－38－1	―		○			○								
			35	工事測量結果（設計図書との照合） （設計図書と差異有り）		―		○			○								設計図書と差異があった場合にのみ監督職員に提出する。
		2 施工体制 ② 施工体制	36	施工体制台帳	共通仕様書1－1－1－10－1	―		○			○								・「「施工体制台帳に係る書類の提出について」の一部改正について」（令和3年3月5日付け国官技第319号、国営整第16号）に基づき作成する。 ・建設業及び一次下請人の皆備業以外は不要
			37	施工体系図	共通仕様書1－1－1－10－2	―		○			○								
			38	作業員名簿	共通仕様書1－1－1－10－1	―		○			○								
施工中		3 施工状況 ③ 施工管理	39	工事打合せ簿（指示）	共通仕様書1－1－1－2－15	様式―9	○												
			40	工事打合せ簿（協議）	共通仕様書1－1－1－2－17	様式―9		○			○								協議の根拠となる一般的な諸基準類のコピーは添付不要。
			41	工事打合せ簿（承諾）	共通仕様書1－1－1－2－16	様式―9		○			○								
			42	工事打合せ簿（提出）	共通仕様書1－1－1－2－18	様式―9		○			○								
			43	工事打合せ簿（報告）	共通仕様書1－1－1－2－20	様式―9		○			○								
			44	工事打合せ簿（通知）	共通仕様書1－1－1－2－21	様式―9		○			○								
			45	材料確認書	共通仕様書2－1－6－1	様式―10		○			○								設計図書に記載しているもの以外は材料確認願の提出は不要
			46	材料納入伝票	共通仕様書2－1－6－1	―		○						○					設計図書で指定した材料や監督職員から請求があった場合は提出する。

工事関係電子書類一覧表（作成書類の役割分担・位置付け）

※必要に応じ、項目を追加し、作成書類の役割分担を明確化すること

※本様式もASP（情報共有システム）で電子で管理すること

▼不要

工事関係書類								工事関係書類の標準様式（案）（様式No.）	作成書類役割分担		発注者作成書類の位置づけ		受注者作成書類の位置付け						工事書類作成媒体の事前協議		備考
作成時期	種別			No.	書類名称	書類作成の根拠			発注者	受注者	指示	通知	提出			提示	監督職員へ連絡	監督職員へ納品	電子☆	紙◎	
											受注者	受注者	監督職員	契約担当課	発注担当課	受注者保管					
施工中	工事書類	3施工状況	③施工管理	47	段階確認書	共通仕様書3-1-1-1-6		様式－11		○			○								・契約図書で規定された場合のみ対象 ・段階確認書に添付する資料は新たに作成する必要なし。 ・監督職員又は現場技術員が臨場した場合の状況写真等（1不要。 ・監督職員又は現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略できる。
				48	確認・立会依頼書	共通仕様書3-1-1-1-1		様式－12		○			○								・確認・立会依頼書添付する資料を新たに作成する必要はない。 ・監督職員又は現場技術員が臨場した場合の状況写真等は不要。 ・監督職員又は現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略できる。
				49	休日・夜間作業届	共通仕様書1-1-1-7-2		ー		○							○				ASP、電子ー-ルなどにより連絡する。 ただし、現道上の工事については「提出」とする。
			④安全管理	50	安全教育訓練実施資料	共通仕様書1-1-1-27-13		ー		○						○					監督職員へ実施内容の提示のみで提出不要。
				51	工事事故速報	共通仕様書1-1-1-30		様式－13		○			○				○				事故が発生した場合、直ちに連絡するとともに、事故の概要を書面により速やかに報告する。
				52	工事事故報告書	共通仕様書1-1-1-30		ー		○			○								事故報告書はSAS（建設工事事故データベースシステム）により作成して提出するほか、監督職員から請求があった資料を提出する。
			⑤工程管理	53	工事履行報告書	工事請負契約書第11条 共通仕様書1-1-1-25		様式－14		○			○								工程の進捗状況を把握するため、実施工程表の提示を求めることがある。根拠資料の添付不要。
			⑥品質管理	54	品質規格証明資料	共通仕様書2-1-6-1		ー		○			○								指定材料のみ提出（設計図書で指定した材料を含む）。
	契約関係書類	中間前払金		55	認定請求書	工事請負契約書第35条4項		様式－15		○				○							
				56	請求書（中間前払金）	工事請負契約書第35条3項		様式－5		○				○							
		完済部分検査		57	指定部分完成通知書	工事請負契約書第39条1項		様式－16		○				○							
				58	指定部分引渡書	工事請負契約書第39条1項		様式－17		○				○							
				59	請求書（指定部分完済払金）	工事請負契約書第39条1項		様式－5		○				○							
				60	出来高内訳書	工事請負契約書第38条2項 共通仕様書1-1-1-22-2		様式－18		○			○								
		既済部分検査		61	請負工事既済部分検査請求書	工事請負契約書第38条2項		様式－19		○				○							
				62	出来形報告書 （数量内訳書、出来形図）	共通仕様書3-1-1-7-2		ー		○			○								中間技術検査時にも提出する。
				62	出来高内訳書	工事請負契約書第38条2項 共通仕様書1-1-1-22-2		様式－18		○			○								
				63	請求書（部分払金）	工事請負契約書第38条5項		様式－5		○				○							
		修補		64	修補完了届	工事請負契約書第32条1項 工事請負契約書第32条6項		様式－21		○				○							
		部分使用		65	部分使用承諾書	工事請負契約書第34条1項		様式－22		○				○							部分使用がある場合に提出する。
		工期延期		66	工期延期願	工事請負契約書第18条～22条		様式－23		○				○							工期延期が発生する場合に提出する。
		支給品	支給品	67	支給品受領書	工事請負契約書第15条3項		様式－24		○			○								支給品を受領した場合に提出する。
				68	支給品精算書	共通仕様書1-1-1-7-3		様式－25		○			○								支給品がある場合に提出する。
			建設機械	69	建設機械使用実績報告書	共通仕様書1-1-1-7-5		様式－26		○			○								建設機械の貸与がある場合に提出する。
				70	建設機械借用・返納書	工事請負契約書第16条3項		様式－27		○			○								建設機械の貸与がある場合に提出する。
		現場発生品		71	現場発生品調書	共通仕様書1-1-1-18		様式－28		○			○								現場発生品がある場合に提出する。
	その他			72	出来形報告書 （数量内訳書、出来形図）	共通仕様書3-1-1-7		ー		○			○								既済部分検査等の際に提出する。
				73	産業廃棄物管理表（マニフェスト）	共通仕様書1-1-1-9-2		ー		○						○					・産業廃棄物がある場合に監督職員へ提示すればよく、コピーの提出不要。
				74	建設発生土搬出調書	特記仕様書		ー		○					○						
				75	建設発生土搬出のお知らせ	特記仕様書		ー		○					○						
				76	新技術活用関係資料	特記仕様書		ー		○					○						新技術情報提供システム（NETIS）に登録されている技術を活用して工事施工する場合に提出する。
工事完成時	契約関係書類			77	完成通知書	工事請負契約書第32条1項		様式－29		○				○							
				78	引渡書	工事請負契約書第32条4項		様式－30		○				○							
				79	請求書（完成代金）	工事請負契約書第33条1項		様式－5		○				○							
	工事書類			80	出来形管理図表	共通仕様書1-1-1-24-8		様式－31		○			○								・施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。 ・出来形の測定位置が分かるように特定を記載する。 ・測定結果総括表、測定結果ー-覧表、出来形管理図（工程能力図）、度数表（ヒストグラム）については、出来形管理図表にて代用可能なため提出不要。
				81	品質管理図表	共通仕様書1-1-1-24-8		様式－32		○			○								・施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。 ・品質の測定位置が分かるように略図を記載する。 ・測定結果総括表、測定結果ー-覧表、品質管理図（工程能力図）、度数表（ヒストグラム）については、品質管理図表にて代用可能なため提出不要。
				82	品質証明書	特記仕様書		様式－33		○			○								・契約図書で規定された場合に提出する。 ・品質証明に関する添付書類は提出不要
				83	工事写真	共通仕様書1-1-1-24-8		ー		○			○						☆		・工事写真の撮影にあたっては、写真管理基準（案）を適用する。 ・電子納品等運用ガイドライン（案）【土木工事編】に基づき提出する。 ・紙の工事写真帳の提出不要 ・不可視部分を含め、監督職員又は現場技術員が臨場して確認した箇所は、出来形管理写真等の撮影は省略 ・監督職員等が確認や立会っている状況写真等も不要。
				84	総合評価実施報告書	特記仕様書		ー		○			○								総合評価落札方式を適用して契約した場合に提出する。
				85	創意工夫・社会性等に関する実施状況	特記仕様書 共通仕様書3-1-1-10		様式－34		○			○								自ら立案実施した創意工夫や地域社会への貢献として、特に評価できる項目を実施すれば提出できる。 1工事につき最大10項目までの提出とする。
	工事完成図書			86	工事完成図	共通仕様書1-1-1-20 共通仕様書3-1-1-7		ー		○			○					○	☆		・電子納品等運用ガイドライン（案）【土木工事編】に基づき、原則、電子成果品で納品する。
				87	工事管理台帳	共通仕様書3-1-1-7		ー		○			○					○	☆		・電子納品等運用ガイドライン（案）【土木工事編】に基づき、原則、電子成果品で納品する。
	その他			88	再生資源利用実施書 ー建設資材搬入工事用ー	共通仕様書1-1-1-9-6		ー		○					○						該当する建設資材を搬入した場合、建設副産物情報交換システムにより作成して提出する。
				89	再生資源利用促進実施書 ー建設副産物搬出工事用ー	共通仕様書1-1-1-9-6		ー		○					○						該当する建設副産物を搬出した場合、建設副産物情報交換システムにより作成して提出する。
成工事完後	その他			90	低入札価格調査 （間接工事費等諸経費動向調査票）	共通仕様書1-1-1-3-3		ー	○	○					○						「低入札価格調査制度」の調査対象工事の場合に完成日から30日以内に提出する。

別紙様式－１６

工　期　通　知　書

令和○○年○○月○○日

（分任）支出負担行為担当官
○○　○○　様

住所
商号又は名称
氏名　　印

次のとおり工期を定めたので通知します。

工　事　名	○○○○工事
工　事　場　所	○○県○○市○○
契約予定年月日	令和　　年　　月　　日
工 事 の 始 期	令和　　年　　月　　日
工　　期	工　事　の　始　期　か　ら （○○○日間） 令和　　年　　月　　日　まで

※工事の締結までに提出すること。
※契約書には本通知書により通知した工期（工期の始期及び終期）を記載する。

別紙様式ー１９

【遠隔臨場に関する基礎調査様式】

●基本情報

工事名	
会社名	
担当者名	
連絡先	
アドレス	

●遠隔臨場を適用した項目

No.	適用種別 （選択）	工　種 （自由記述）	細　別 （自由記述）	確認時期 （自由記述）	確認項目 （自由記述）	適用理由 （自由記述）	その他意見 （自由記述）
記入例	段階確認	矢板工	鋼矢板	打込時	長さ	・検尺及び目視確認が可能だったため ・確認頻度が多くあり、現場作業の調整の効率化を図るために実施	

※行が不足する場合は、適宜行を追加願います。

●遠隔臨場を適用せず、従来の現場臨場とした項目

No.	適用種別 （選択）	工　種 （自由記述）	細　別 （自由記述）	確認時期 （自由記述）	確認項目 （自由記述）	適用理由 （自由記述）	その他意見 （自由記述）
記入例	段階確認	掘削工		土質の変化した時	土質、変化位置	・土(岩)質の確認は映像では困難のため	

※行が不足する場合は、適宜行を追加願います。

●遠隔臨場に使用した機器

No.	機器構成 （選択）	遠隔臨場システムの名称 （自由記述）	遠隔臨場システムのメーカー名 （自由記述）	監督職員ＰＣとのセキュリティ上の通信可否 （つながる or つながらない）
記入例	パッケージシステム	Generation-eye	（株）Atos	つながらない

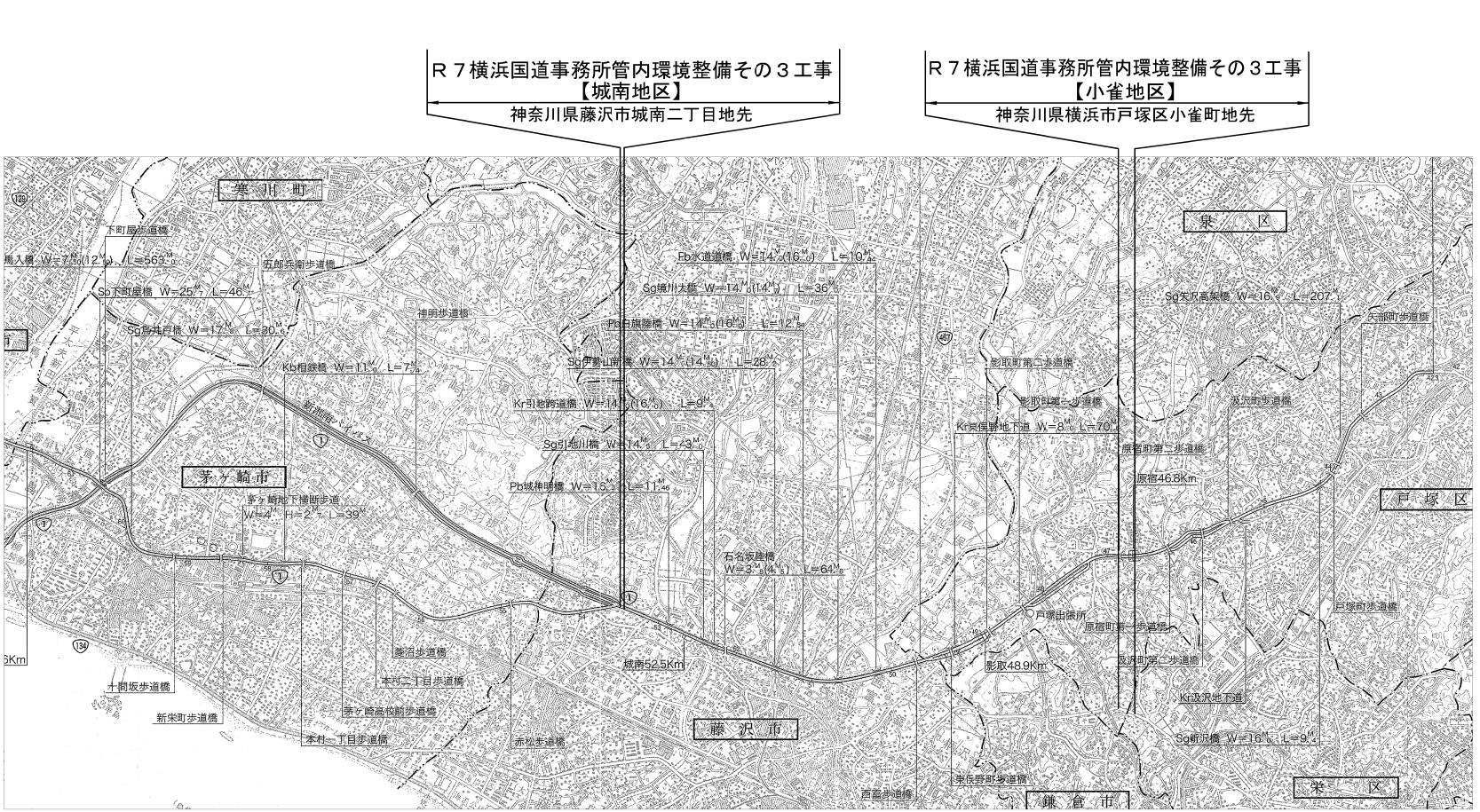
※行が不足する場合は、適宜行を追加願います。

位　置　図

s=1:50,000

一般国道一号　工事平面図

横浜国道事務所

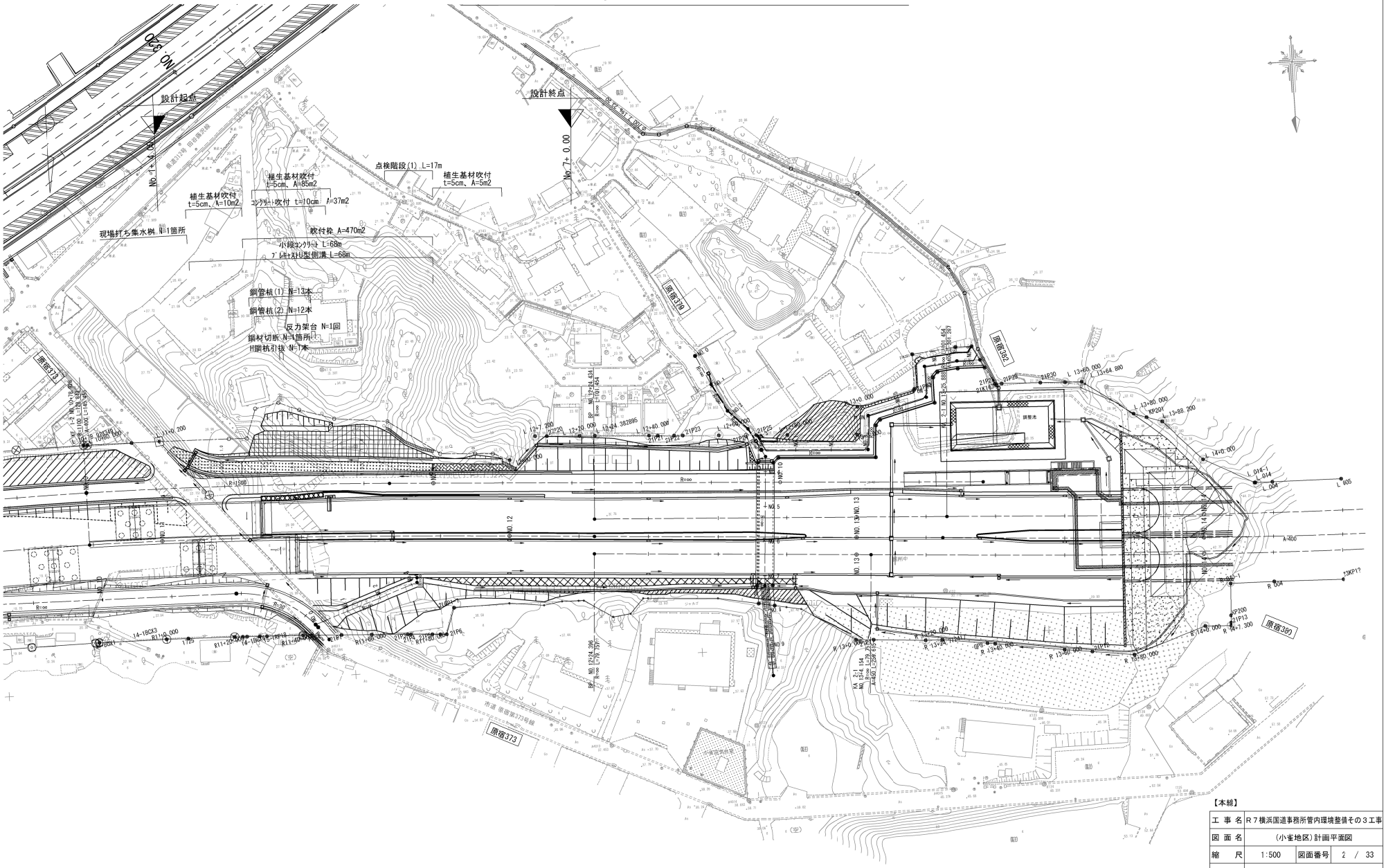


※応急処理工の施工範囲については、
神奈川県横浜市戸塚区小雀町地先から
神奈川県藤沢市城南二丁目地先までとする。

工　事　名	R７横浜国道事務所管内環境整備その３工事										
図　面　名	位　置　図										
縮　　尺	1:50,000	図面番号	1 ／ 33								
年　月　日	令和　８　年　１　月　　日										
設計会社名	日本工営株式会社　大日コンサルタント株式会社 株式会社ドーコン　株式会社オリエンタルコンサルタンツ										
所長		副所長		課長		建設専門官		専門官		担当	
事務所名	国土交通省　横浜国道事務所										

(小雀地区)計画平面図

S=1:500



本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

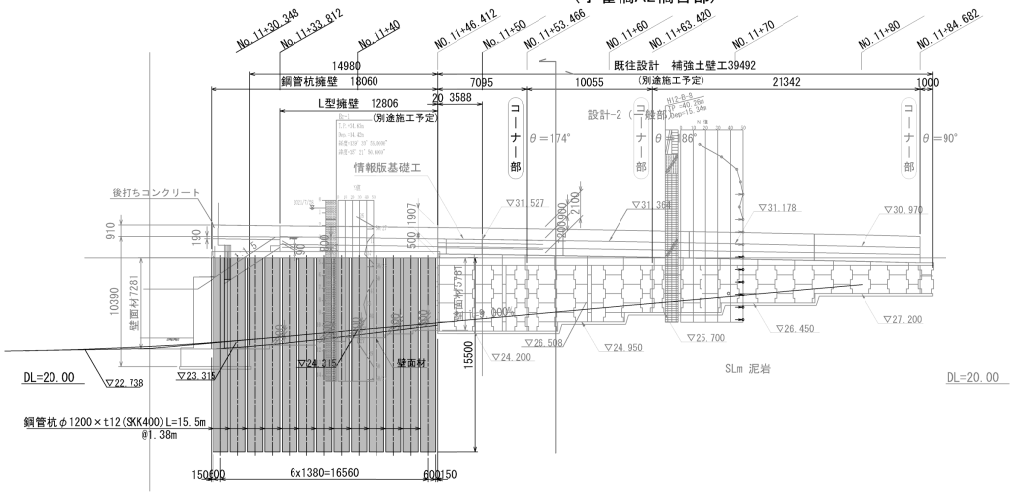
【本線】

工事名	R７横浜国道事務所管内環境整備その３工事		
図面名	(小雀地区)計画平面図		
縮尺	1:500	図面番号	2 / 33
年月日	令和 8 年 1 月 日		
設計会社名	大日コンサルタント 株式会社		
事務所名	国土交通省 横浜国道事務所		

鋼管杭擁壁工一般図

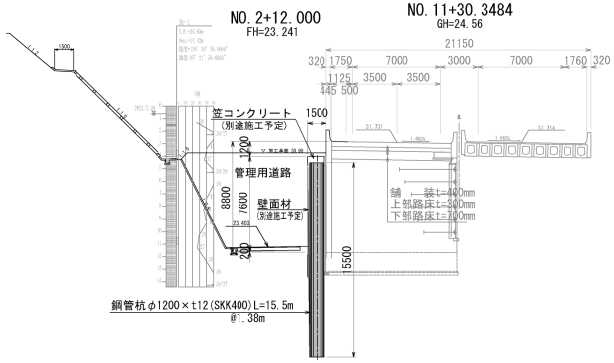
S=1:200

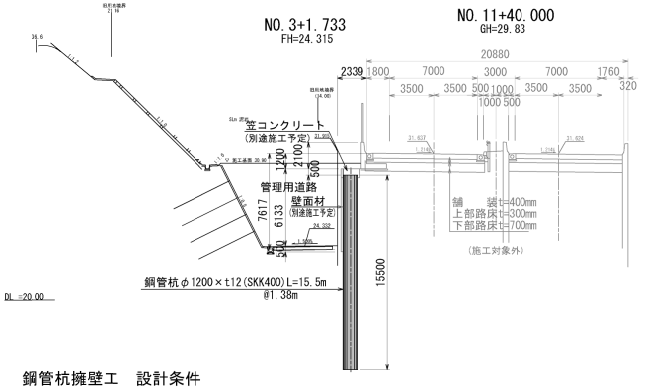
（小雀橋A2橋台部）



標準断面図

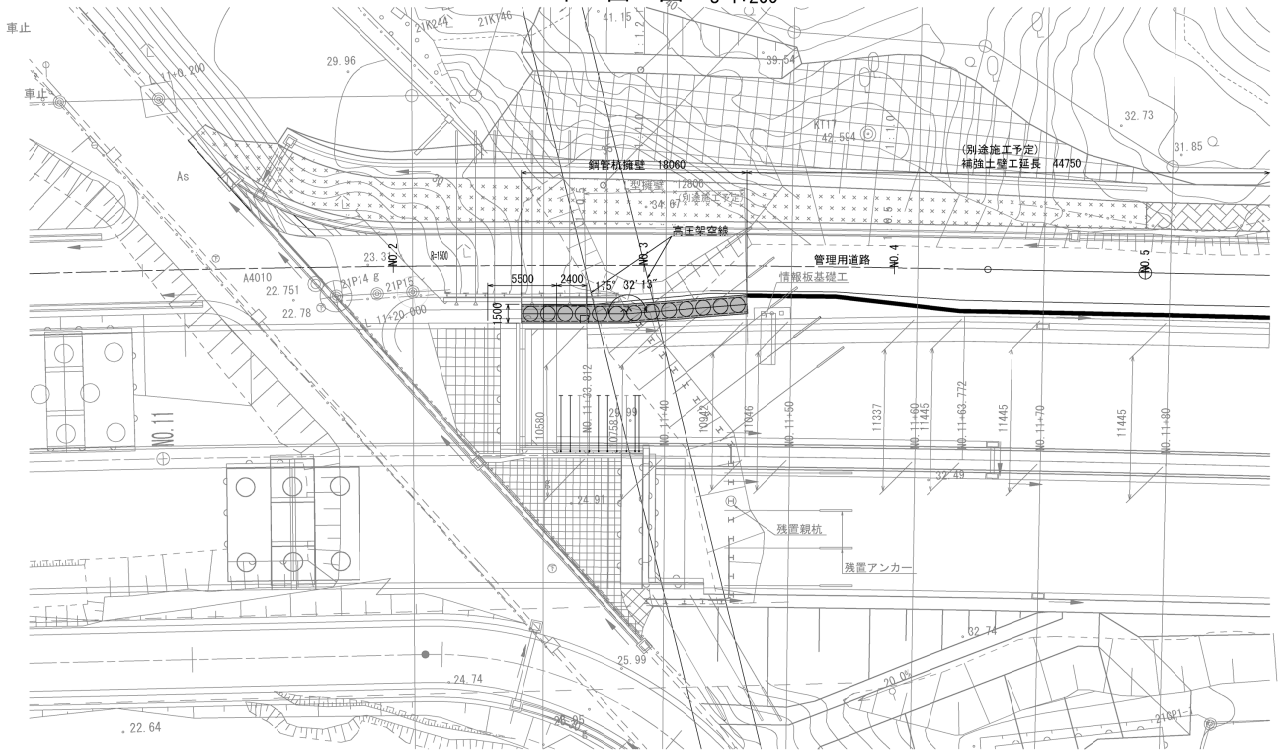
S=1:200





平 面 図

S=1:200



鋼管杭擁壁工　設計条件

項　目		単位	常　時	地震時L1	地震時L2
設計擁壁高さ　Hmax		m	7.600		
設計水平震度　kH		—	—	0.12	0.16
上載荷重		kN/m2	10	5	5
根入れ長の計算条件(設計地盤面より)		—	L=3/β		
許容変位量(頭部)		mm	76	1'4	300
許容変位量(仮想地盤面)		mm	15	15	—
許容曲げ応力度（σta）		N/mm2	140	2'0	210
設計壁高	鋼管杭形状	使用材料		根入れ深さ	
H=7.600m	φ1200×t12	SKK400		7.94m以上	
適用基準	道路土工　擁壁工指針H24.7　日本道路協会 自立式鋼矢板擁壁設計マニュアルH29.3　財）先端建設技術センター 道路構示方書　Ⅰ共通編、Ⅳ下部工編　H24.3 設計要領第二集　擁壁建設編　R元.7　NEXCO東日本				

注記）・橋台側面の土留め工は先に腹起し、アンカーを撤去すること
・鋼管杭と干渉する側鋼は先に撤去すること
・管理用道路は予備検討しか行っていないため詳細設計で道路縦断の見直しが必用となる
・鋼管杭擁壁の壁面材は道路縦断勾配の変更に合わせて修正すること
・管理用道路の縦断勾配の変更に補強土壁の見直しが必用となる
また、山側掘削によるのり面、補強土の見直しが必用となる

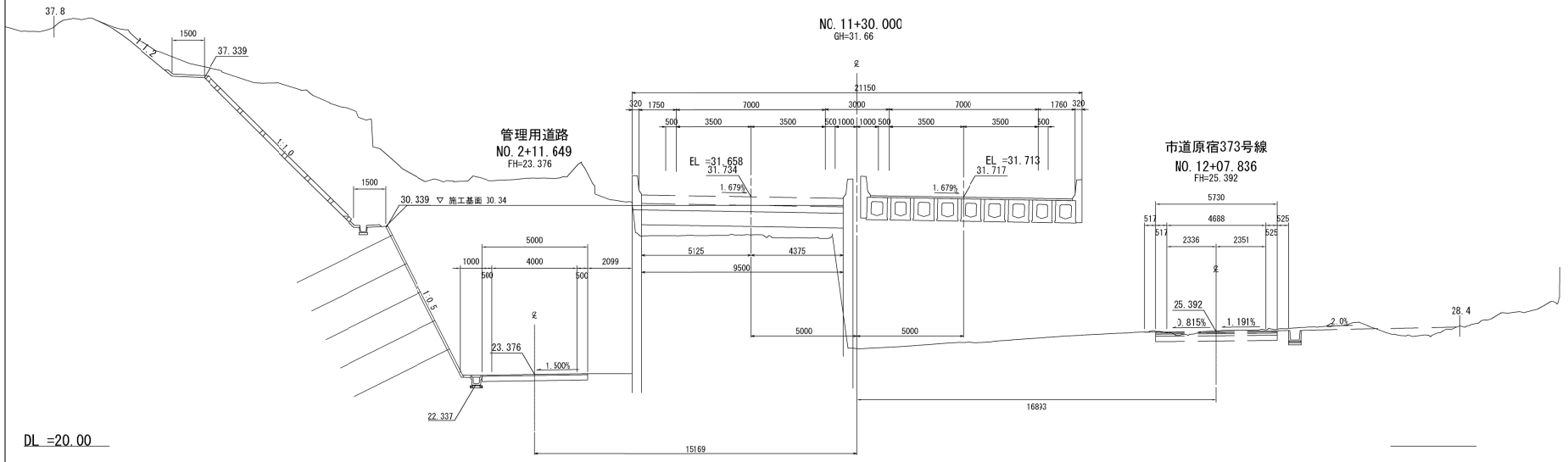
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

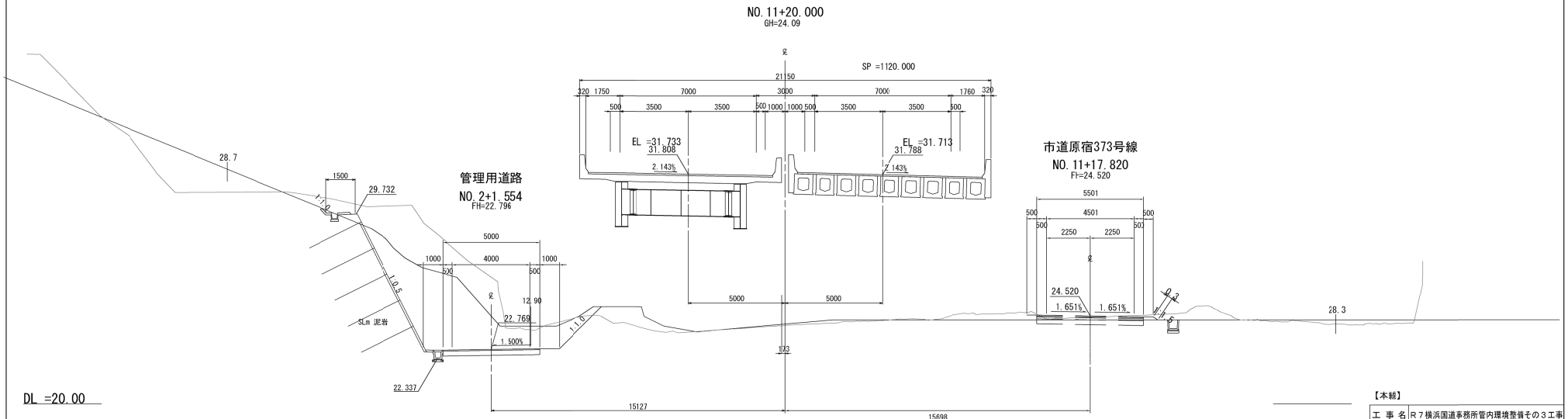
【本線】

工事名	R７横浜国道事務所管内環境整備その３工事
図面名	鋼管杭擁壁工一般図
縮尺	1:200　図面番号　3 / 33
年月日	令和 8 年 1 月 日
設計会社名	大日コンサルタント 株式会社
事務所名	国土交通省 横浜国道事務所

(小雀地区)横断図(1)

S=1:100





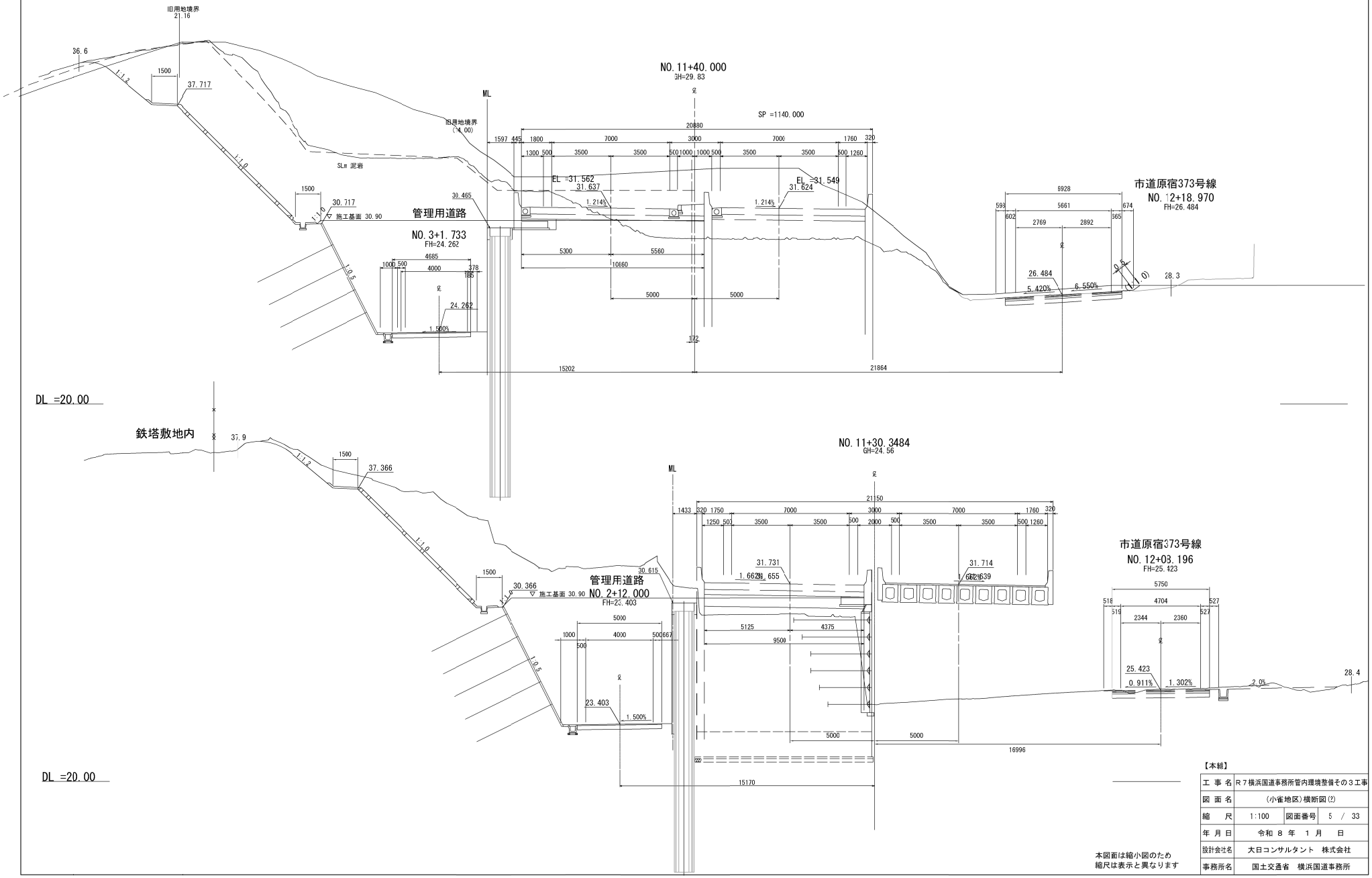
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

【本線】

工事名	R７横浜国道事務所管内環境整備その３工事
図面名	(小雀地区)横断図(1)
縮尺	1:100
図面番号	4 / 33
年月日	令和 8 年 1 月 日
設計会社名	大日コンサルタント 株式会社
事務所名	国土交通省 横浜国道事務所

(小雀地区)横断図(2)

S=1:100



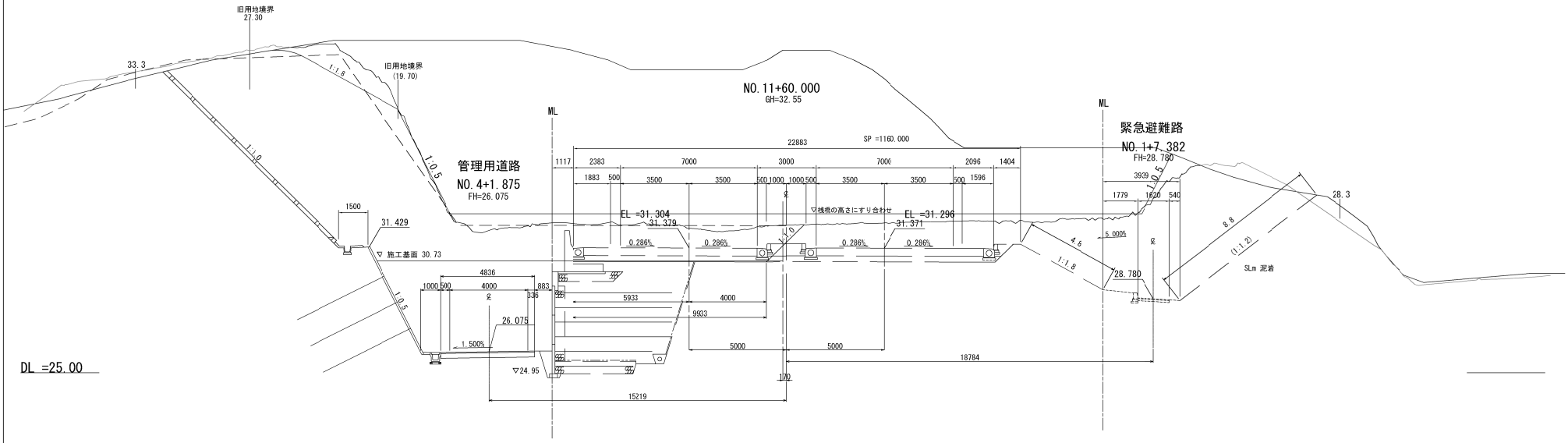
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

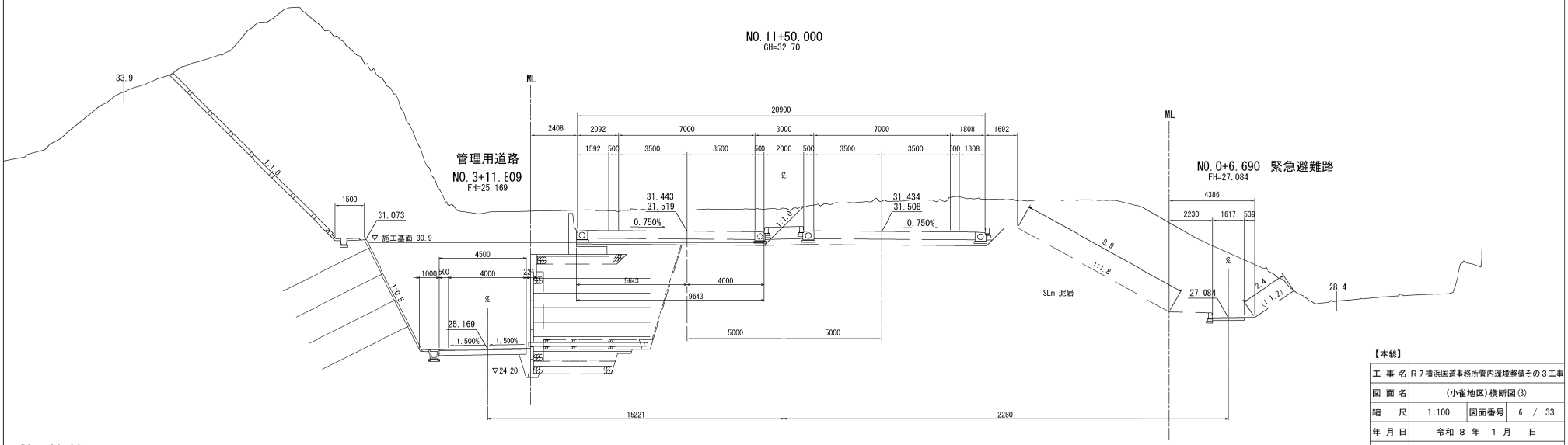
【本線】

工事名	R７横浜国道事務所管内環境整備その３工事		
図面名	(小雀地区)横断図(2)		
縮尺	1:100	図面番号	5 / 33
年月日	令和 8 年 1 月 日		
設計会社名	大日コンサルタント 株式会社		
事務所名	国土交通省 横浜国道事務所		

(小雀地区)横断図(3)

S=1:100





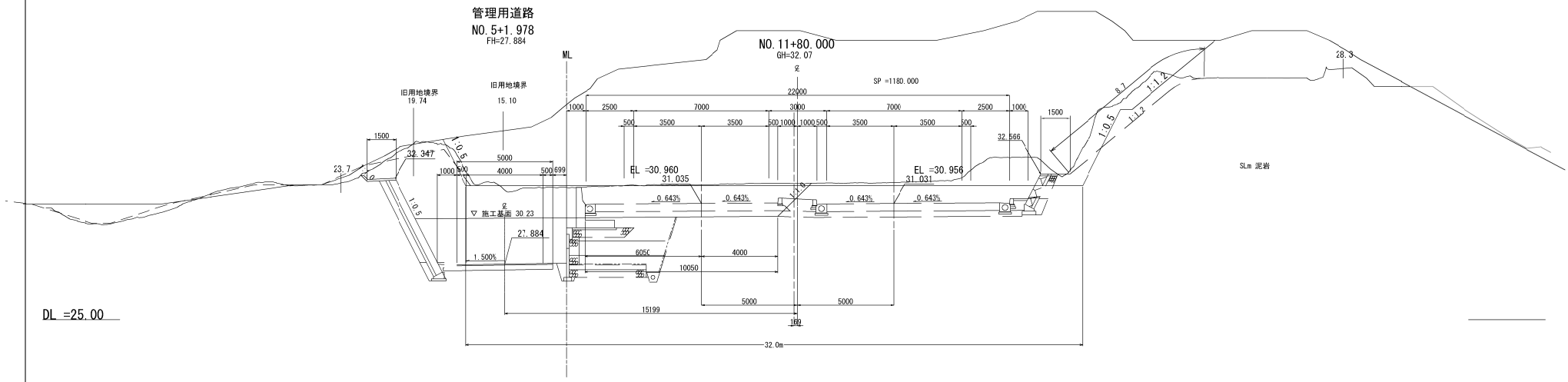
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

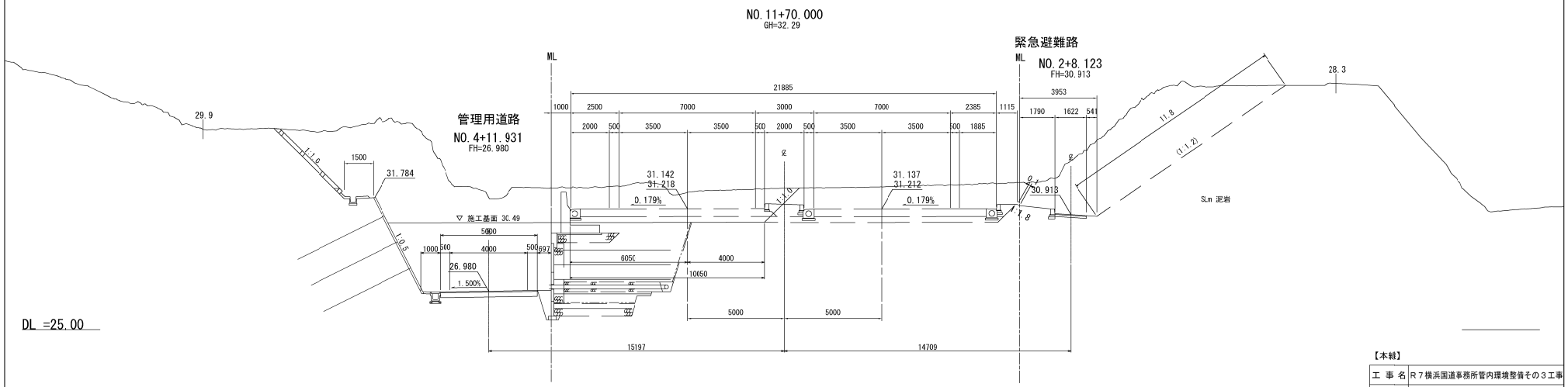
【本線】

工事名	R7横浜国道事務所管内環境整備その3工事
図面名	(小雀地区)横断図(3)
縮尺	1:100
図面番号	6 / 33
年月日	令和 8 年 1 月 日
設計会社名	大日コンサルタント 株式会社
事務所名	国土交通省 横浜国道事務所

(小雀地区)横断図(4)

S=1:100





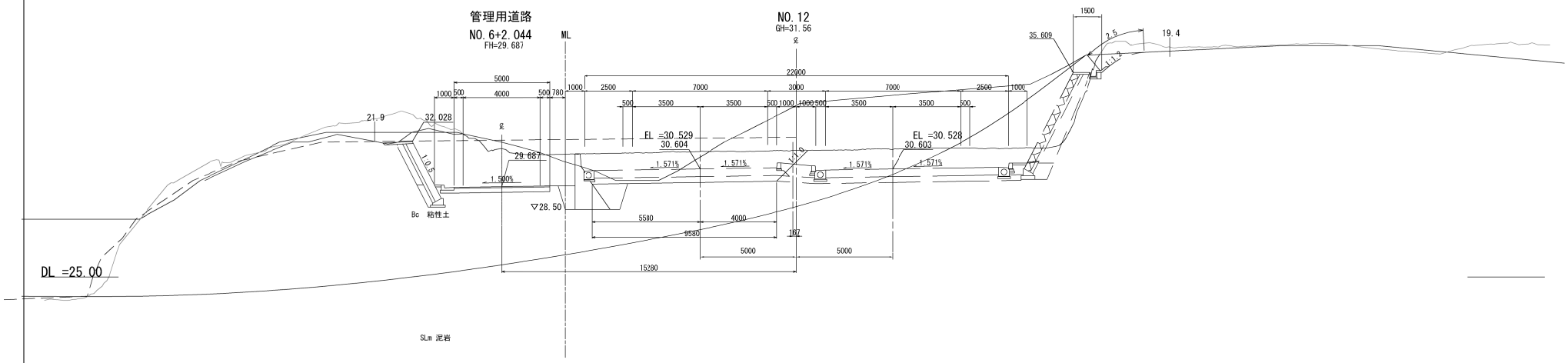
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

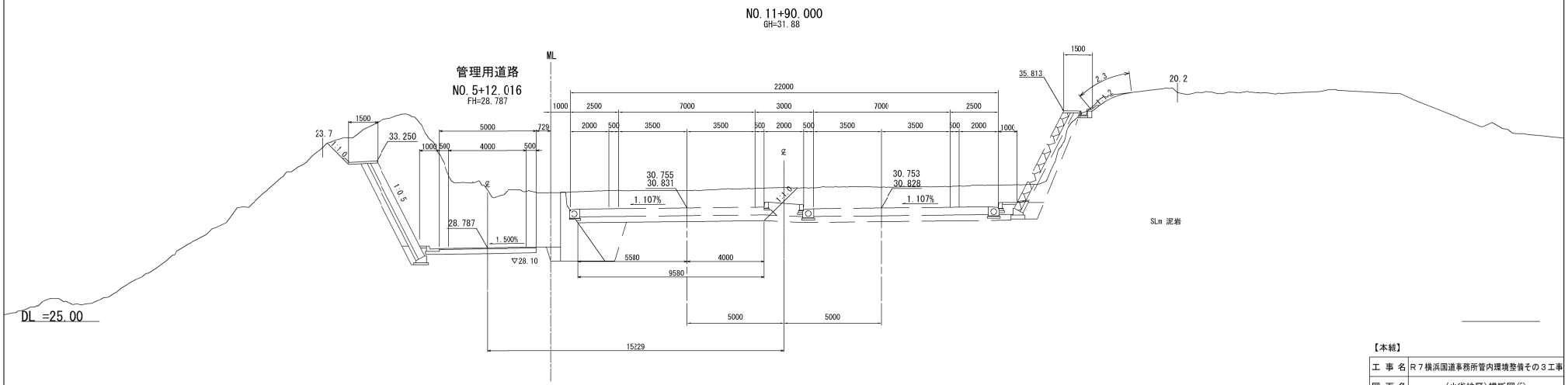
【本線】

工事名	R７横浜国道事務所管内環境整備その３工事		
図面名	(小雀地区)横断図(4)		
縮尺	1:100	図面番号	7 / 33
年月日	令和 8 年 1 月 日		
設計会社名	大日コンサルタント 株式会社		
事務所名	国土交通省 横浜国道事務所		

(小雀地区)横断図(5)

S=1:100





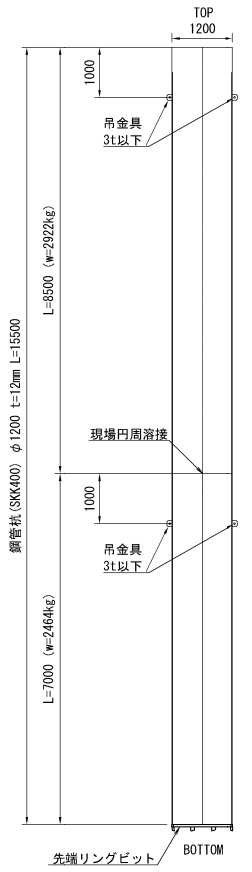
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

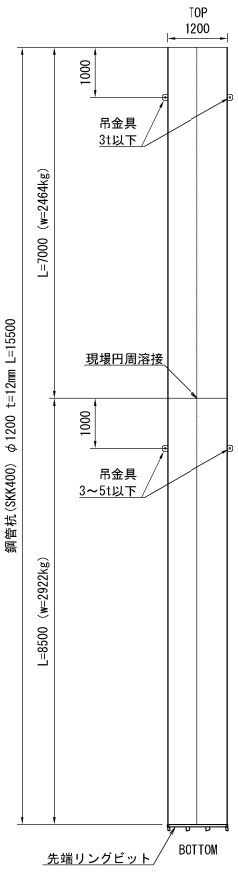
【本線】

工事名	R7横浜国道事務所管内環境整備その3工事		
図面名	(小雀地区)横断図(5)		
縮尺	1:100	図面番号	8 / 33
年月日	令和 8 年 1 月 日		
設計会社名	大日コンサルタント 株式会社		
事務所名	国土交通省 横浜国道事務所		

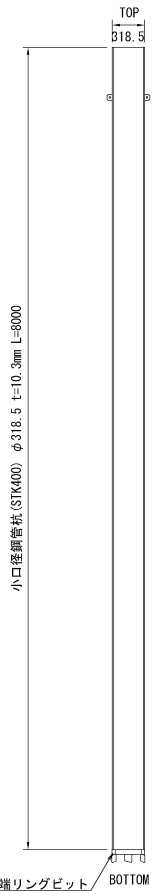
鋼管杭詳細図

鋼管杭構成図 S=1:50





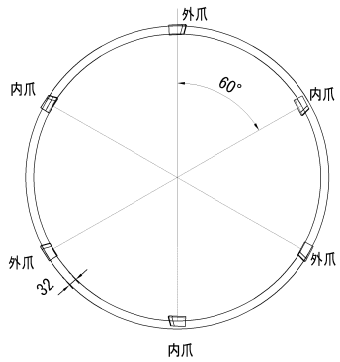
継手部材構成図 S=1:25

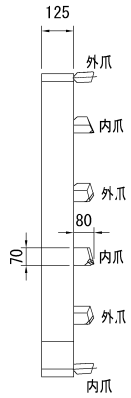


鋼管杭先端部参考図 S=1:10

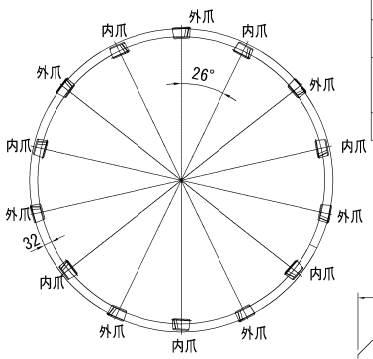


杭番号1～6, 9, 10, 13

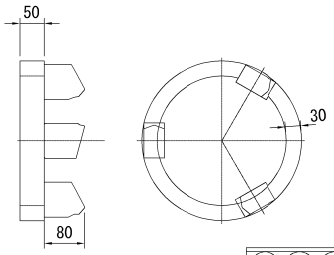




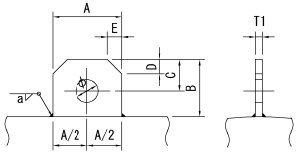
杭番号7, 8, 11, 12



小口径鋼管杭先端部参考図 S=1:5



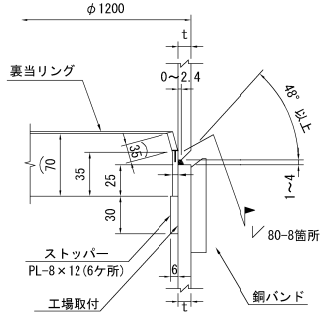
吊金具詳細図



吊金具寸法表 (mm)

最大吊荷重 (ton)	A	B	C	D	E	T1	φ	a
3t以下	120	100	55	25	25	12	40	6
3～5t以下	120	100	55	25	25	16	40	9

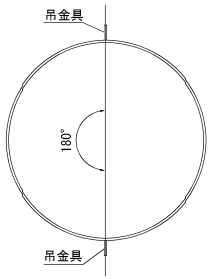
現場円周横継ぎ溶接詳細 S=1:2



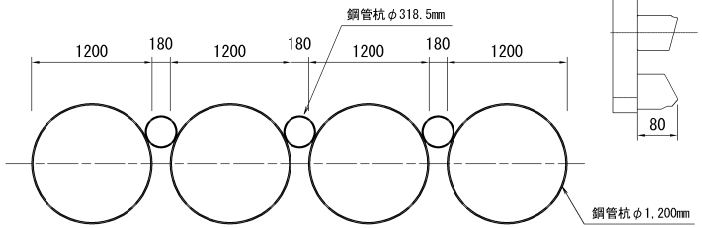
裏当てリング寸法表

杭TYPE	鋼管杭内寸	形 状 寸 法
TYPE-A	1176	PL-50×6.0×3695

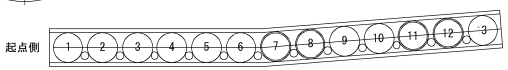
吊金具取付角度 S=1:10



杭間詳細図 S=1:25



杭配置図 S=1:100



本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

材料表 (TYPE-A) (杭1本当り)

種 別	形 状 寸 法	単位質量 (kg)	1本当り質量 (kg)	数量	質量 (kg)	材質	摘 要
鋼管杭	φ1200 × t12 × 7000	352.0	2454.0	1	2464.0	SKK400	鋼管杭本体
	φ1200 × t12 × 8500	352.0	2932.0	1	2992.0	SKK400	鋼管杭本体
付属品	PL-100 × 12 × 120	1.00	2.00	2	4.0	SM490	吊金具3t以下
	PL-50 × 6.0 × 3695	12.12	12.12	1	12.12	SS400	裏あてリング
	PL-12×8 L=30	0.02	0.16	1	0.16	SS400	ストッパー
	φ1200 6ヶ/本	57.00	57.00	1	57.00		先端リングビット
合計 5529.28							

材料表 (TYPE-B) (杭1本当り)

種 別	形 状 寸 法	単位質量 (kg)	1本当り質量 (kg)	数量	質量 (kg)	材質	摘 要
鋼管杭	φ1200 × t12 × 7000	352.0	2454.0	1	2464.0	SKK400	鋼管杭本体
	φ1200 × t12 × 8500	352.0	2932.0	1	2992.0	SKK400	鋼管杭本体
付属品	PL-100 × 12 × 120	1.00	2.00	1	2.0	SM490	吊金具3t以下
	PL-100 × 16 × 120	2.00	4.00	1	4.0	SM490	吊金具3t～5t以下
	PL-50 × 6.0 × 3695	12.12	12.12	1	12.12	SS400	裏あてリング
	PL-12×8 L=30	0.02	0.16	1	0.16	SS400	ストッパー
	φ1200 14ヶ/本	139.00	139.00	1	139.00		先端リングビット
合計 5613.28							

材料表 (継手部材) (杭1本当り)

種 別	形 状 寸 法	単位質量 (kg)	1本当り質量 (kg)	数量	質量 (kg)	材質	摘 要
小口径鋼管杭	φ318.5 × t10.3 × 8000	78.3	626.4	1	626.4	STK400	小口径鋼管杭本体
付属品	PL-100 × 12 × 120	1.00	2.00	1	2.0	SM490	吊金具3t以下
	φ318.5 3ヶ/本	15.50	15.50	1	15.50		先端リングビット
合計 643.90							

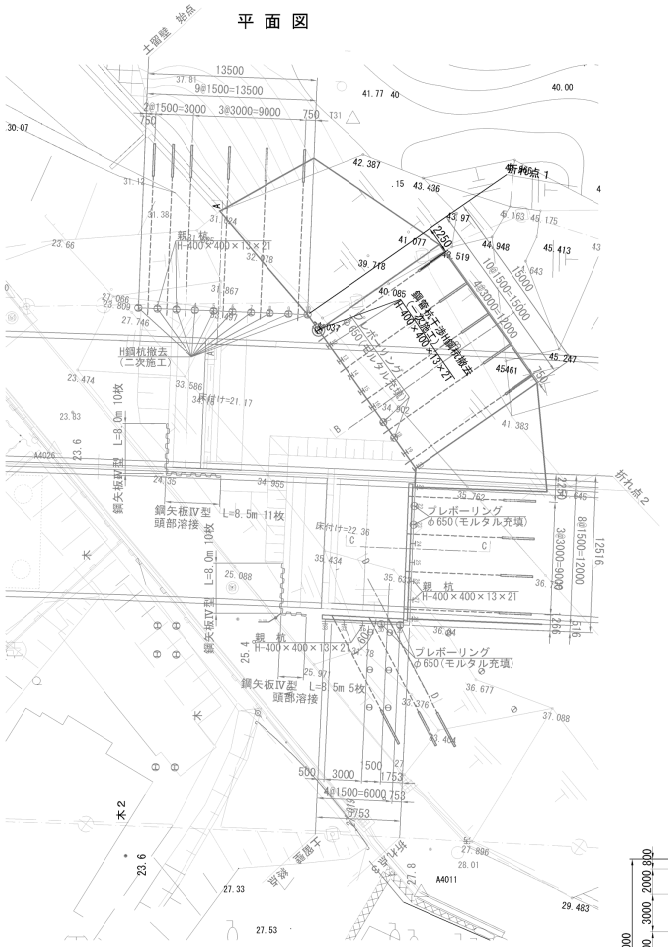
【本緒】

工事名	R7横浜国道事務所管内環境整備その3工事
図面名	鋼管杭詳細図
縮尺	図示
図面番号	9 / 33
年月日	令和 8 年 1 月 日
設計会社名	大日コンサルタント 株式会社
事務所名	国土交通省 横浜国道事務所

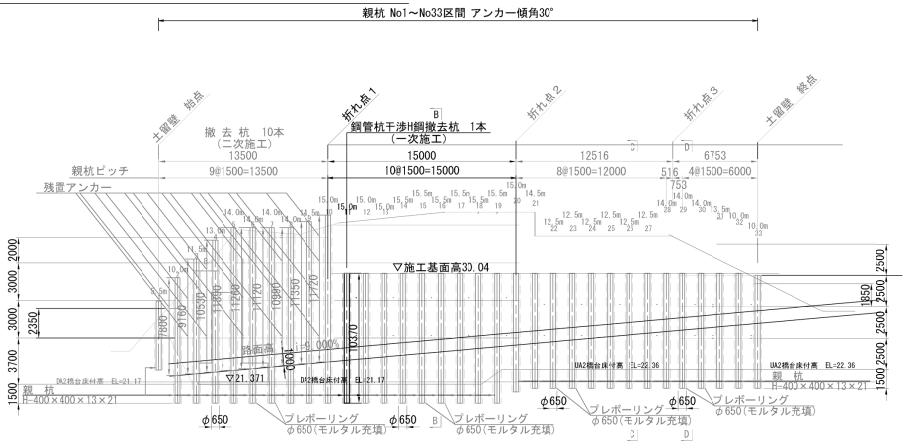
H鋼杭撤去図

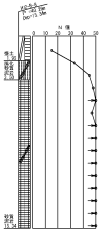
S=1:200

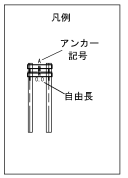
平面図



展開図



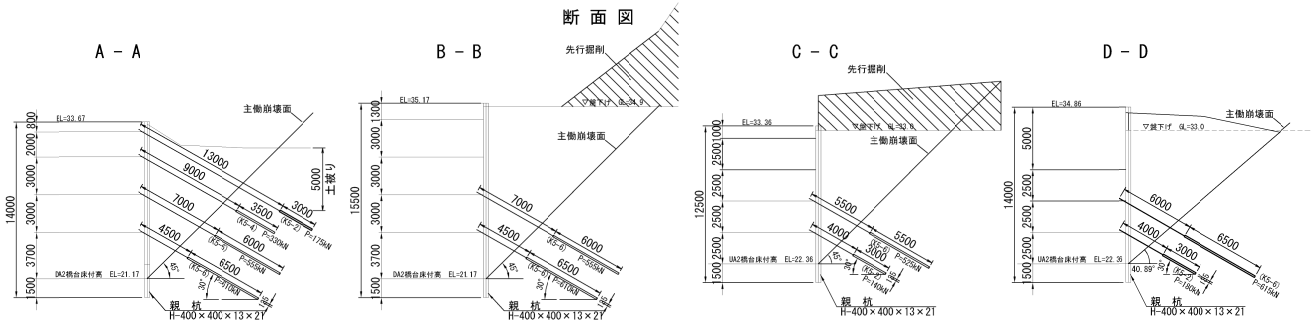




撤去数量

杭No	撤去杭長 (m)
1	5.50
2	7.80
3	9.16
4	10.53
5	11.39
6	11.26
7	11.12
8	10.99
9	11.35
10	11.72
11	10.37

断面図



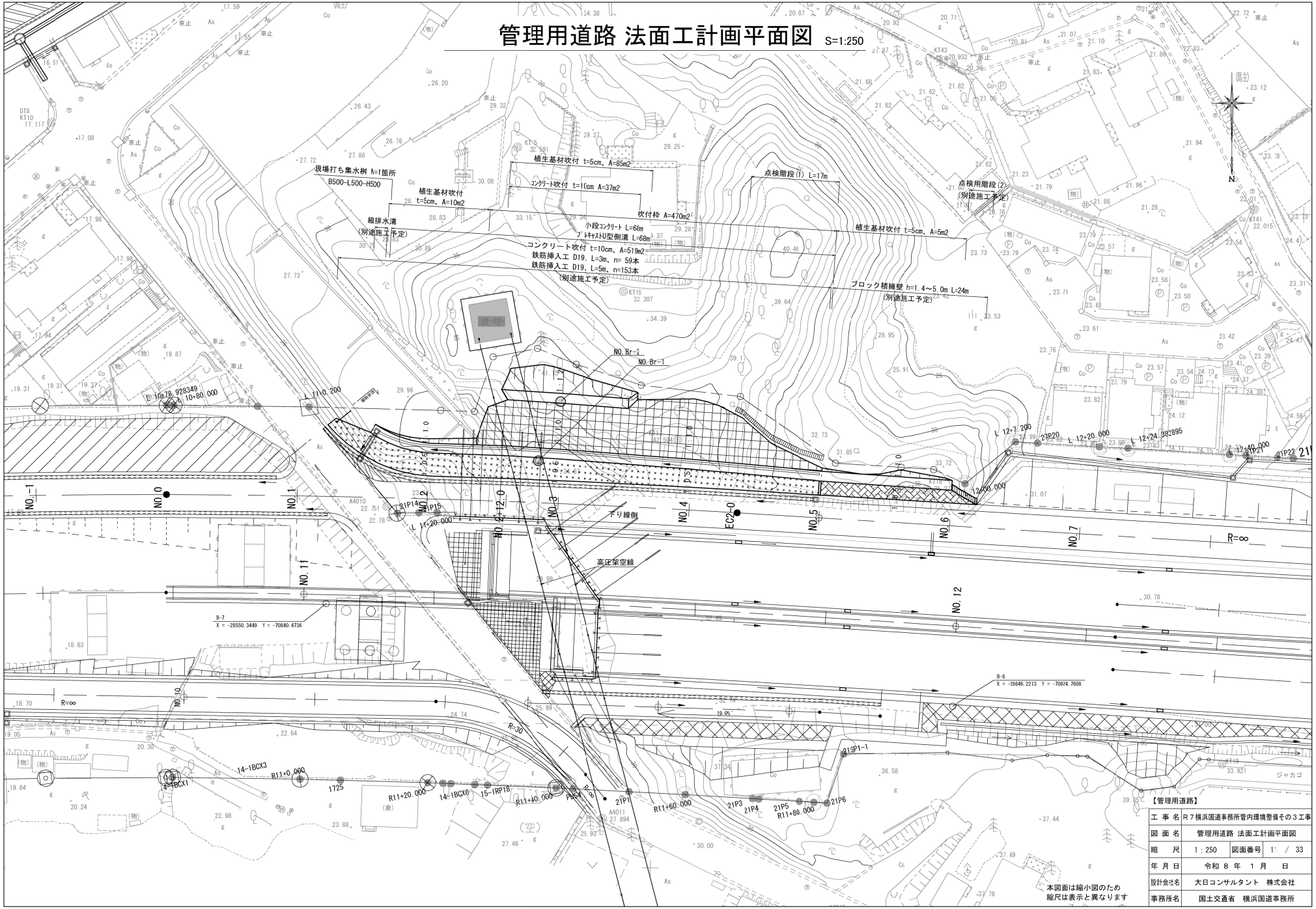
1:200
0 5 10 15 20m

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

【東線】自道路】

工事名	R７横浜国道事務所管内環境整備その３工事
図面名	H鋼杭撤去図
縮尺	1:200
図面番号	10 / 33
年月日	令和 8 年 1 月 日
設計会社名	大日コンサルタント 株式会社
事務所名	国土交通省 横浜国道事務所

管理用道路 法面工計画平面図 S=1:250



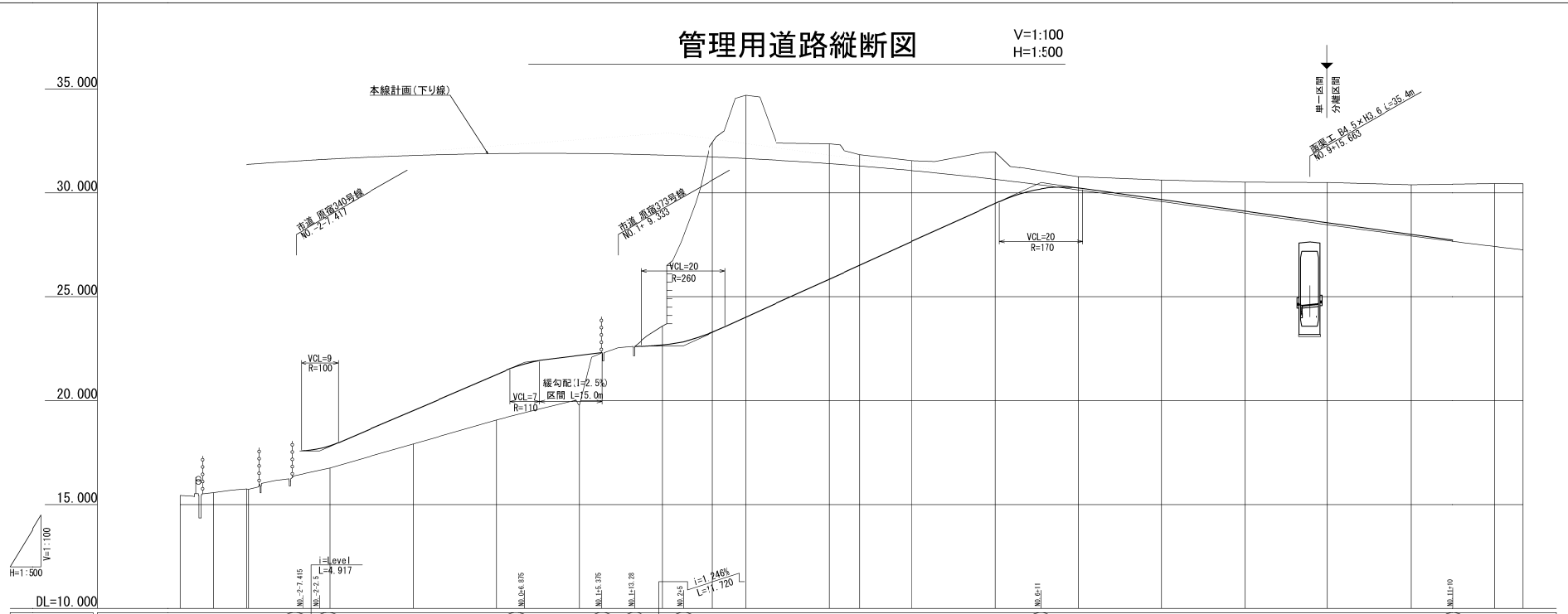
【管理用道路】

工事名	R７横浜国道事務所管内環境整備その３工事
図面名	管理用道路 法面工計画平面図
縮尺	1：250 図面番号 11 / 33
年月日	令和８年１月 日
設計会社名	大日コンサルタント 株式会社
事務所名	国土交通省 横浜国道事務所

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

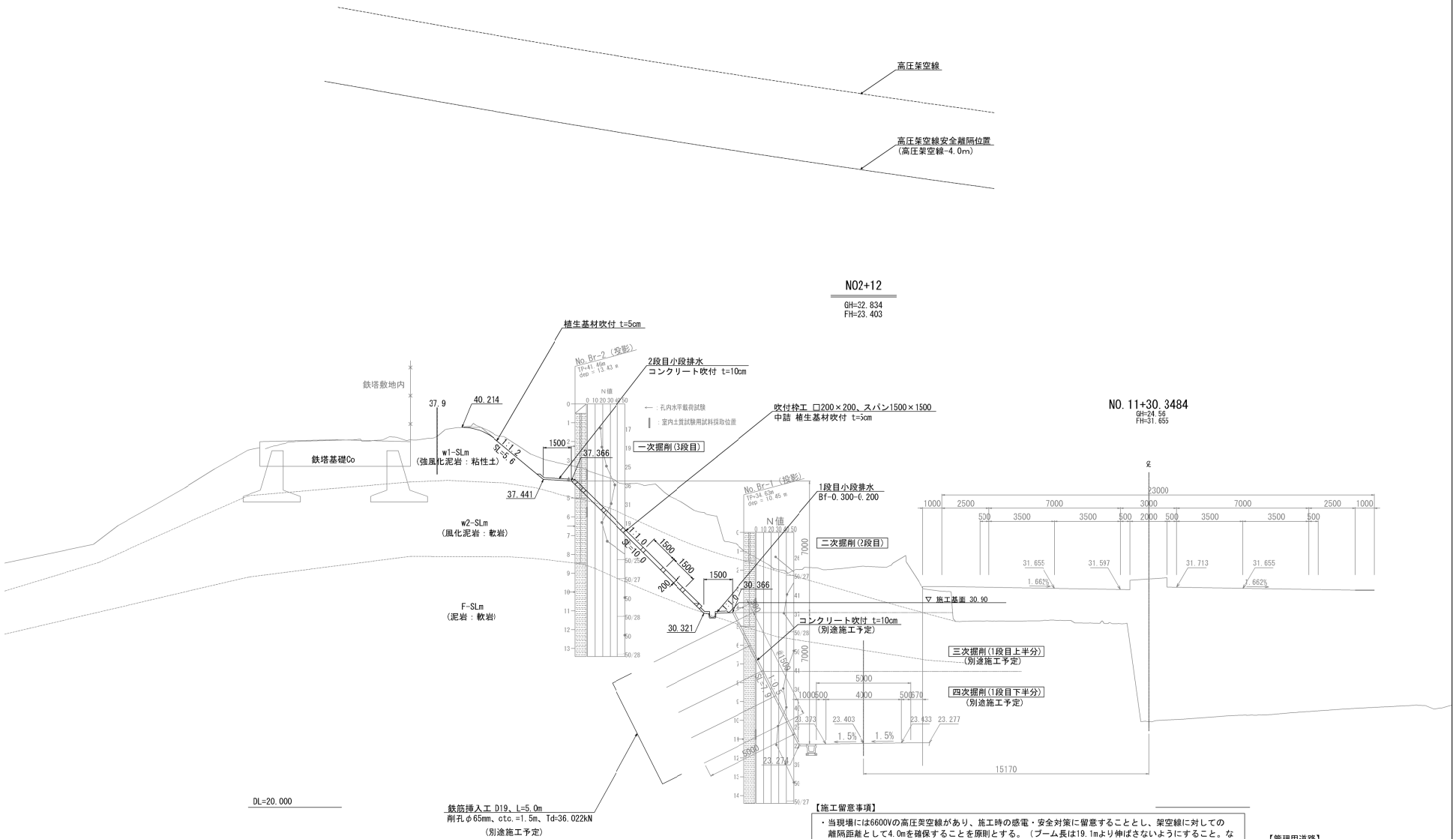
管理用道路縦断図

V=1:100
H=1:500



| | | |

管理用道路 法面工標準横断図 S=1:100



【施工留意事項】

・当現場には6600Vの高圧架空線があり、施工時の感電・安全対策に留意することとし、架空線に対しての離隔距離として4.0mを確保することを原則とする。（ブーム長は19.1mより伸ばさないようにすること。なお、ブーム長19.1mで作業する際にはブーム角度を75°以上立てないこと。）
・掘削は、法面毎に上から順に実施すること。1段目法面については、施工中の安定性を向上させるため、上半分と下半分に分けて切土を行い、鉄筋挿入工は逆巻施工とする。
・架空線からの安全離隔距離4mが確保できるように、クレーンのブーム長・角度を管理するとともに、監視人を置き作業を監視させること。
・施工中は、観測計画に基づいて変位観測を行う。
鉄塔基礎の不同沈下が許容値を上回る恐れが生じた場合は、変位を抑制するための追加対策(鉄筋挿入工やアンカー工)が必要となる場合が想定されるため、早期に監督官と協議の上、必要な対策を検討すること。

【鉄塔基礎変位量管理基準値】

	鉛直変位			水平変位	
	傾斜量	不同沈下	切土による不同沈下	変位率	不同変位
許容値	1/1200以下	6.7mm以下	4.5mm以下	1/800以下	10.0mm以下

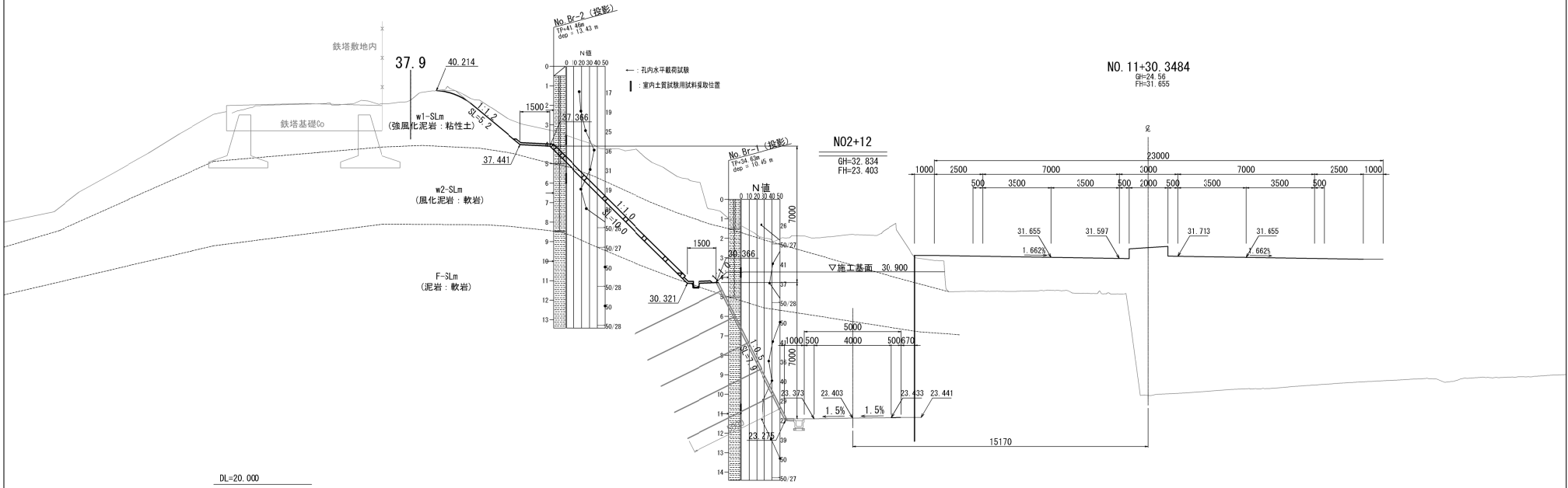
※「不同沈下」および「不同変位」は、基礎両端の変位量の差(m)を示す。
※ 傾斜量1/1200のときの基礎両端の「不同沈下」は6.7mであるが、鉄塔自体の荷重変動による不同沈下が、2.2mm予想されるため、「切土による不同沈下」の許容値は4.4mmとした。

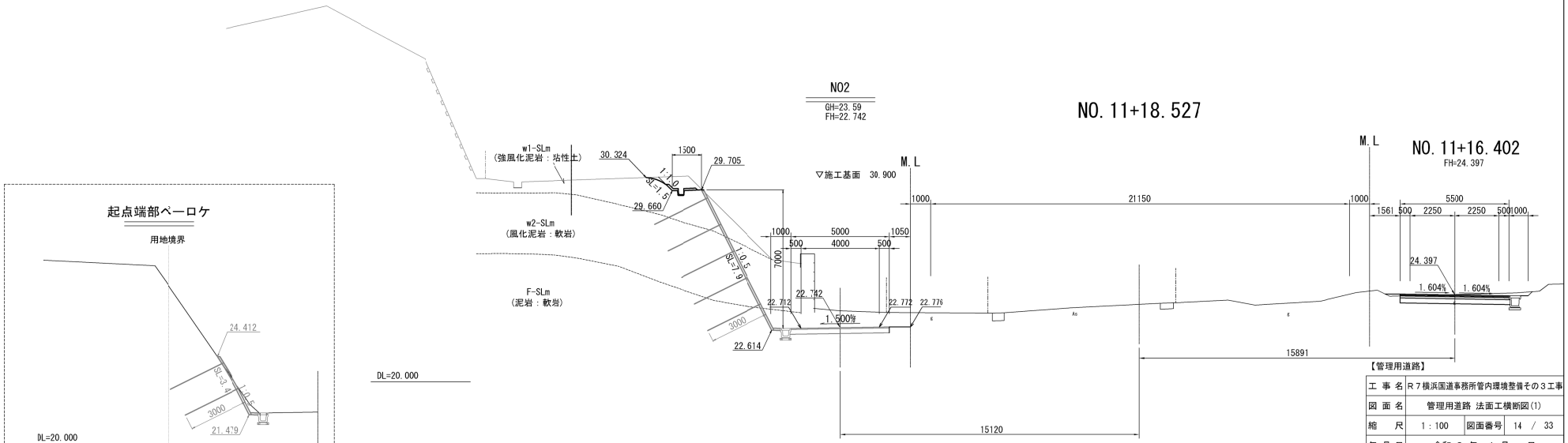
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

【管理用道路】

工事名	R７横浜国道事務所管内環境整備その３工事
図面名	管理用道路 法面工標準横断図
縮尺	1：100
図面番号	13 / 33
年月日	令和 8 年 1 月 日
設計会社名	大日コンサルタント 株式会社
事務所名	国土交通省 横浜国道事務所

管理用道路 法面工横断図(1)　S=1:100



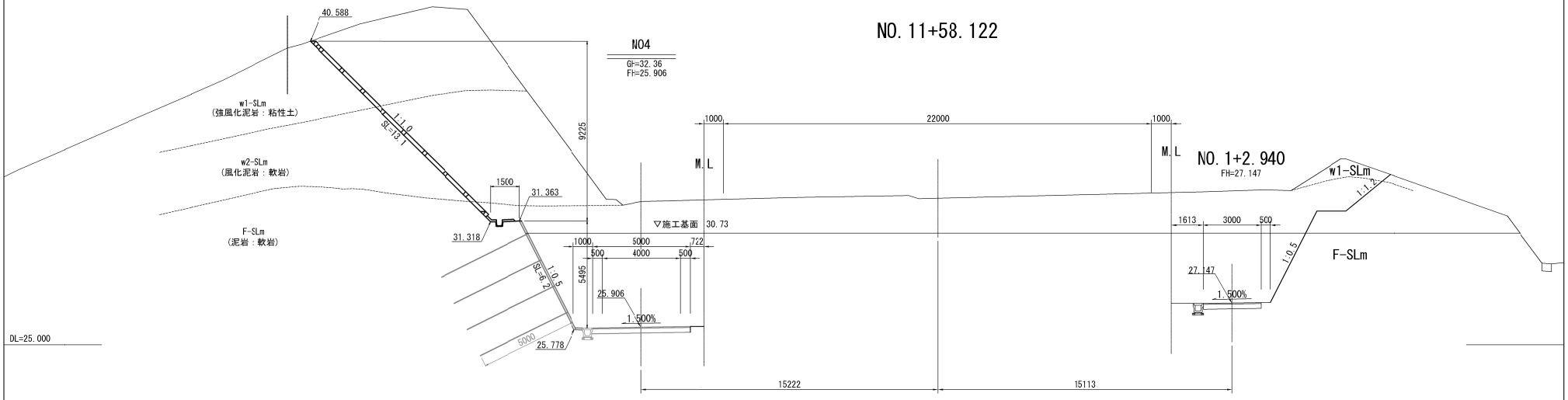


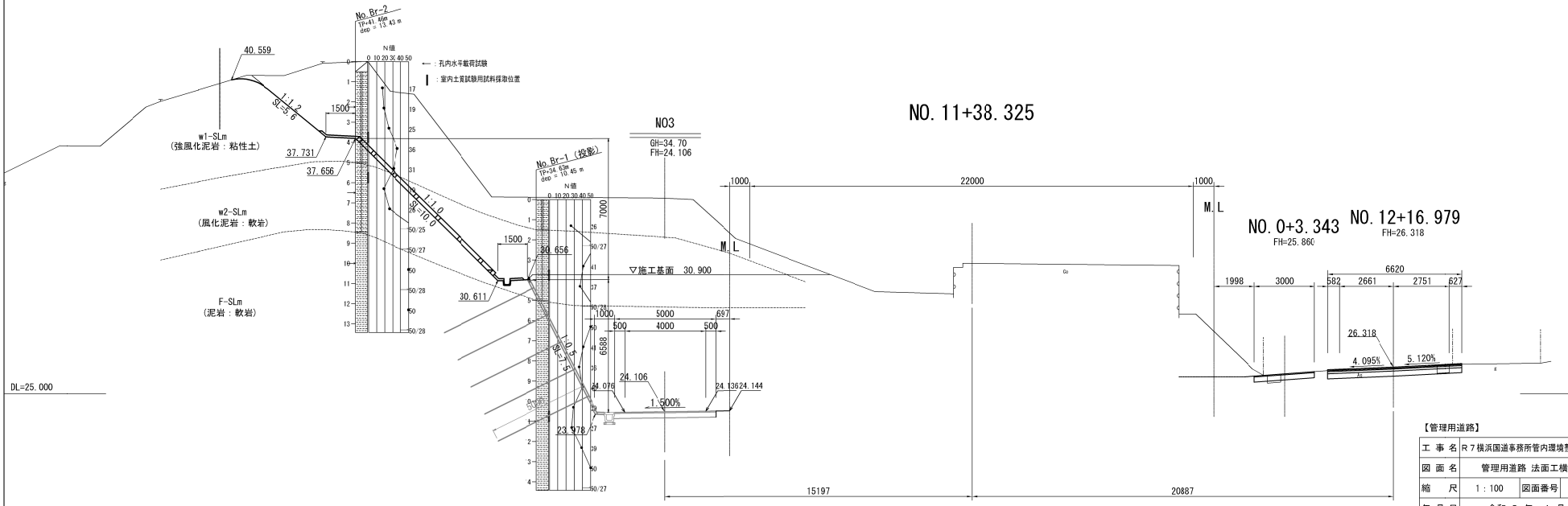
【管理用道路】

工事名	R７横浜国道事務所管内環境整備その３工事		
図面名	管理用道路 法面工横断図(1)		
縮尺	1：100	図面番号	14 / 33
年月日	令和８年 １月 日		
設計会社名	大日コンサルタント 株式会社		
事務所名	国土交通省 横浜国道事務所		

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

管理用道路 法面工横断図(2)　S=1:100





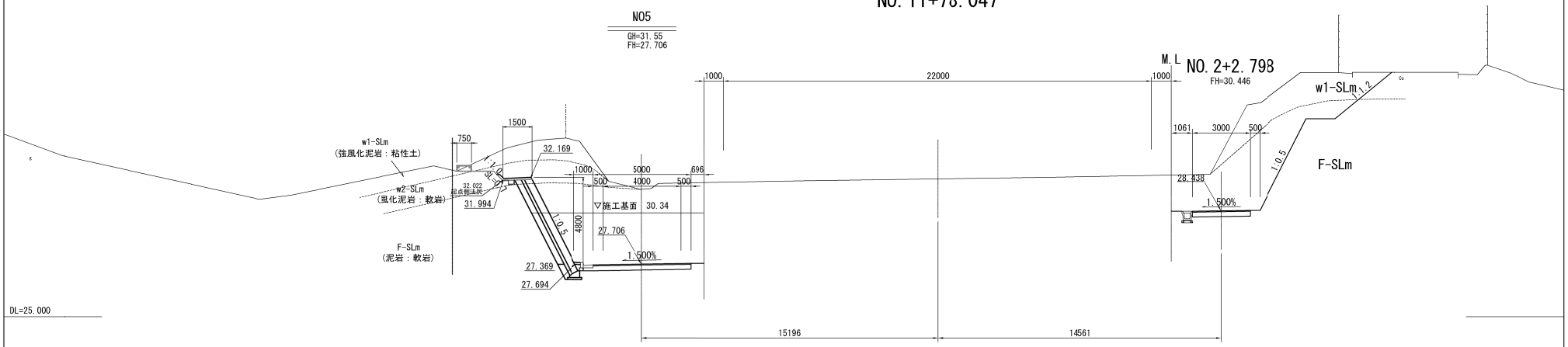
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

【管理用道路】

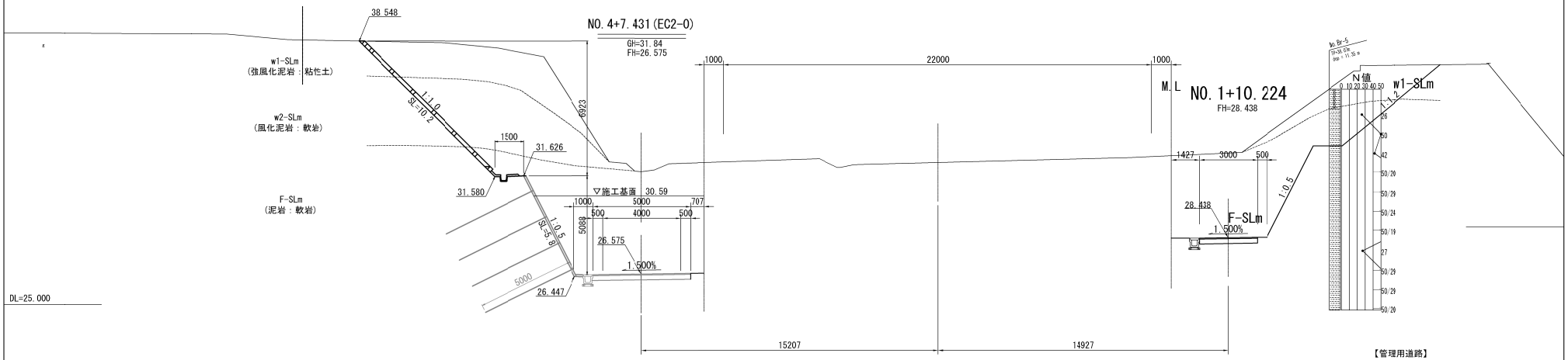
工事名	R７横浜国道事務所管内環境整備その３工事		
図面名	管理用道路 法面工横断図(2)		
縮尺	1：100	図面番号	15 / 33
年月日	令和 8 年 1 月 日		
設計会社名	大日コンサルタント 株式会社		
事務所名	国土交通省 横浜国道事務所		

管理用道路 法面工横断図(3)　S=1:100

NO.11+78.047



NO.11+65.478



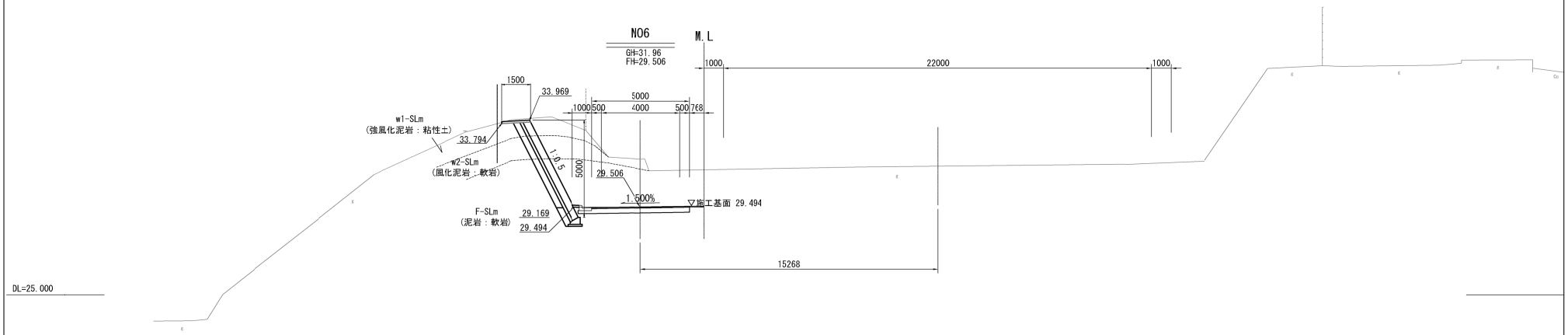
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

【管理用道路】

工事名	R７横浜国道事務所管内環境整備その３工事		
図面名	管理用道路 法面工横断図(3)		
縮尺	1：100	図面番号	16 / 33
年月日	令和 8 年 1 月 日		
設計会社名	大日コンサルタント 株式会社		
事務所名	国土交通省 横浜国道事務所		

管理用道路 法面工横断図(4)　S=1:100

NO.11+98.047



本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

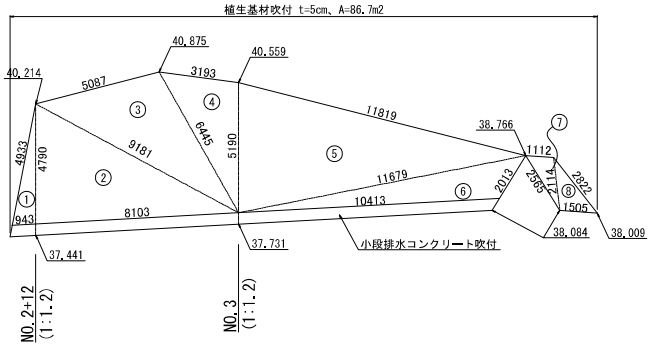
【管理用道路】

工事名	R７横浜国道事務所管内環境整備その３工事		
図面名	管理用道路 法面工横断図(4)		
縮尺	1：100	図面番号	17 / 33
年月日	令和 8 年 1 月 日		
設計会社名	大日コンサルタント 株式会社		
事務所名	国土交通省 横浜国道事務所		

(小雀地区)法面求積図

S=1:100

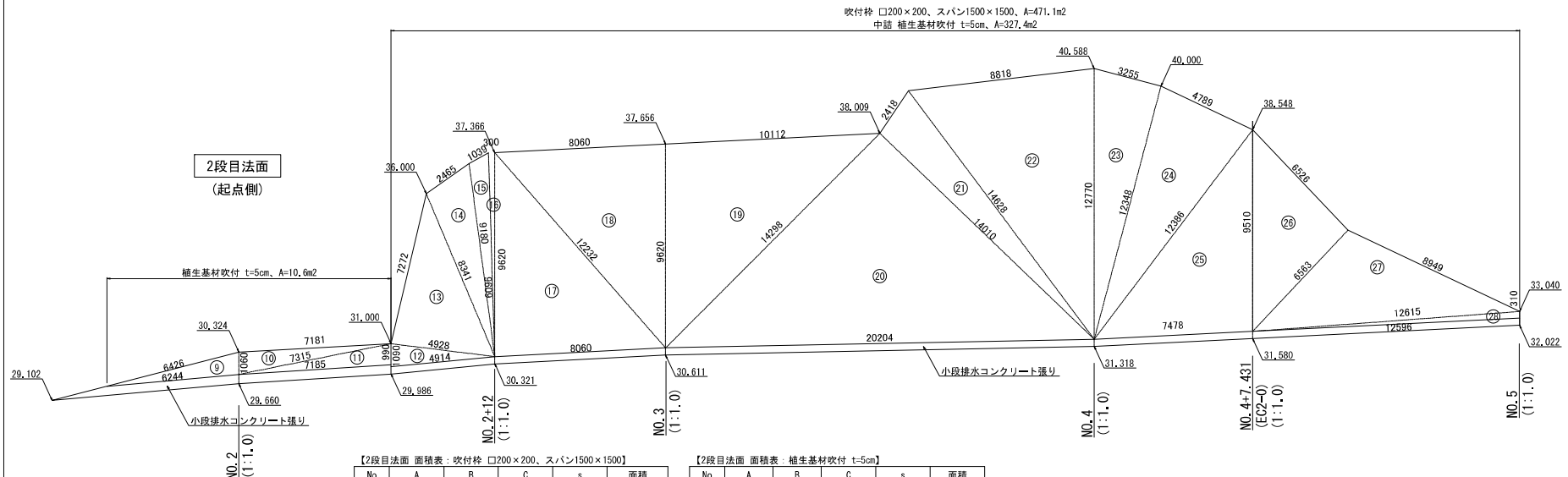
3段目法面



【3段目法面 面積表：植生基材吹付 t=5cm】

No	A	B	C	s	面積
1	4.933	4.790	0.943	5.333	2.254
2	4.790	9.181	8.103	11.037	19.378
3	9.181	5.087	6.445	10.357	15.842
4	3.193	5.190	6.445	7.414	8.214
5	5.190	11.819	11.679	14.344	29.723
6	11.679	2.013	10.413	12.053	8.602
7	1.112	2.114	2.565	2.896	1.154
8	2.114	2.822	1.505	3.221	1.561
				合計	86.728

2段目法面
(起点側)



【2段目法面 面積表：植生基材吹付 t=5cm】

No	A	B	C	s	面積
9	6.426	1.060	6.244	6.865	3.297
10	1.060	7.181	7.315	7.778	3.800
11	7.315	0.990	7.185	7.745	3.548
				合計	10.645

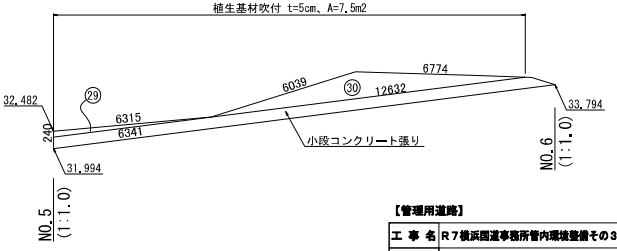
【2段目法面 面積表：吹付枠 □200×200、スパン1500×1500】

No	A	B	C	s	面積
12	1.090	4.928	4.914	5.466	2.665
13	4.928	7.272	8.341	10.271	17.817
14	2.465	9.180	8.341	9.993	10.052
15	9.180	1.039	9.609	9.914	4.439
16	9.609	0.300	9.620	9.765	1.443
17	8.060	9.620	12.232	14.956	38.720
18	12.232	8.060	9.620	14.956	38.720
19	9.620	10.112	14.298	17.015	48.585
20	14.298	14.010	20.204	24.256	100.141
21	14.010	2.418	14.628	15.528	16.676
22	14.628	8.818	12.770	18.108	55.901
23	12.770	3.255	12.348	14.187	20.094
24	12.348	4.789	12.386	14.762	29.051
25	12.386	9.510	7.478	14.687	35.517
26	9.510	6.526	6.563	11.300	21.383
27	6.563	8.949	12.615	14.064	27.955
28	12.615	0.310	12.596	12.761	1.949
				合計	471.108

【2段目法面 面積表：植生基材吹付 t=5cm】

No	A	B	C	s	面積
29	0.240	6.315	6.341	6.448	0.755
30	6.039	6.774	12.632	12.723	6.764
				合計	7.519

2段目法面
(終点側)

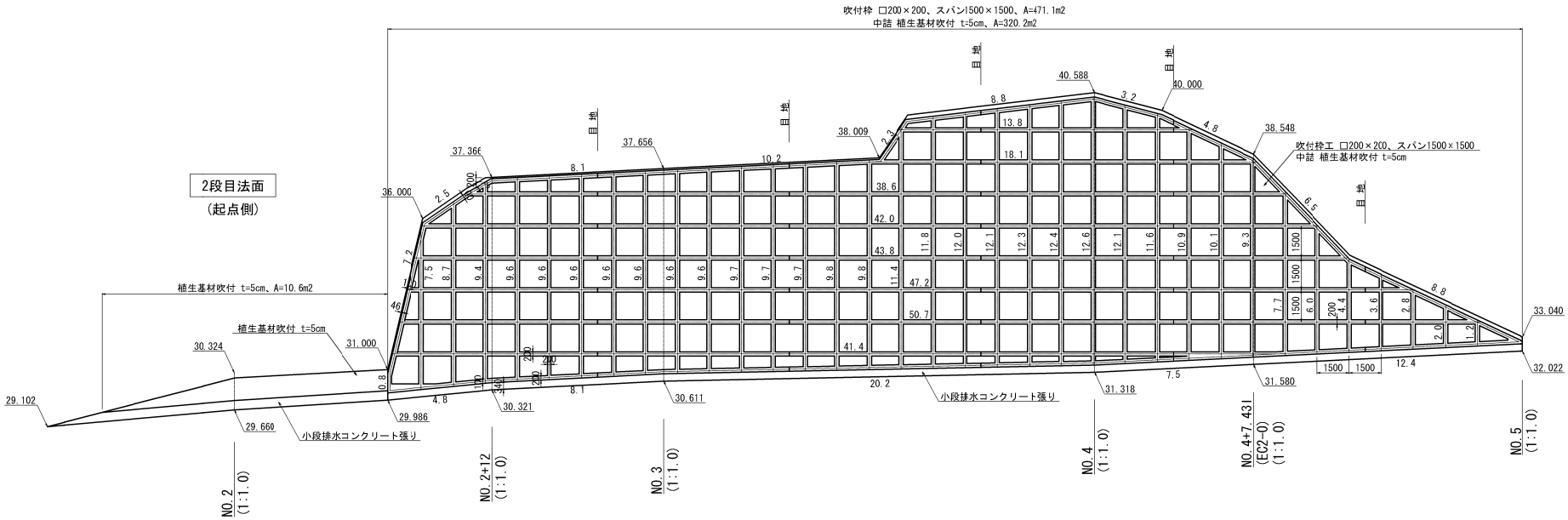


本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

【管理用道路】

工事名	R7横浜国道事務所管内環境整備その3工事
図面名	(小雀地区)法面求積図
縮尺	1:100
図面番号	18 / 33
年月日	令和 8 年 1 月 日
設計会社名	大日コンサルタント 株式会社
事務所名	国土交通省 横浜国道事務所

(小雀地区)法面展開図　S=1:100



【施工留意事項】

・当現場には6600Vの高圧架空線があり、施工時の感電・安全対策に留意することとし、架空線に対しての離隔距離として4.0mを確保することを原則とする。（ブーム長は19.1mより伸ばさないようにすること。なお、ブーム長19.1mで作業する際にはブーム角度を75°以上立てないこと。）
・掘削は、法面毎に上から順に実施すること。
・架空線からの安全離隔距離4mが確保できるように、クレーンのブーム長・角度を管理するとともに、監視人を置き作業を監視させること。
・施工中は、観測計画に基づいて変位観測を行う。
鉄塔基礎の不同沈下が許容値を上回る恐れが生じた場合は、変位を抑制するための追加対策(鉄筋挿入工やアンカー工)が必要となる場合が想定されるため、早期に監督官と協議の上、必要な対策を検討すること。

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

【管理用道路】

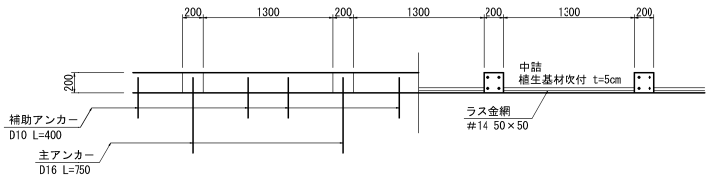
工事名	R７横浜国道事務所管内環境整備その３工事		
図面名	(小雀地区)法面展開図		
縮尺	1：100	図面番号	19 / 33
年月日	令和 8 年 1 月 日		
設計会社名	大日コンサルタント 株式会社		
事務所名	国土交通省 横浜国道事務所		

(小雀地区)吹付枠詳細図

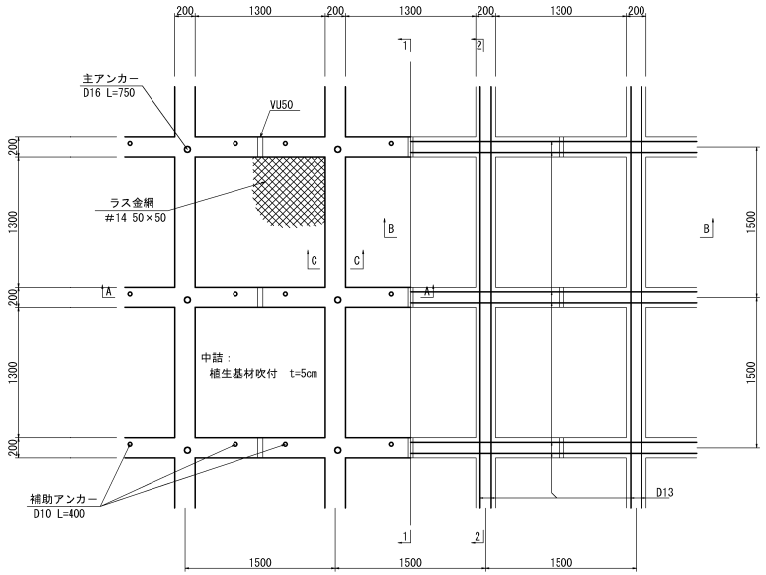
(□200×200、スパン1500×1500)

断 面 図 S=1:25

A-A 断面図　　B-B 断面図

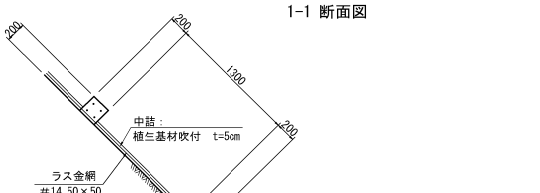


詳 細 図 S=1:25

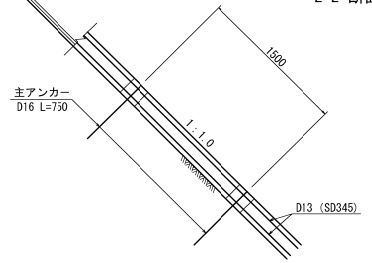


標準横断図 S=1:25

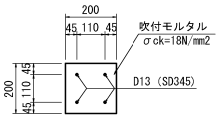
1-1 断面図



2-2 断面図

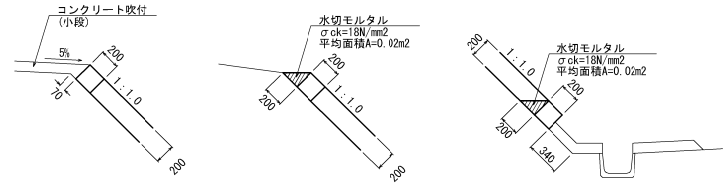


C-C 断面図 S=1:10



水切処理 S=1:25

天端(小段部)処理　　天端(斜面部)水切処理　　のり尻水切処理



本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

○ 主アンカー D16 L=750
○ 補助アンカー D10 L=400

※ 吹付モルタルの設計基準
σck＝18N／mm2

※ 鉄筋の設計基準
鉄筋 SD345
鉄筋の重ね継手長 455mm以上

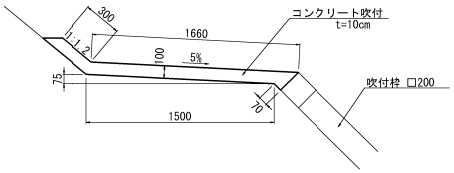
【管理用道路】

工事名	R７横浜国道事務所管内環境整備その３工事		
図面名	(小雀地区)吹付枠詳細図		
縮尺	図示	図面番号	20 / 33
年月日	令和８年 １月 日		
設計会社名	株式会社オリエンタルコンナルタンツ		
事務所名	国土交通省 横浜国道事務所		

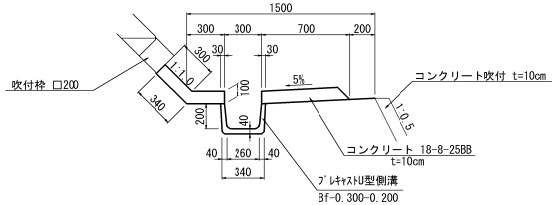
(小雀地区)排水工構造図　S=1:20

２段目小段排水

（２段目吹付枠工との同時施工と考えて、コンクリート吹付とする）



小段コンクリート
１段目小段排水



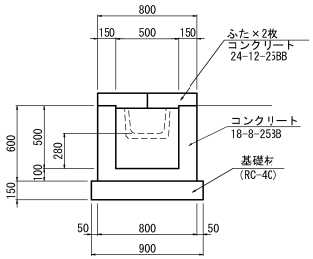
材　料　表　（10m当たり）

種　　別	規格・寸法	単位	数　量	摘　要
ベンチフリューム	Bf-0.30-0.20	個	5	Bf2種 JIS A 5372
コンクリート	18-8-25BB	m3	1.30	
型　枠	一　般	式	1	
目 地 材	t=10mm	m2	0.13	瀝青繊維質目地板

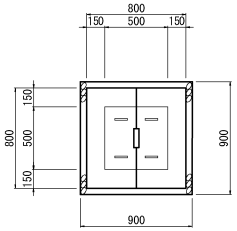
現場打ち集水桝

B500-L500-H500

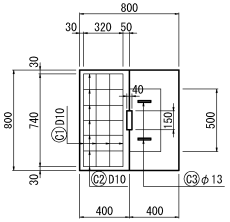
正面図

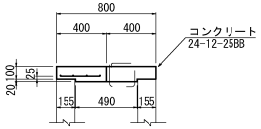


平面図

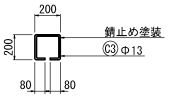


桝 ふ た





つり金具



材　料　表　（1箇所当たり）

種　　別	規格・寸法	単位	数　量	摘　要
コンクリート	18-8-25BB	m3	0.26	本体
	24-12-25BB	m3	0.07	ふた
型　枠	一　般	式	1	本体
	〃	式	1	ふた
鉄　筋	D10(SD295)	kg	5.8	ふた
基 礎 材	RC-40、t=15cm	m2	0.81	本体
つり金具	φ13(SS400) 錆止め塗装	個	4	ふた

鉄　筋　表　（1枚当たり）

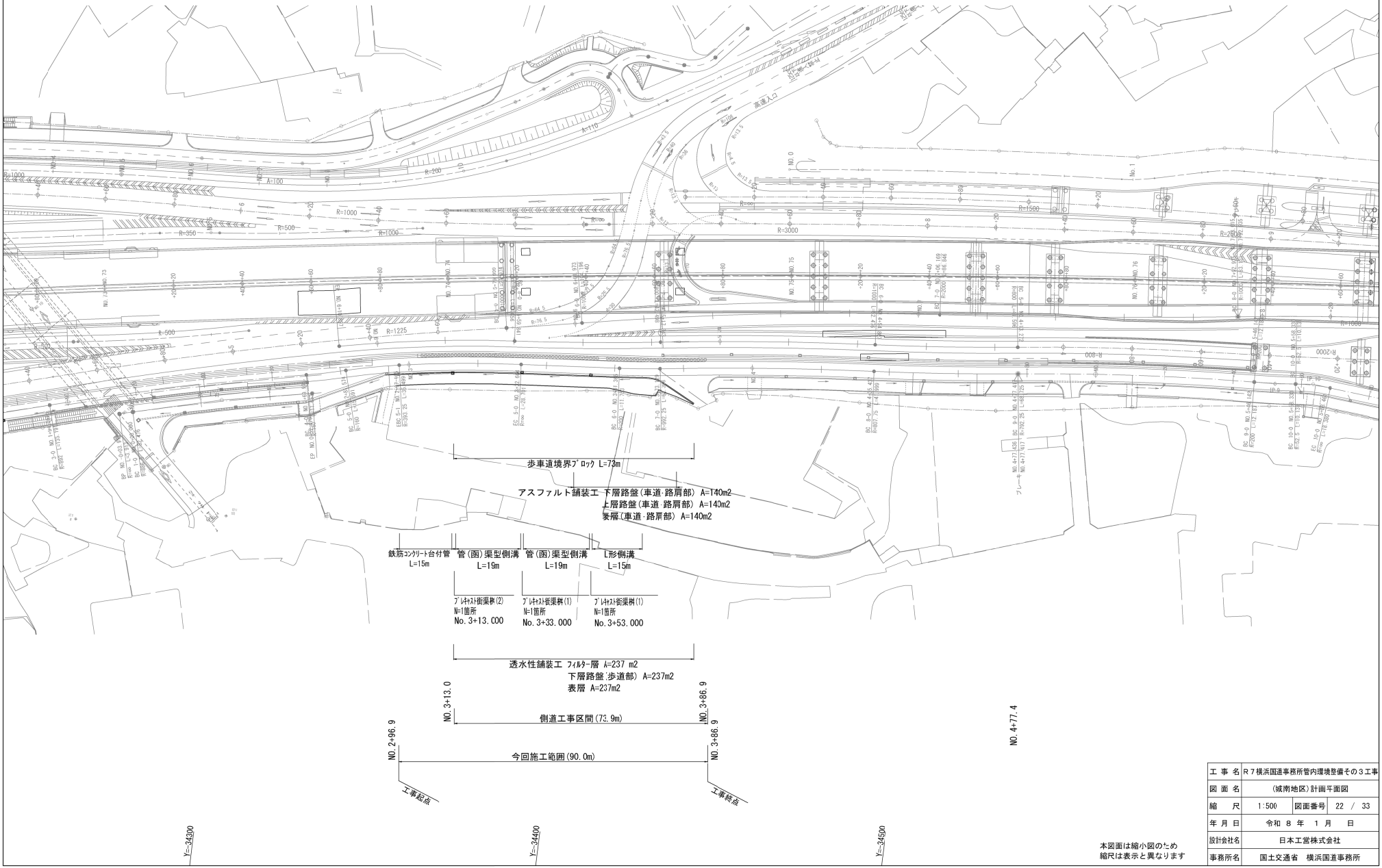
種　　別	C1(SD295)	C2(SD295)	C3(SS400)
鉄　筋	4-D10-740	7-D10-320	2-Φ13-760

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

【管理用道路】

工 事 名	R７横浜国道事務所管内環境整備その３工事
図 面 名	(小雀地区)排水工構造図
縮　尺	1：20　図面番号　2 / 33
年 月 日	令和 8 年 1 月 日
設計会社名	株式会社オリエンタルコンサルタンツ
事務所名	国土交通省　横浜国道事務所

（城南地区）計画平面図　S=1:500

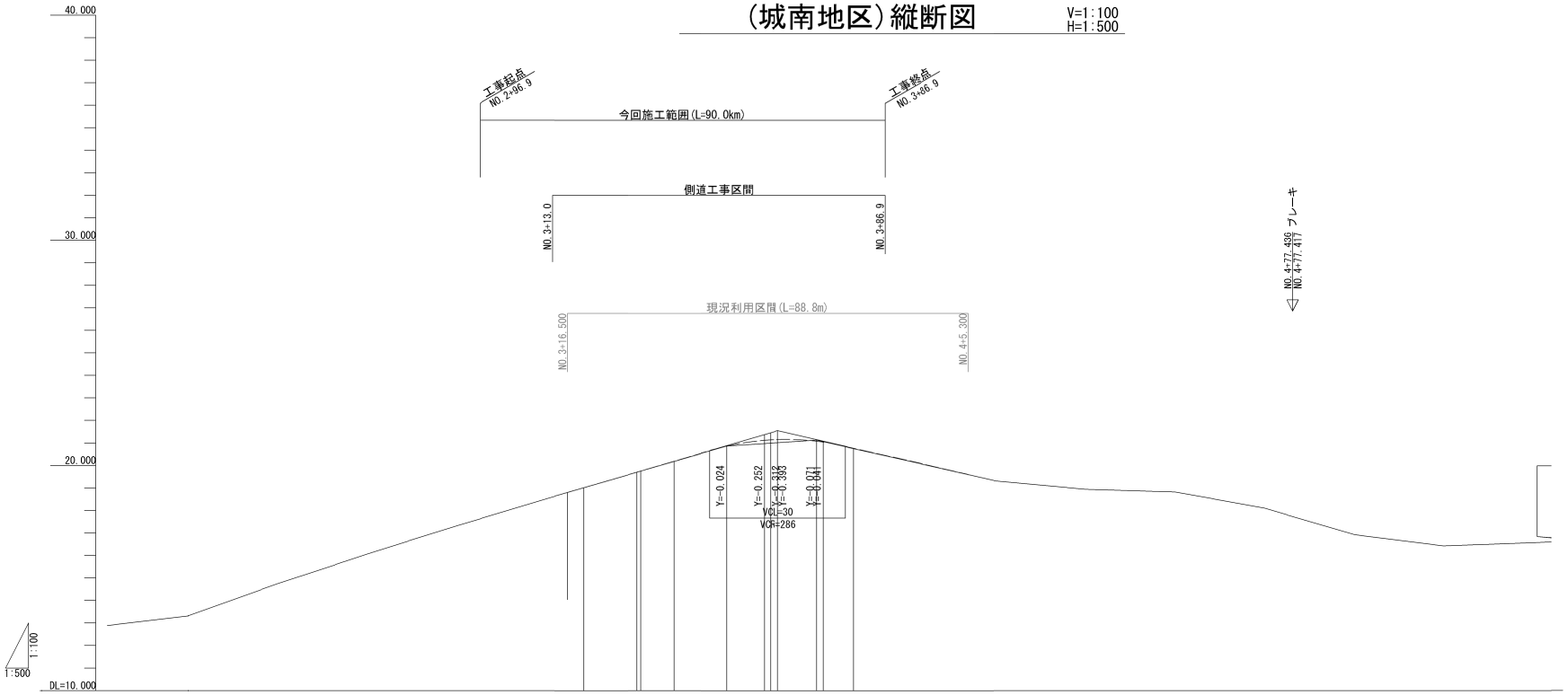


本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工事名	R７横浜国道事務所管内環境整備その３工事		
図面名	（城南地区）計画平面図		
縮尺	1:500	図面番号	22 / 33
年月日	令和 8 年 1 月 日		
設計会社名	日本工営株式会社		
事務所名	国土交通省　横浜国道事務所		

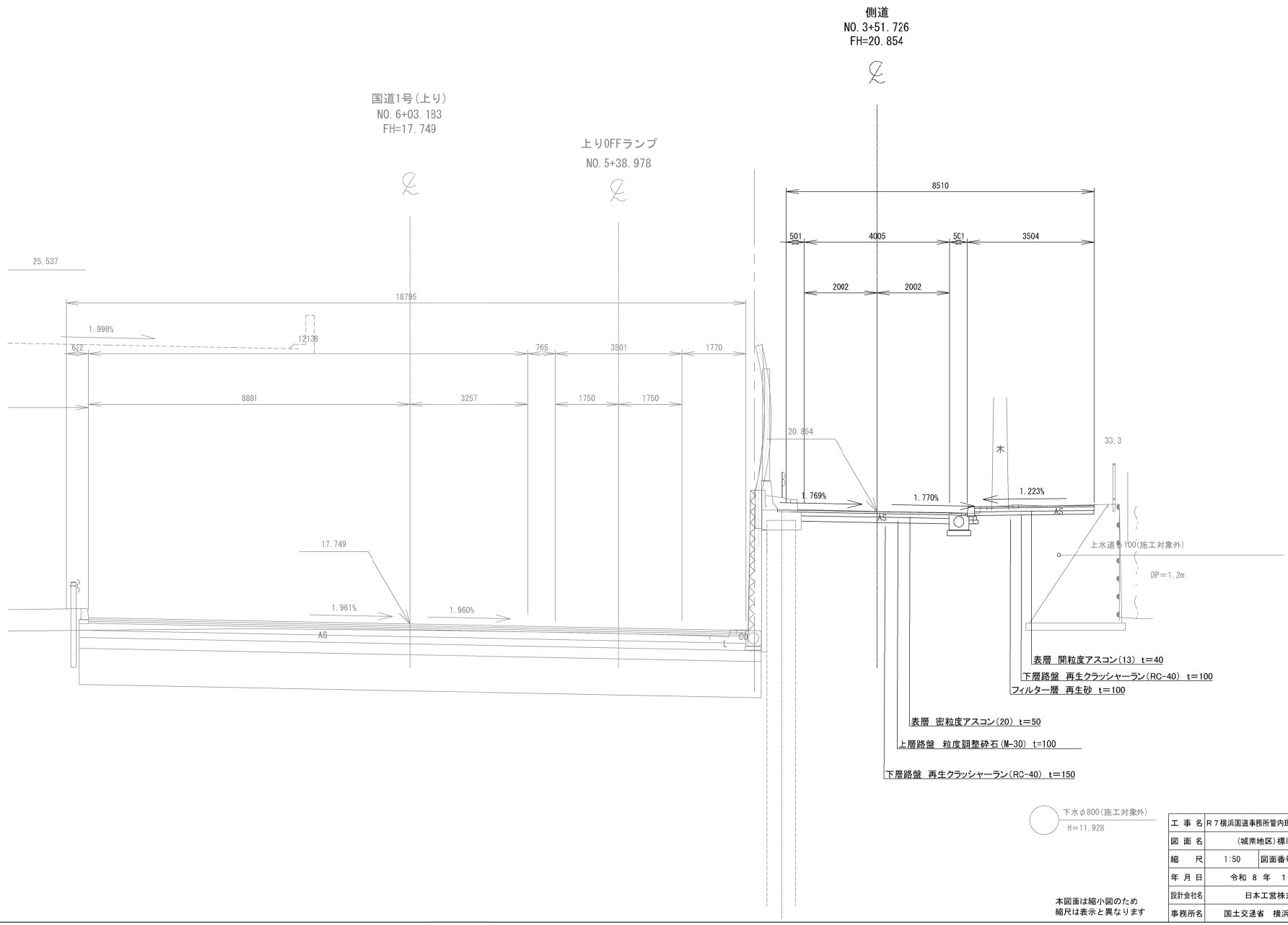
（城南地区）縦断図

V=1:100
H=1:500



| | | |

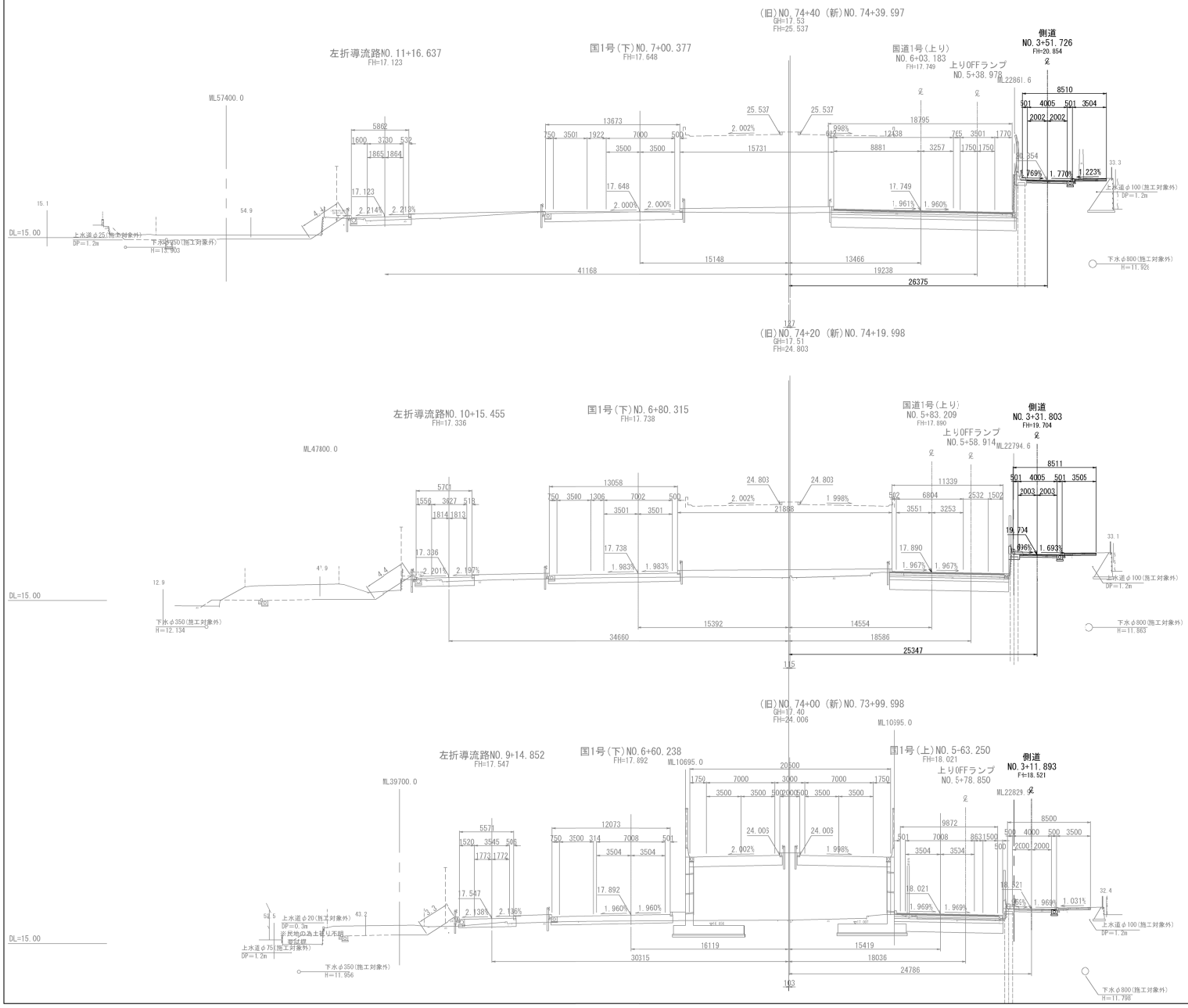
（城南地区）標準横断図　S=1:50



本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工事名	R７横浜国道事務所管内環境整備その３工事
図面名	（城南地区）標準横断図
縮尺	1:50　図面番号　24 / 33
年月日	令和 8 年 1 月 日
設計会社名	日本工営株式会社
事務所名	国土交通省　横浜国道事務所

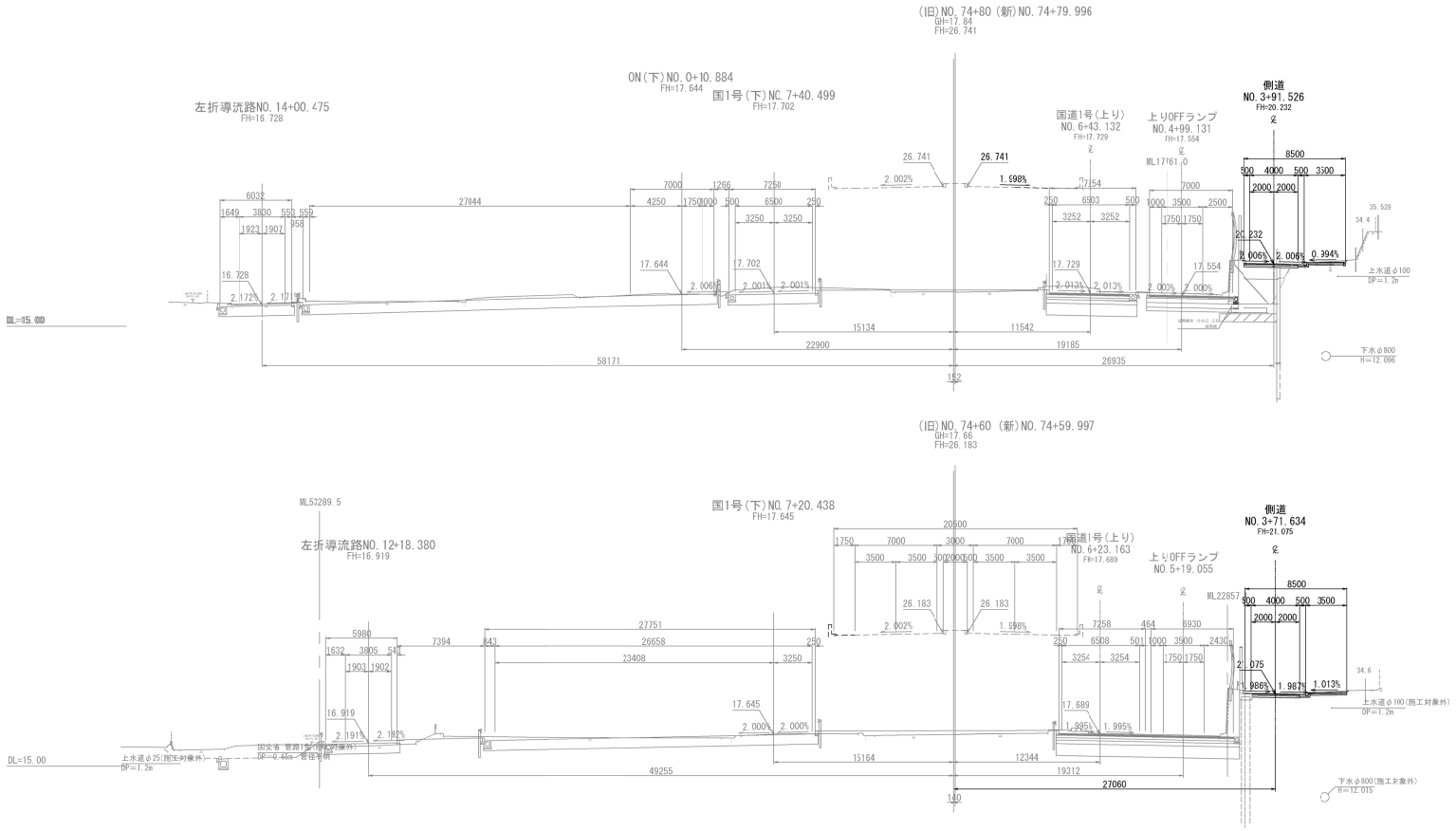
（城南地区）横断図(1)　S=1:200



本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工事名	R７横浜国道事務所管内環境整備その３工事
図面名	（城南地区）横断図(I)
縮尺	1:200　図面番号　25 / 33
年月日	令和 8 年 1 月 日
設計会社名	日本工営株式会社
事務所名	国土交通省　横浜国道事務所

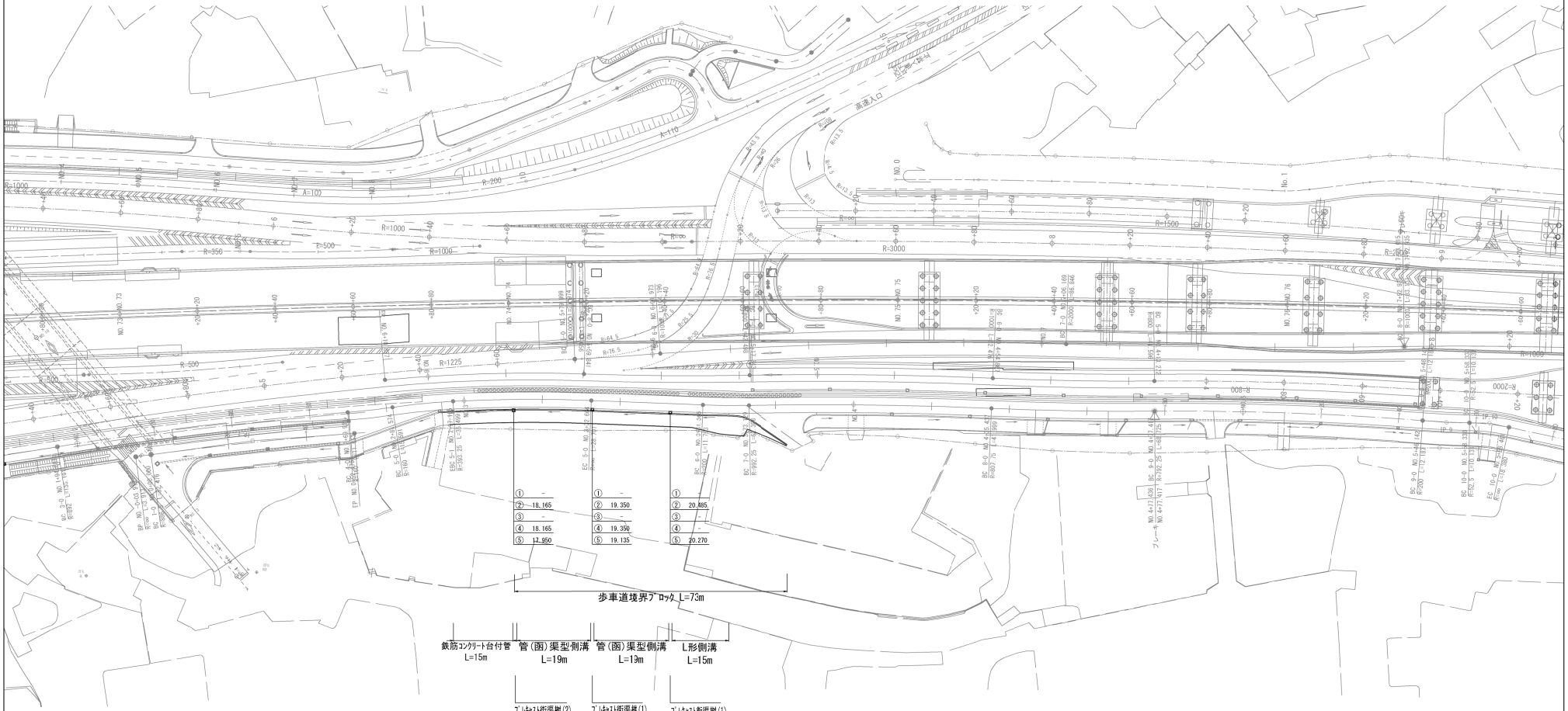
（城南地区）横断図（2）　S=1:200



本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工事名	R７横浜国道事務所管内環境整備その３工事		
図面名	（城南地区）横断図（2）		
縮尺	1:200	図面番号	26 / 33
年月日	令和 8 年 1 月 日		
設計会社名	日本工営株式会社		
事務所名	国土交通省　横浜国道事務所		

（城南地区）排水工平面図　S=1:500

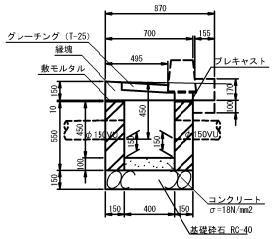


本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工事名	R７横浜国道事務所管内環境整備その３工事		
図面名	（城南地区）排水工平面図		
縮尺	1:500	図面番号	27 / 33
年月日	令和８年１月　日		
設計会社名	日本工営株式会社		
事務所名	国土交通省　横浜国道事務所		

(城南地区)構造図(1)　S=1:20

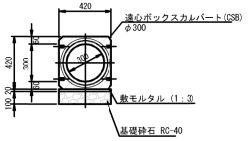
プレキャスト街渠桝(1)



数量表　　１０箇所当り

名 称	規 格	単 位	数量	摘 要
縁塊	グレーチング	個	10	
敷モルタル	1:3	式	1	
桝本体	400×400×550	個	10	
コンクリー、	18N/mm2	m3	0.2	
基礎砕石	RC-40 t=150	m2	4.9	

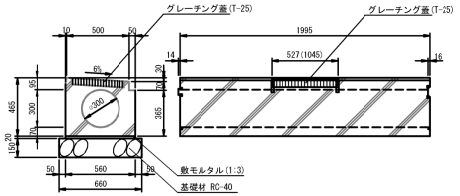
鉄筋コンクリート台付管



１０ｍ当り

項　目	規 格 寸 法	単位	数　量	摘　要
遠心ボックス カルバート(CSB)	φ300	m	10	
敷モルタル	1:3	式	1	
基礎砕石	RC-40 t=100	m2	4.2	

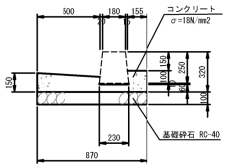
管(函)渠型側溝



数　量　表　　10m当り

項　目	規格寸法	単位	数　量	摘　要
円形水路	グレーチング蓋含む	個	5	830kg/個
基礎砕石	RC-40 t=150	m2	6.6	
敷モルタル	(1:3)	式	1	

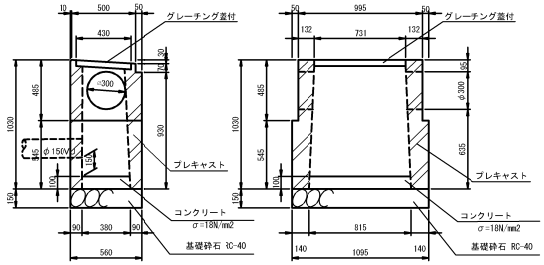
L形側溝
(セミフラットタイプ)



数量表　　10m当り

項　目	規格寸法	単位	数　量	摘　要
コンクリート	σ=18N/mm2	m3	1.1	
型枠		式	1	
基礎砕石	RC-40 t=100	m2	8.7	

プレキャスト街渠桝(2)

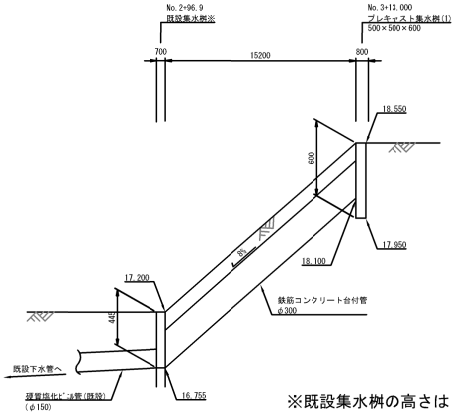


数　量　表　　１０箇所当り

項　目	規 格 寸 法	単位	数　量	摘　要
桝本体 (グレーチング蓋付)		個	10	703kg
コンクリート	σ=18N/mm2	m³	0.3	
基礎砕石	RC-40　t=150	m²	6.1	

鉄筋コンクリート台付管(参考図)

No.2+96.9～No.3+13.000　　縦　1：20　横　1：200



※既設集水桝の高さは
現地で計測し、適宜見直すこと

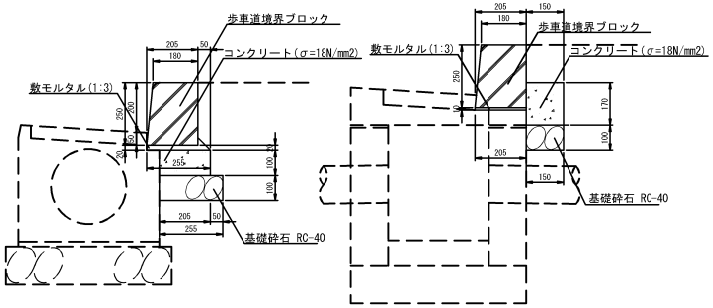
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工事名	R７横浜国道事務所管内環境整備その３工事
図面名	(城南地区)構造図(')
縮尺	図示　図面番号　28 / 33
年月日	令和８年１月　日
設計会社名	日本工営株式会社 株式会社 ドーコン
事務所名	国土交通省　横浜国道事務所

（城南地区）構造図(2)　S=1:10

歩車道境界ブロック
（片面Ｒ）

（管(函)渠型側溝）　　（プレキャスト街渠桝(1)）



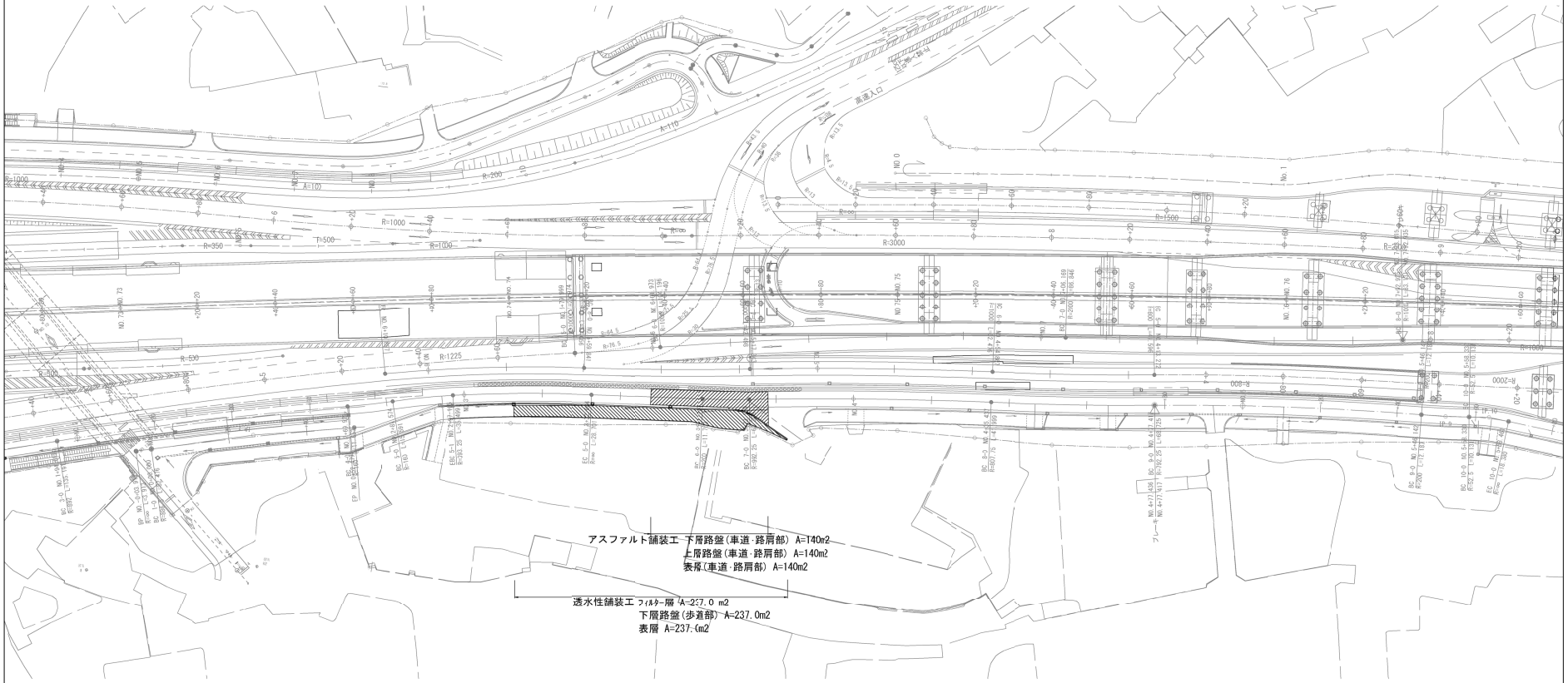
数量表　　10m当たり

項　目	規格・寸法	単位	数　量			摘　要
			L型側溝	円形水路	組合せ排水桝	
歩車道境界ブロック	片面Ｒ	個	16.5	16.5	16.5	
コンクリート	σ=18N/mm2	m3	－	0.2	0.3	
型枠		式	－	1.0	1.0	
基礎砕石	RC-40	m2	－	2.6	1.5	
敷モルタル	1:3	式	1.0	1.0	1.0	

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工事名	Ｒ７横浜国道事務所管内環境整備その３工事
図面名	（城南地区）構造図(2)
縮尺	1:10　図面番号　29 / 33
年月日	令和 ８ 年 １ 月 日
設計会社名	日本工営株式会社 株式会社 ドーコン
事務所名	国土交通省　横浜国道事務所

（城南地区）舗装平面図 S=1:500



舗装構成図 S=1:4

アスファルト舗装工

舗装	表　層：密粒度アスコン(20)	50
	上層路盤：粒度調整砕石 (M-30)	100
	下層路盤：再生クラッシャラン (RC-40)	150

透水性舗装工

舗装	表　層：開粒度アスコン(13)	40
	下層路盤：再生クラッシャラン (RC-40)	100
	フィルター層：再生砂	100

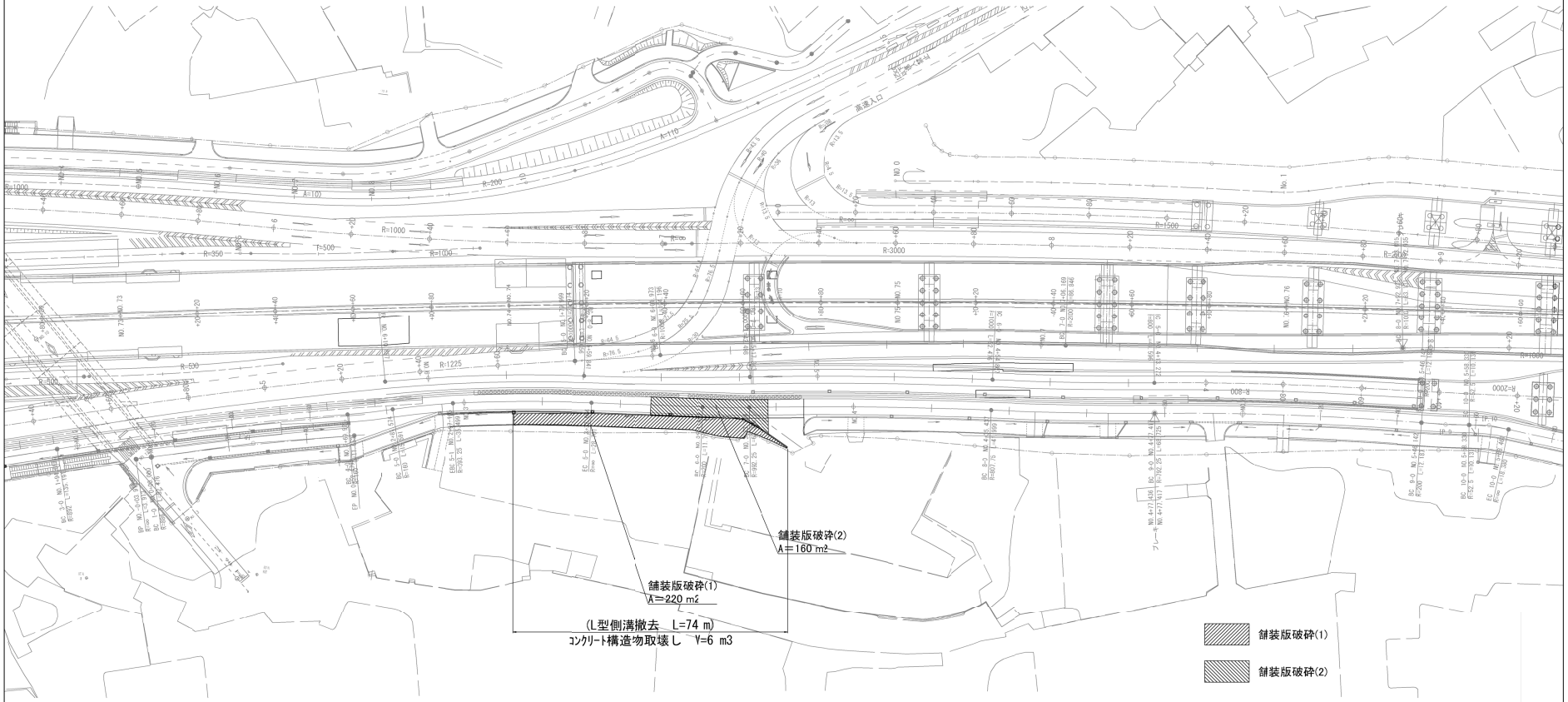
車道舗装

歩道舗装

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工事名	R７横浜国道事務所管内環境整備その３工事		
図面名	（城南地区）舗装平面図		
縮尺	図示	図面番号	33 / 33
年月日	令和 8 年 1 月 日		
設計会社名	日本工営株式会社		
事務所名	国土交通省　横浜国道事務所		

（城南地区）撤去平面図　S=1:500



舗装構成図　S=1:4

舗装版破砕(2)
（車道舗装）

舗 装	アスファルト舗装版	100

舗装版破砕(1)
（歩道舗装）

舗 装	アスファルト舗装版	40

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工事名	R７横浜国道事務所管内環境整備その３工事		
図面名	（城南地区）撤去平面図		
縮尺	図示	図面番号	31 / 33
年月日	令和 ８ 年 １ 月 日		
設計会社名	日本工営株式会社		
事務所名	国土交通省　横浜国道事務所		

【小雀地区】

数量総括表(1)

工事区分	工種	種別	細別	規格	単位	数量	摘要
道路改良(小雀地区)	道路土工	掘削工【本線】	掘削 (1)	土砂 オープンカット 押土無 障害無 5,000 m3以上 10,000m3未満	m3	190	
			掘削 (2)	軟岩 オープンカット 障害無 5,000m3以上	m3	1150	
			積込(ルーズ)	破砕岩 土量50,000m3未満	m3	1200	
		掘削工【管理用道路】	掘削	軟岩 オープンカット 障害無 5,000m3以上	m3	4610	
			積込(ルーズ)	破砕岩 土量50,000m3未満	m3	4600	
		路体盛土工【本線】	路体(築堤)盛土	4.0m以上	m3	70	
		路床盛土工【本線】	路床盛土	4.0m以上	m3	40	
		法面整形工【管理用道路】	法面整形(切土部) (1)	現場制約無 レキ質土、砂及び砂質土、粘性土	m2	240	
			法面整形(切土部) (2)	現場制約無 軟岩I	m2	340	
		残土処理工【本線】	土砂等運搬 (1)	土砂(岩塊・玉石混り土含む)	m3	50	
			土砂等運搬 (2)	軟岩	m3	1150	
			残土等処分		m3	1200	
			UCR基本料金		式	1	
		残土処理工【管理用道路】	土砂等運搬	軟岩	m3	4610	
			残土等処分		m3	4610	
	法面工	植生工【管理用道路】	植生基材吹付	5cm 植生基材吹付工 250m2以上500m2未満	m2	100	
		法面吹付工【管理用道路】	コンクリート吹付	高炉セメント 厚10cm	m2	37	
		法枠工【管理用道路】	吹付枠	□200×200	m2	470	
		点検施設工【管理用道路】	点検階段 (1)	地山面設置	m	17	
	擁壁工	作業土工【本線】	床掘り(掘削)	軟岩	式	1	
			積込(ルーズ)	破砕岩 土量50,000m3未満	式	1	
			土砂等運搬	軟岩	式	1	
			残土等処分		m3	140	
		既製杭工【本線】	鋼管杭 (1)	鋼管径(杭径) 1200mm 鋼管長さ(杭長) 15.5m	本	13	
			鋼管杭 (2)	鋼管径(杭径) 318.5mm 鋼管長さ(杭長) 8m	本	12	
			鋼バンド	φ1200用	個	1	
			現場取卸(鋼管杭)		t	79.9	
			圧入機組立・解体	φ1200仕様	回	1	
			反力架台	φ1200用	回	1	
			鋼矢板	IV型 平均鋼矢板長さ 10.7m 鋼矢板打込長 9.7m 平均鋼矢板引抜長 9.7m	式	1	
	排水構造物工	作業土工【管理用道路】	床掘り(掘削)	軟岩	式	1	
			埋戻し	土砂	式	1	
			基面整正		式	1	
			積込(ルーズ)	破砕岩 土量50,000m3未満	式	1	
			土砂等運搬	軟岩	式	1	
			残土等処分		m3	20	
		側溝工【管理用道路】	プレキャストU型側溝	ベンチフリューム 200×200×2000	m	68	
			小段コンクリート	18-8-25(20)(高炉)W/C指定なし	m	68	
		集水桝・マンホール工	現場打ち集水桝	現場打材 各種 法面作業補正有	箇所	1	
	構造物撤去工	構造物取壊し工【本線】	鋼材切断	H鋼杭(H300～H400)	箇所	1	
			H鋼杭引抜き	H-400×400×13×21 引抜長 10.374m	本	1	
	応急処理工	応急処理工	応急処理		式	1	

工事名	R7横浜国道事務所管内環境整備その3工事
図面名	数量総括表(1)
縮尺	- / 図面番号 32 / 33
年月日	令和 8 年 1 月 日
設計会社名	-
事務所名	国土交通省 横浜国道事務所

数量総括表(2)

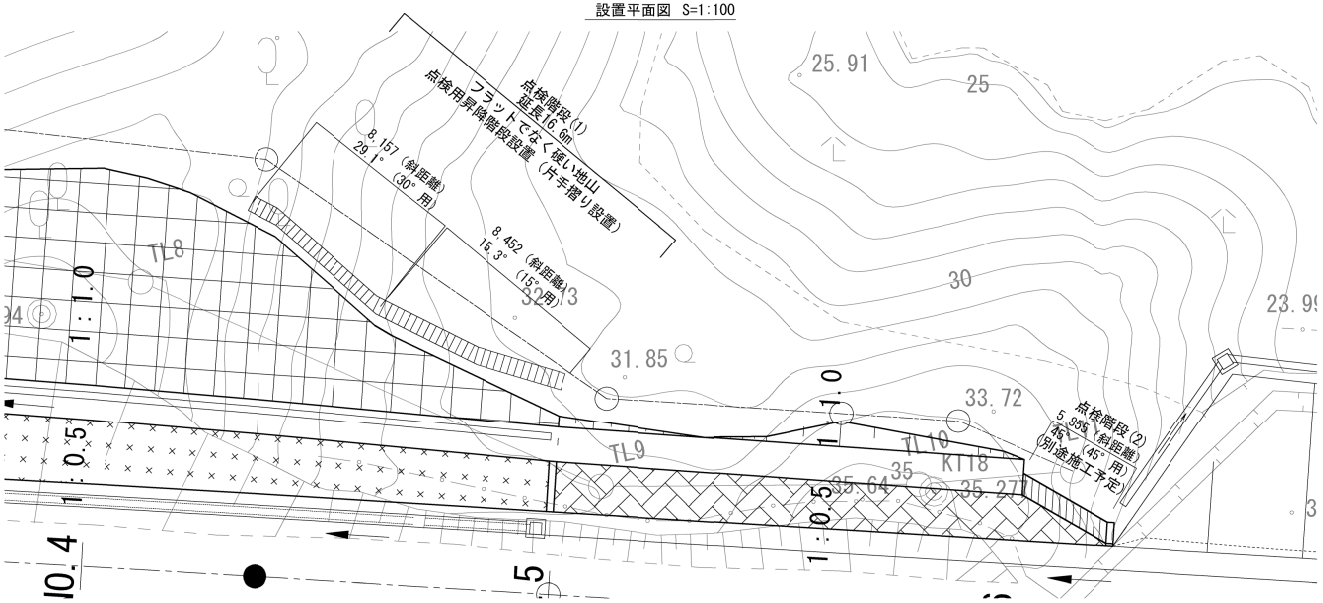
【城南地区】

工事区分	工種	種別	細別	規格	単位	数量	摘要
道路改良(城南地区)	舗装工	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工	下層路盤(車道・路肩部)	再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-40 仕上り厚 150mm	m2	140	
			上層路盤(車道・路肩部)	粒度調整砕石 M-30 仕上り厚100mm	m2	140	
			表層(車道・路肩部)	密粒度ｱｽｺﾝ(20) 舗装厚 50mm 3.0n超	m2	140	
		透水性舗装工	ﾌｨﾙﾀｰ層	再生砂 仕上り厚 100mm	m2	237	
			下層路盤(歩道部)	再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-40 仕上り厚 100mm	m2	237	
			表層	開粒度ｱｽｺﾝ (13) 2.4m以上 舗装厚 40mm	m2	237	
	排水構造物工	作業土工	床掘り	土砂	式	1	
			埋戻し	土砂	式	1	
			土砂等運搬 現場～仮置場	土砂(岩塊・玉石混り土含む)	式	1	
			整地	残土受入れ地での処理	式	1	
		側溝工	L形側溝	幅 87cm 高さ 32cm	m	15	
			管(函)渠型側溝	幅 30cm 高さ 30cm	m	38	
		管渠工	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ台付管	I型 300×2400	m	15	
		集水桝・ﾏﾝﾎｰﾙ工	ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ街渠桝 (1)	組合せ集水桝 400×400×550	箇所	2	
			ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ街渠桝 (2)	380×815×1030	箇所	1	
	縁石工	縁石工	歩車道境界ﾌﾞﾛｯｸ	B種(180/205×250×600)	m	73	
	構造物撤去工	構造物取壊し工	ｺﾝｸﾘｰﾄ構造物取壊し	無筋構造物 機械施工	m3	6	
			舗装版破砕 (1)	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版 舗装版厚 4cm	m2	220	
			舗装版破砕 (2)	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版 舗装版厚 10cm	m2	160	
		運搬処理工	殻運搬 (1)	ｱｽﾌｧﾙﾄ殻	m3	25	
			殻運搬 (2)	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(無筋)	m3	6	
			殻処分 (1)	ｱｽﾌｧﾙﾄ殻	m3	25	
			殻処分 (2)	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(無筋)	m3	6	
	応急処理工	応急処理工	応急処理工		式	1	

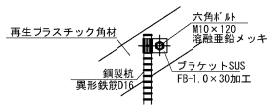
工事名	R７横浜国道事務所管内環境整備その３工事		
図面名	数量総括表(2)		
縮尺	－	図面番号	33 / 33
年月日	令和 8 年 1 月 日		
設計会社名	－		
事務所名	国土交通省 横浜国道事務所		

点検施設構造図(1)【参考図】

設置平面図 S=1:100

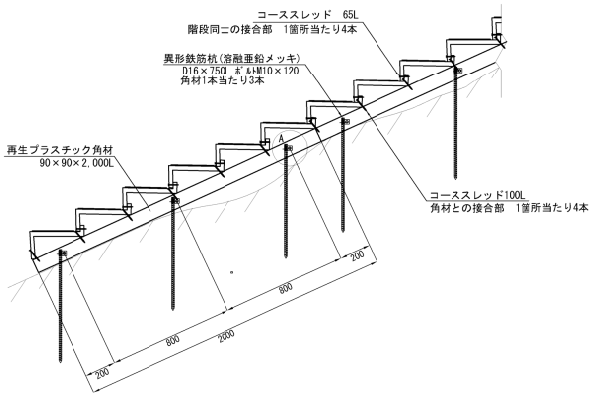


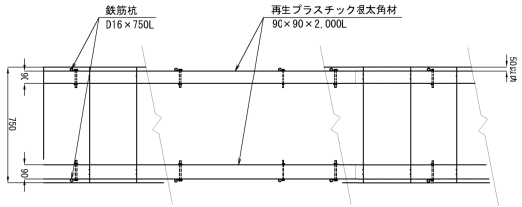
S=1:5



注記）ブラケットのノッチ（凹み）と鉄筋杭の縦の溝が切られていない部分が重なるとしっかりと止めつけられないため、鉄筋杭の凹凸とノッチがかみ合うよう取付位置に注意すること。

構造図 S=1:15





材料表（階段部W750）

種　別	規　格	単位	傾斜15° 斜距離8.5m	傾斜30° 斜距離8.2m
再生プラスチック製ステップ	HS-1ヒLS	個	27	
	HS-2.S	個	1	
	HS-3.S	個		24
	HS-3ヒLS	個		1
再生プラスチック製角材	□90×2000	本	10	10
異形鉄筋杭	D16×750	本	30	30
コーススレッド	65L	本	108	96
	100L	本	112	100
ブラケット	FB-1.0×30 ボルトM10×120 (溶融亜鉛メッキ含む)	本	30	30

特記事項：
・傾斜15度から30度の時、ステップ1段目は本体同土の重なりが無いのでプラス5度用の本体を使用すること。
・階段本体に手摺を取り付ける場合は、角材が階段端部から50mm以内になるように設置すること。

この「参考図」は、入札参加者の技術提案書作成に資するための資料であり、契約書第一条にいう設計図書ではない。
したがって「参考書」は請負契約上の拘束力を生じるものではなく、請負者は施工条件、地質条件等を十分考慮して、仮設、施工方法、安全対策等、工事目的物を完成するための一切の手段について請負者の責任において定めるものとする。なお、この「参考図」の有効期限は、この工事の入札日までとする。

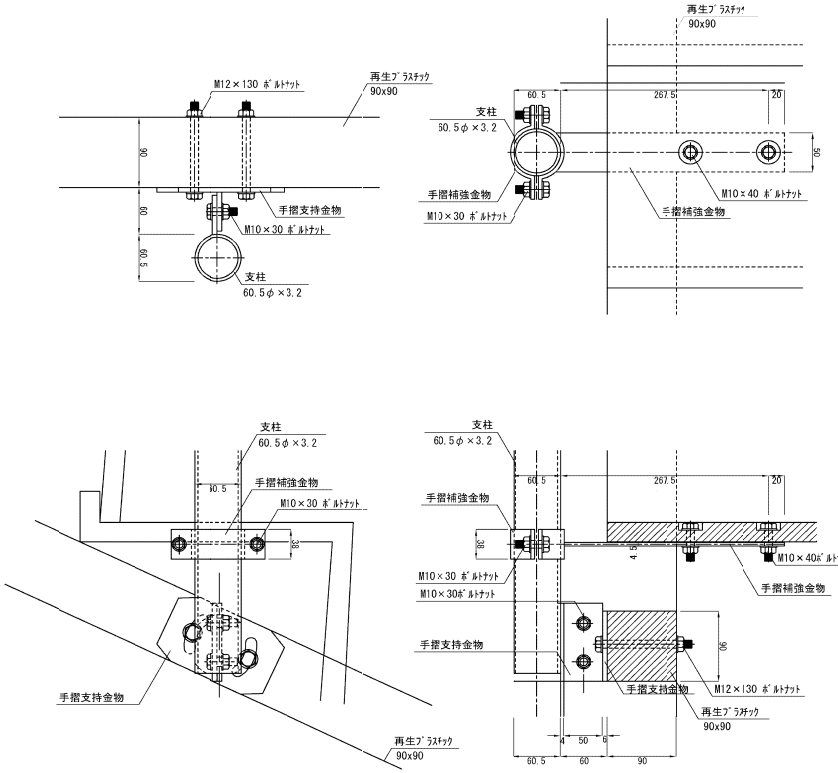
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

【小省地区】【管理用道路】

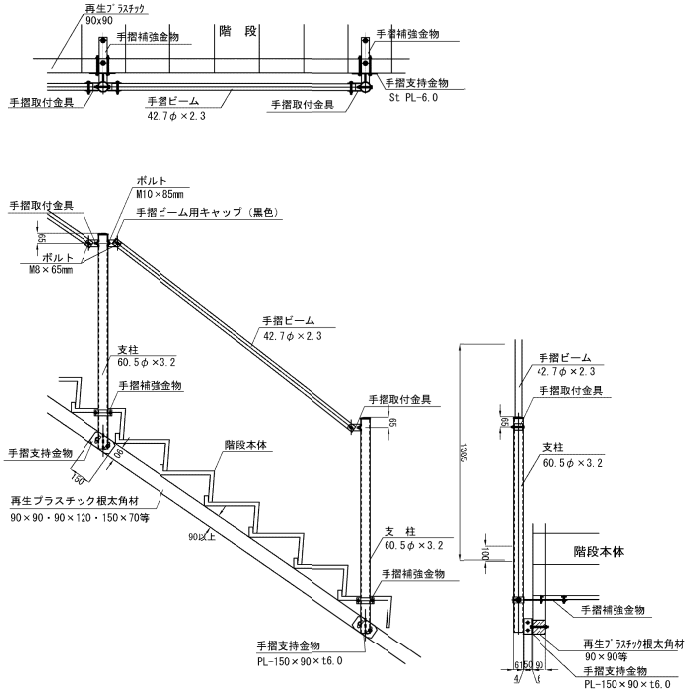
工事名	R7横浜国道事務所管内環境整備その3工事
図面名	点検施設構造図(1)【参考図】
縮尺	図示
図面番号	参 － 1
年月日	令和 8 年 1 月 日
設計会社名	大日コンサルタント 株式会社
事務所名	国土交通省 横浜国道事務所

点検施設構造図(2)【参考図】

部材詳細図 S=1:3



手摺詳細図 S=1:15



注記）手摺ビーム用キャップ（黒色）は、雨水等が貯まるのを防ぐため、
キャップが取りけられている側が斜面の上になるよう設置すること。

材料表

種　別	規　格	重　量	延長15.4n（斜距離16.8m）		延長4.1m（斜距離5.9m）	
			重　量	数　量	重　量	数　量
端末支柱（ボルト、取付金具含）	60.5φ×3.2×1,385	5.85Kg/本	5.85Kg/本	2	5.85Kg/本	2
中間支柱（ボルト、取付金具含）	60.5φ×3.2×1,385	6.05Kg/本	6.05Kg/本	7	6.05Kg/本	2
手摺ビーム	42.7φ×2.3×1,878	4.00Kg/本	4.00Kg/本	8	4.00Kg/本	3
手摺支持金物（ボルトM12-130含）	PL-150×90×16.0	0.90Kg/個	0.90Kg/個	9	0.90Kg/個	4
手摺補強金物（ボルトM10-40,M10-30含）	FB-4.5×38+4.5×50	0.90Kg/個	0.90Kg/個	9	0.90Kg/個	4

この「参考図」は、入札参加者の技術提案書作成に資するための資料であり、契約書第一条にいう設計図書ではない。
したがって「参考書」は請負契約上の拘束力を生じるものではなく、請負者は施工条件、地質条件等を十分考慮して、仮設、施工方法、安全対策等、工事目的物を完成するための一切の手段について請負者の責任において定めるものとする。なお、この「参考図」の有効期限は、このエ事の入札日までとする。

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

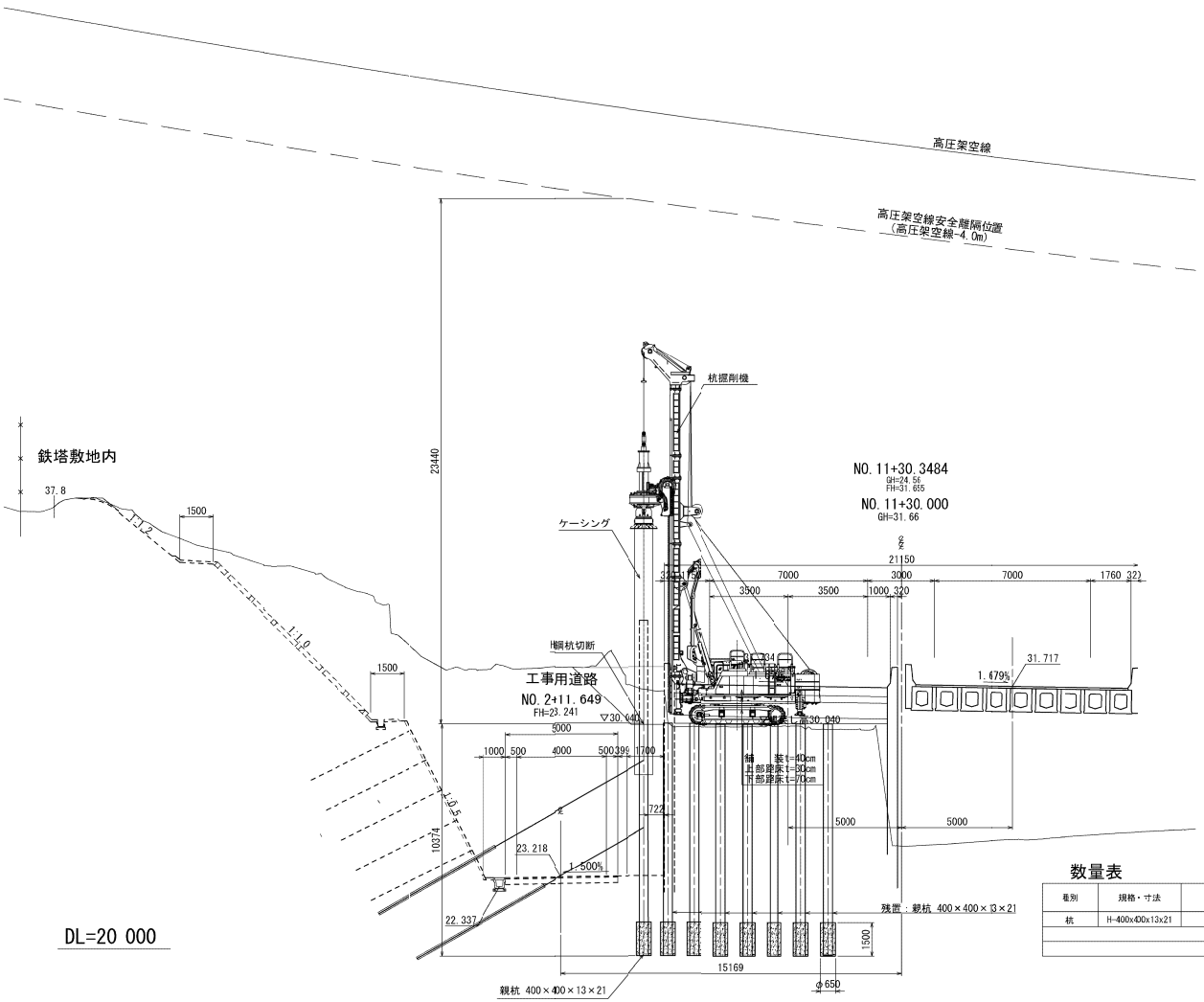
【小省地区】【管理用道路】

工事名	R7横浜国道事務所管内環境整備その3工事
図面名	点検施設構造図(2)【参考図】
縮　尺	図示　図面番号　参 － 2
年月日	令和 8 年 1 月　日
設計会社名	株式会社 オリエンタルコンサルタンツ
事務所名	国土交通省　横浜国道事務所

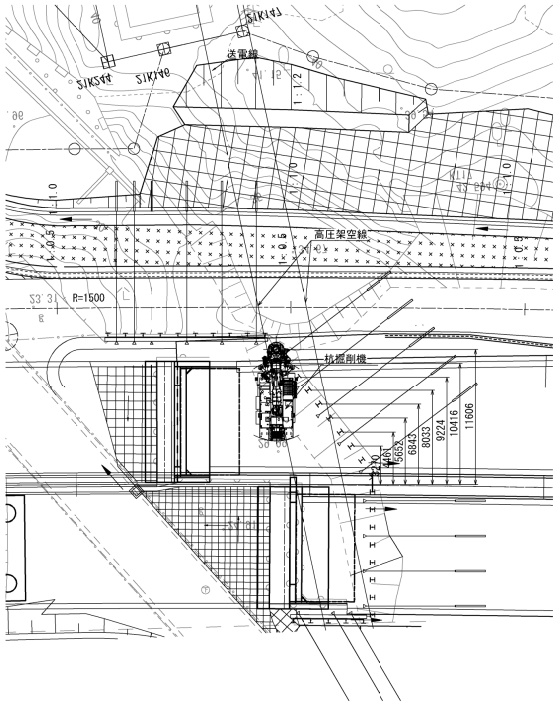
土留め杭引抜き施工要領図【参考図】

（オーガケーシング工法）

断　面　図　S=1:00



平　面　図　S=1:200



施工手順

①杭切断（施工基面）
②杭打機セット
③ケーシング回転・削孔
④ケーシング引き上げ
⑤輪投げワイヤー取り付け
⑥ケーシング挿入・輪投げワイヤーセット
⑦杭引抜き
⑧杭引き倒し

数量表

種別	規格・寸法	長さ (m)	本数	単位質量 (kg/m)	1本当り質量 (kg)	質量 (ig)	備考
杭	H-400x400x13x21	15.00	1	172	2.580	2.580	切断1か所
					スクラップ	2.580 (kg)	
					掘削長	10.37 (m)	

この「参考図」は、入札参加者の技術提案書作成に資するための資料であり、契約書第一条にいう設計図書ではない。
したがって「参考書」は請負契約上の拘束力を生じるものではなく、請負者は施工条件、地質条件等を十分考慮して、仮設、施工方法、安全対策等、工事目的物を完成するための一切の手段について請負者の責任において定めるものとする。なお、この「参考図」の有効期限は、この工事の入札日までとする。

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

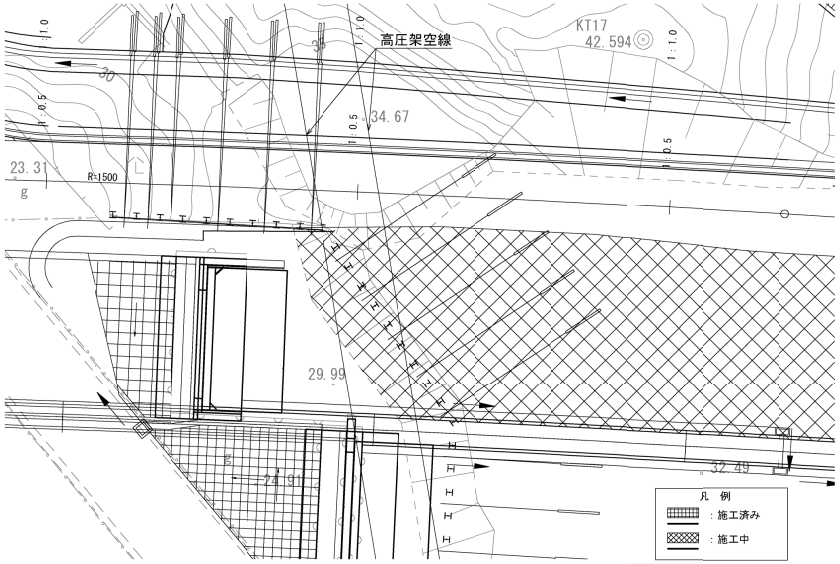
【小雀地区】【本線】

工事名	R7横浜国道事務所管内環境整備その3工事
図面名	土留め杭引抜き施工要領図【参考図】
縮尺	図示　図面番号　参 - 3
年月日	令和 8 年 1 月 日
設計会社名	
事務所名	国土交通省　横浜国道事務所

鋼管杭圧入施工要領図(1)【参考図】 S=1:150

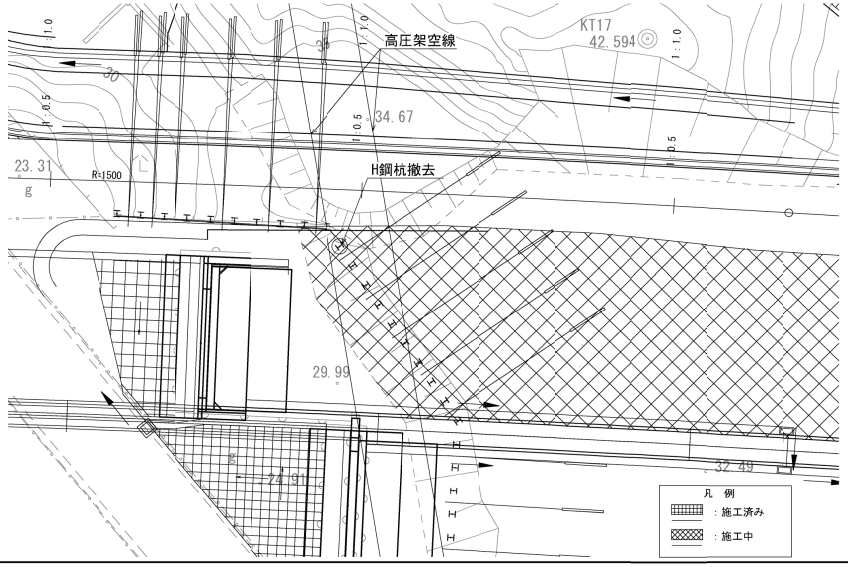
ステップ１：施工ヤードの整備

※橋台背面の埋戻し高で施工ヤードを整地する



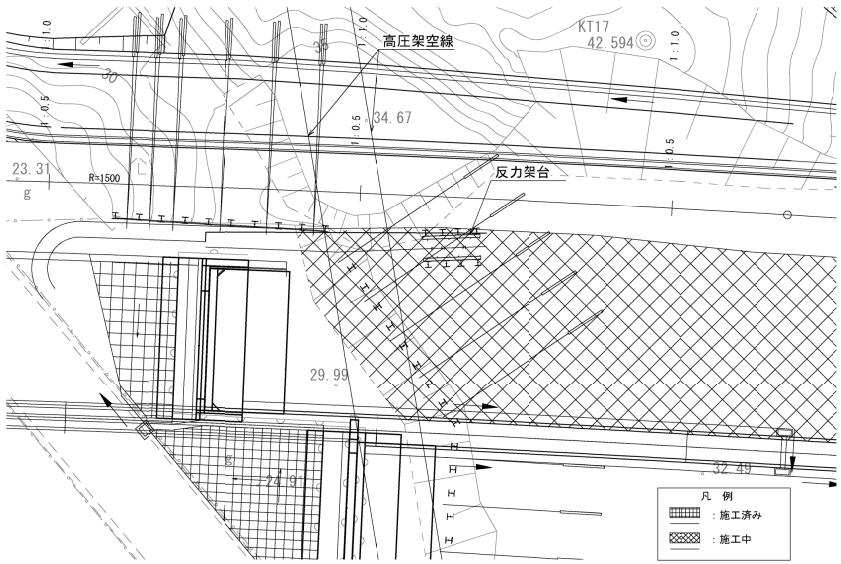
ステップ２：H鋼杭撤去

※鋼管杭と干渉するH鋼杭を引抜き撤去する



ステップ３：反力架台の設置

※鋼管杭圧入機発進用の反力架台を設置する

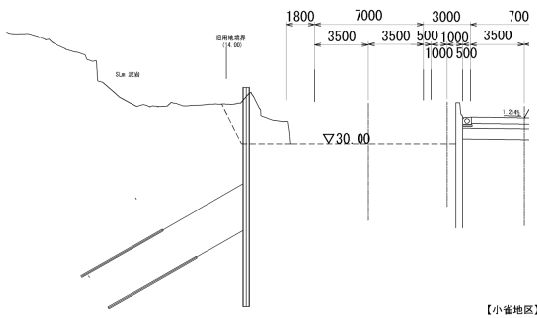


断 面 図

ステップ１：施工ヤードの整備

NO.3+1.733
FH=24.315

NO.11+40.000
GH=29.83



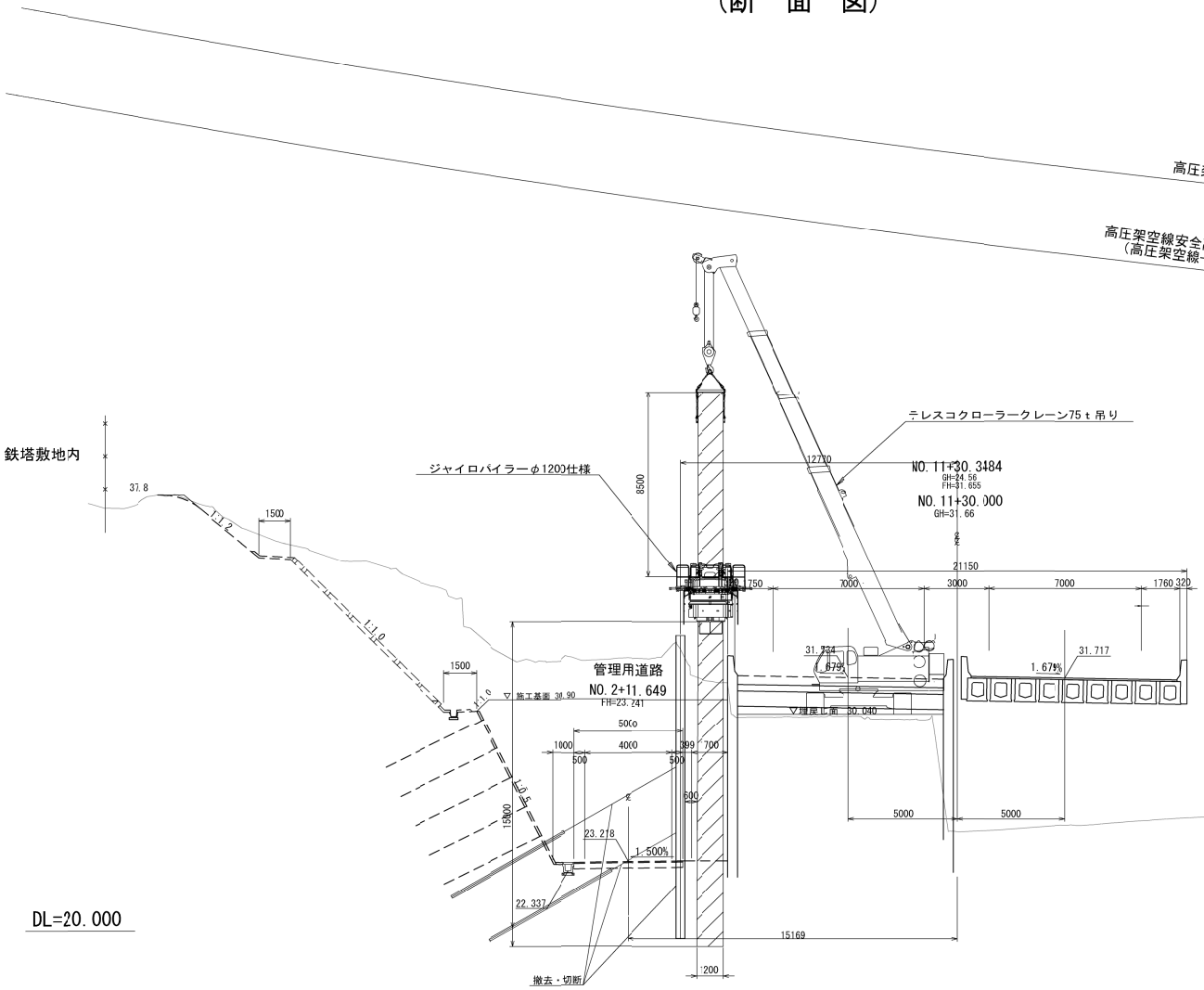
この「参考図」は、入札参加者の技術提案書作成に資するための資料であり、契約書第一条にいう設計図書ではない。
したがって「参考書」は請負契約上の拘束力を生じるものではなく、請負者は施工条件、地質条件等を十分考慮して、仮設、施工方法、安全対策等、工事目的物を完成するための一切の手段について請負者の責任において定めるものとする。なお、この「参考図」の有効期限は、この工事の入札日までとする。

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

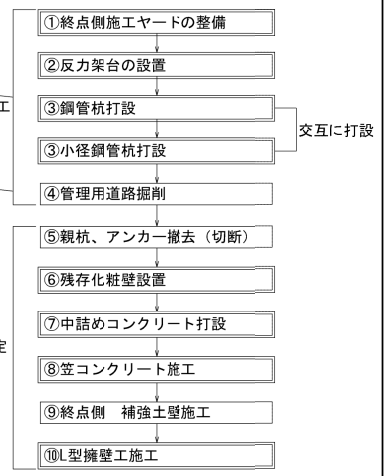
【小雀地区】【本線】

工事名	R7横浜国道事務所管内環境整備その3工事
図面名	鋼管杭圧入施工要領図(1)【参考図】
縮尺	1：150
図面番号	参 － 4
年月日	令和 8 年 1 月 日
設計会社名	大日コンサルタント株式会社
事務所名	国土交通省 横浜国道事務所

鋼管杭圧入施工要領図(2)【参考図】 S=1:100
（断　面　図）

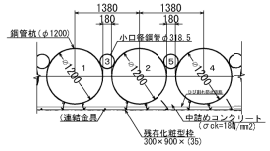


施工順序



□：鋼管杭擁壁関連工種

鋼管杭配置図 S=1:50



注記）
※施工基面は埋戻し面とした。
※終点側の地盤面は高いので掘削を行い施工ヤードを確保する必用がある。
※管理用道路については詳細図を確認のこと

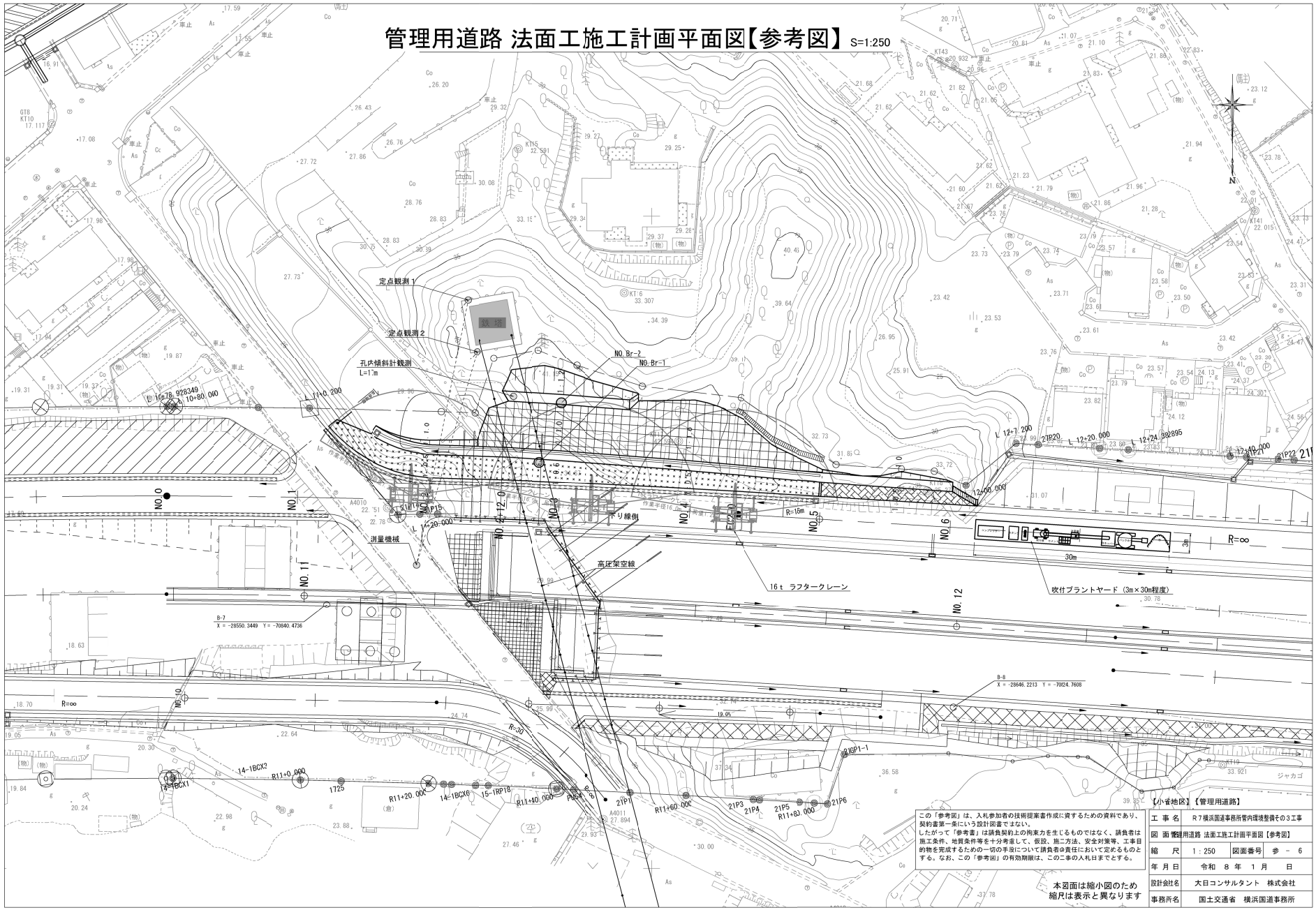
【小雀地区】【本線】

この「参考図」は、入札参加者の技術提案書作成に資するための資料であり、契約書第一条にいう設計図書ではない。
したがって「参考書」は請負契約上の拘束力を生じるものではなく、請負者は施工条件、地質条件等を十分考慮して、仮設、施工方法、安全対策等、工事目的物を完成するための一切の手段について請負者の責任において定めるものとする。なお、この「参考図」の有効期限は、この工事の入札日までとする。

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工事名	R７横浜国道事務所管内環境整備その３工事
図面名	鋼管杭圧入施工要領図⑵【参考図】
縮尺	図示
図面番号	参 － 5
年月日	令和　８　年　１　月　　日
設計会社名	大日コンサルタント株式会社
事務所名	国土交通省　横浜国道事務所

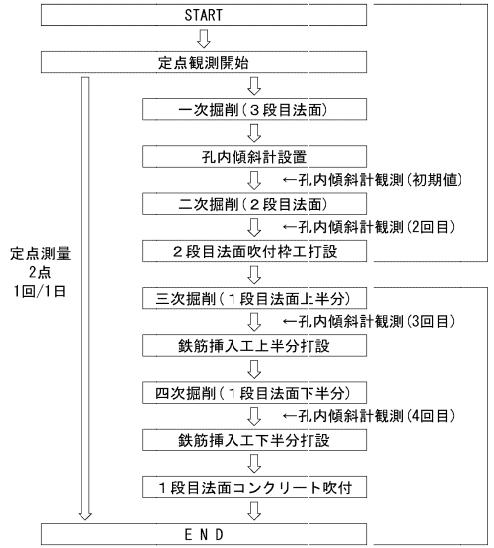
管理用道路 法面工施工計画平面図【参考図】 S=1:250

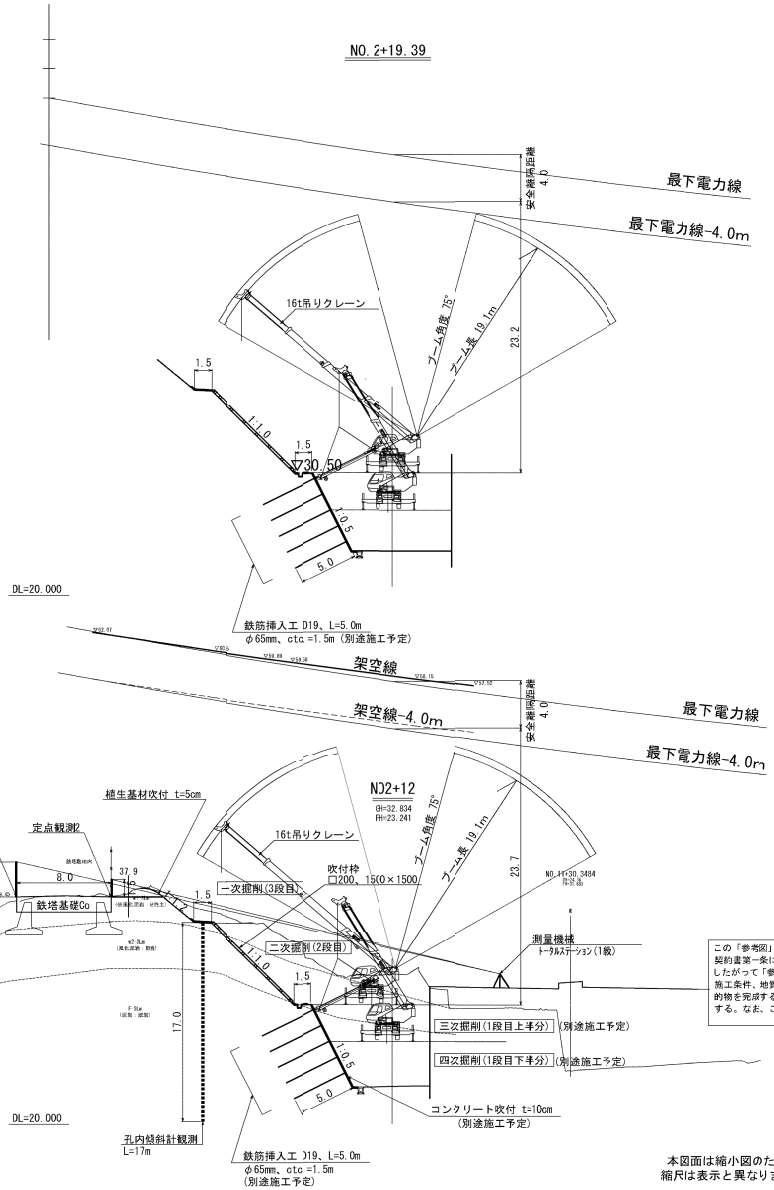


管理用道路 法面工施工計画断面図【参考図】 S=1:200

No.119

【施工手順】





【施工留意事項】

・当現場には6600Vの高圧電力線があり、施工時の感電・安全対策に留意することとし、最下電力線に対しての離隔距離として4.0mを確保することを原則とする。（ブーム長は19.1mより伸ばさないようにすること。なお、ブーム長19.1mで作業する際にはブーム角度を75°以上立てないこと。）
・掘削は、法面毎に上から順に実施すること。1段目法面については、施工中の安定性を向上させるため、上半分と下半分に分けて切土を行い、鉄筋挿入工は逆巻施工とする。
・架空線からの安全離隔距離4mが確保できるように、クレーンのブーム長・角度を管理するとともに、監視人を置き作業を監視させること。
・施工中は、観測計画に基づいて変位観測を行う。
鉄塔基礎の不同沈下が許容値を上回る恐れが生じた場合は、変位を抑制するための追加対策(鉄筋挿入工やアンカー工)が必要となる場合が想定されるため、早期に監督官と協議の上、必要な対策を検討すること。

【観測計画】

・鉄塔基礎に生じる変位については、鉄塔基礎Co端部（のり面側と背面側）の2箇所に変位杭を設置し、切土施工に伴う変位量を観測する。
・観測には、mm単位の精度が求められるため、測量機械は1級のトータルステーションを用いることとする。
・なお測量機械は、アパット上部に設置するものとする。
・鉄塔基礎の定点観測で異常が出たときに、どこの深度にすべり面があるかを確認して対策に活かすために、孔内傾斜計ガイドパイプを設置する。（定点観測で異常が確認された後で設置しても、設置後にもう一度動かないとすべり面が観測できないため（その時には手遅れ、）、異常が観測されていない初期に設置すること。）

【鉄塔基礎変位量管理基準値】

	鉛直変位			水平変位	
	傾斜量	不同沈下	切土による不同沈下	変位率	不同変位
許容値	1/1200以下	6.7mm以下	4.5mm以下	1/800以下	10.0mm以下

※「不同沈下」および「不同変位」は、基礎両端の変位量の差(mm)を示す。
※ 傾斜量1/1200ときの基礎底面の「不同沈下」は8.7mmであるが、鉄塔自体の荷重変動による不同沈下が、2.2mm予想されるため、「切土による不同沈下」の許容値は4.5mmとした。

この「参考図」は、入札参加者の技術提案書作成に資するための資料であり、契約書第一条にいう設計図書ではない。
したがって「参考書」は請負契約上の拘束力を生じるものではなく、請負者は施工条件、地質条件等を十分考慮して、仮設、施工方法、安全対策等、工事目的物を完成するための一切の手段について請負者の責任において定めるものとする。なお、この「参考図」の有効期限は、この工事の入札日までとする。

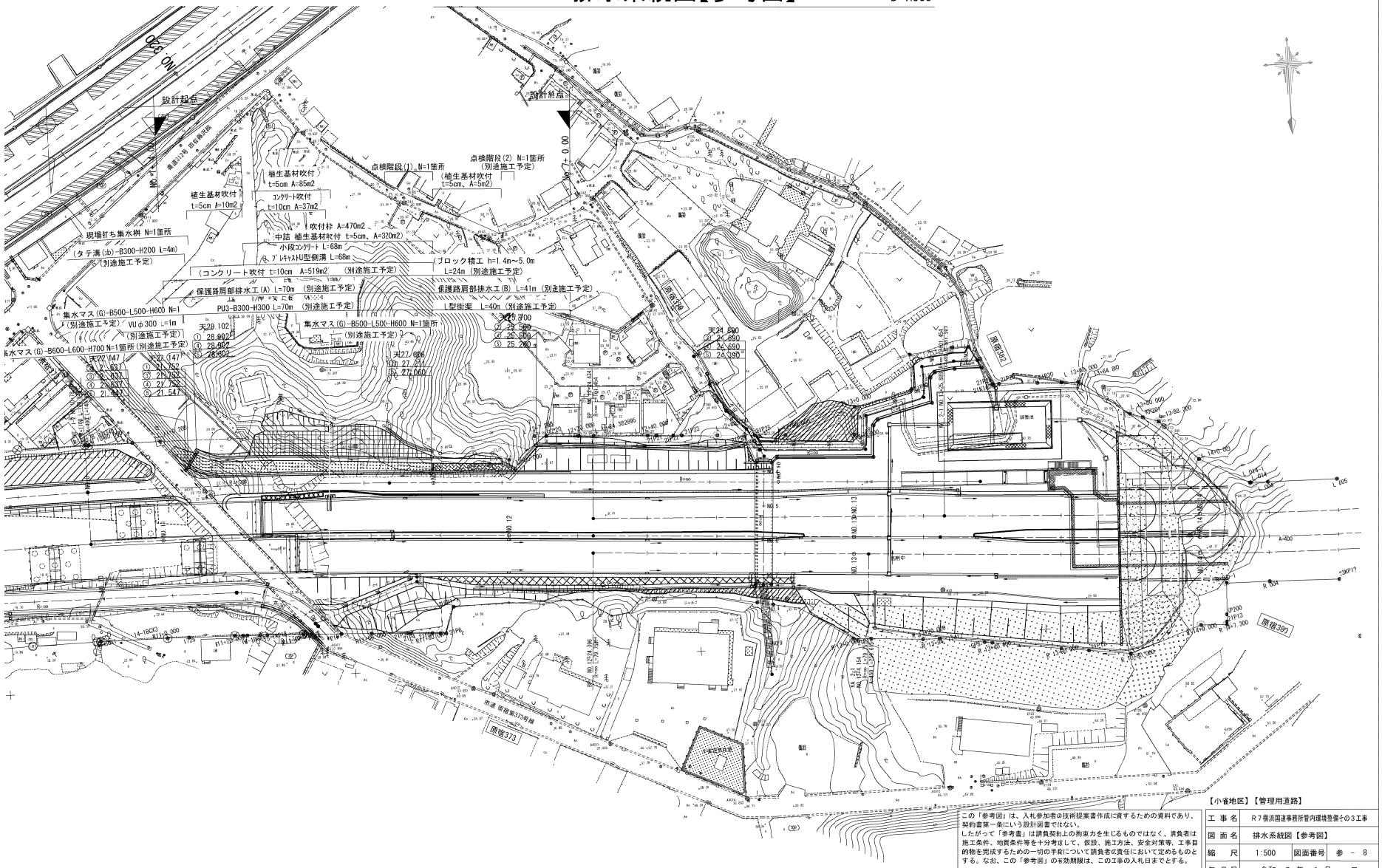
本図面は縮小図のため縮尺は表示と異なります

【小雀地区】【管理用道路】

工事名	R７横浜国道事務所管内環境整備その３工事		
図面題目	管理用道路 法面工施工計画断面図【参考図】		
縮尺	1：200	図面番号	参 － 7
年月日	令和 ８ 年 １ 月 日		
設計会社名	大日コンサルタント 株式会社		
事務所名	国土交通省 横浜国道事務所		

排水系統図【参考図】

S=1:500


設計起点
設計終点
点検階段(1) N=1箇所
点検階段(2) N=1箇所
(別途施工予定)
植生基材吹付
t=5cm A=85m2
植生基材吹付
t=5cm A=10m2
コンクリート吹付
t=10cm A=37m2
吹付枠 A=470m2
中詰 植生基材吹付 t=5cm、A=320m2)
現場打ち集水桝 N=1箇所
(タテ溝(b)-B300-H200 L=4m)
(別途施工予定)
小段コンクリート L=68m
プレキャストU型側溝 L=68m
(ブロック積工 h=1.4m~5.0m
L=24m (別途施工予定)
(コンクリート吹付 t=10cm A=519m2 (別途施工予定)
保護路肩部排水工(A) L=70m (別途施工予定)
PU3-B300-H300 L=70m (別途施工予定)
保護路肩部排水工(B) L=41m (別途施工予定)
L型街渠 L=40m (別途施工予定)
集水マス(G)-B500-L500-H600 N=1箇所
(別途施工予定)
集水マス(G)-B500-L500-H600 N=1
(別途施工予定)
VUφ300 L=1m
(別途施工予定)
集水マス(G)-B600-L600-H700 N=1箇所(別途施工予定)
集水マス(G)-B500-L500-H600 N=1箇所
(別途施工予定)
天29.102
① 28.902
② 28.902
③ 28.902
天22.147
① 21.752
② 21.752
③ 21.752
④ 21.752
⑤ 21.547
天27.686
① 27.411
② 27.060
天24.890
② 24.690
③ 24.690
⑤ 24.390
原宿382
原宿390
原宿373
市道 原宿第373号線
調整池
L=1.300
L=88.900
L=80.000
L=64.880
L=0.000
L=64.880
L=88.900
L=1.300
L=0.000
L=64.880
L=88.900
L=1.300
L=0.000
L=64.880
L=88.900
L=1.300